TOKUSHIMA PREFECTURE

徳島県

災害廃棄物処理計画

（素案）

令和８年度改定

徳島県

目　次

第１章　　総　則..... 1
１．計画作成の背景及び目的 1
２．災害廃棄物処理計画の位置づけ 2
３．想定する災害 4
４．圏域ごとの被害想定 10
５．本計画で対象とする廃棄物 14
６．災害廃棄物処理計画の基本的な考え方 17
７．計画の見直し 19
８．処理の主体と各主体の役割 20
第２章　　平時の災害廃棄物対策..... **23**
１．組織体制と業務継続 24
２．情報収集・連絡体制の整備 28
３．協力・支援・受援体制 32
４．災害廃棄物等の発生量及び処理可能量の推計 42
５．処理フローと処理期間 57
６．生活ごみ・し尿等の処理体制 63
７．収集運搬体制 68
８．仮置場の準備 71
９．処理施設の災害対策 77
10．公費解体・撤去の準備 80
11．事務委託・受託の事前整理 87
12．有害物等と環境・安全対策 91
13．県民への啓発と広報準備 94
14．市町村計画の点検支援と人材育成 97
第３章　　初動対応準備期..... **99**
１．準備期の対応と安全確保 99
２．気象情報等の収集と共有 102
３．連絡・支援体制の事前確認 104

４．施設・車両・資機材の保全 107
５．収集・処理と仮置場の準備 109
６．住民への事前周知 112
７．南海トラフ地震臨時情報への対応 114
第４章　　初動期・応急対応期..... 116
１．組織体制の確立 116
２．被害情報と支援ニーズの把握 118
３．支援の要請と受入調整 120
４．生活ごみ・避難所ごみの収集・処理 122
５．し尿・使用済み携帯トイレの収集・処理 125
６．片付けごみの収集・運搬 129
７．仮置場の開設と運営 132
８．発生量推計と処理方針の整理 135
９．処理実行計画の策定 137
10．公費解体・撤去の着手 138
11．処理先の確保と広域処理 141
12．有害物等と環境・安全対策 143
13．処理困難物の対応 145
14．事務委託の判断と受託手続 147
15．住民広報と財政支援の準備 148
第５章　　復旧・復興期..... 150
１．継続的な処理体制と受援 150
２．発生量の更新と進捗管理 153
３．処理実行計画の見直し 156
４．生活ごみ・し尿等の処理継続 158
５．収集運搬と仮置場の管理 160
６．公費解体・撤去の実施 162
７．処理・再資源化と最終処分 170
８．広域処理と広域輸送の継続 174
９．県による受託業務の実施 178
10．有害物等の処理と環境・安全管理 181

11. 住民広報と相談対応 183
12. 財政支援と災害査定 185
13. 処理の完了と通常体制への移行 191

徳島県災害廃棄物処理計画

第１章

総　則

第Ⅰ章　　総　則

Ⅰ．計画作成の背景及び目的

東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年、地震、豪雨、台風等による大規模な災害が全国各地で発生している。災害時には短期間に大量の災害廃棄物が発生し、その処理の遅れが復旧・復興や生活環境に大きな影響を及ぼすことから、過去の災害から得られた経験や教訓を踏まえ、平時から災害廃棄物処理体制を整えておくことが重要である。

徳島県（以下「県」と表記する。）では、南海トラフ巨大地震をはじめ、台風や集中豪雨等の災害からの速やかな復旧・復興を図るとともに、県内市町村における災害廃棄物対策の基本的な指針とするため、平成 27 年３月に「徳島県災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」と表記する。）を策定した。その後、平成 30 年度までに県内全市町村において災害廃棄物処理計画の策定が完了した。

令和４年３月の改定以降、災害を取り巻く状況の変化や最新の事例・知見を反映し、国の指針及び県の関連計画との整合を図りながら、本計画を見直してきた。直近では、令和８年３月に改定している。

今回の改定では、令和７年９月に公表した「徳島県津波浸水想定」及び令和８年２月に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」を踏まえ、災害廃棄物発生量、避難所ごみ発生量、し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数、処理可能量等を見直す。

また、令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨等で得られた経験・教訓や最新の知見を踏まえ、初動対応、仮置場の設置・運営、住民への広報、公費解体、広域処理、関係機関・関係事業者団体との連携等について内容の充実を図る。

あわせて、災害廃棄物の処理主体である市町村と、技術的支援や広域的な調整等を担う県との役割を明確にする。市町村が平時から必要な備えを進め、発災時には主体的に災害廃棄物処理に取り組むとともに、県と市町村が相互に連携して迅速かつ適正な処理を進められるよう、本計画の実効性を高める。

これらの取組を通じて、災害廃棄物の適正処理と再資源化を実現し、県民の安全・安心と良好な生活環境を確保するとともに、資源の有効利用を進め、「未来に引き継げる徳島県」を目指す。

２．災害廃棄物処理計画の位置づけ

本計画は、被災した市町村に対する支援を行うため、平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項を取りまとめるものである。具体的には、市町村に対する技術的な支援、県域を越える広域的な処理に係る調整、民間事業者等との連携・協力のあり方等を示すとともに、市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部の委託を受ける場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく処理体制等について示すものとする。

市町村の災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項を取りまとめるものである。

具体的には、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の選定・設置・運営、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレ等から発生するし尿の収集・処理体制、住民への広報、周辺市町村や関係事業者等との連携・協力、受援体制等について示すものとする。

なお、平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している市町村については、災害時においても一部事務組合や広域連合と連携した収集・処理等が必要となることから、災害廃棄物処理計画の見直し等に当たっても、これらの関係機関との連携を図るものとする。

本計画では、災害廃棄物の処理主体である市町村と、市町村への技術的支援や広域的な調整等を担う県の役割を明確にし、それぞれがその役割を認識するとともに、相互に連携して災害廃棄物対策を進めるものとする。

また、本計画は、「徳島県地域防災計画」及び「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（令和８年３月）（以降は、「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）と表記する。」の本編・資料編と整合を図り、広域支援に係る連絡・調整には同計画の手順及び様式を活用する。

各計画や指針等の相互関係については、図　Ⅰ-1 のとおりとする。

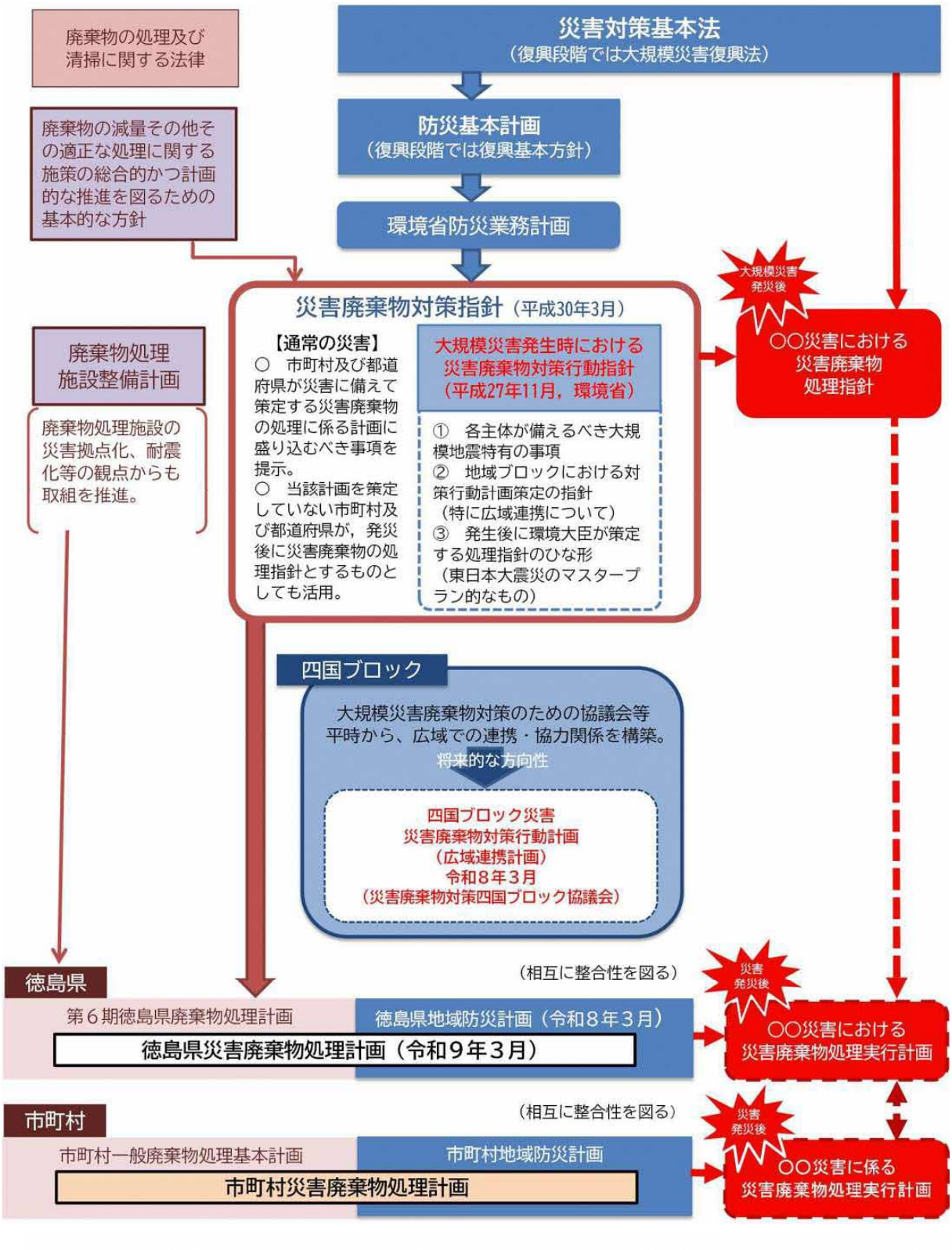

［「災害廃棄物対策行動指針」より作成］

図　1-1　災害廃棄物対策に係る「徳島県災害廃棄物処理計画」の位置づけ

３．想定する災害

本計画では、地震災害及び風水害その他の自然災害を対象とする。このうち、県内で発生が想定される大規模な地震災害として、南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震について、それぞれの被害想定を以下に示す。これらの被害想定は、災害廃棄物の発生量や処理体制等を検討する上での基礎となるものである。なお、本計画における災害廃棄物対策の検討に当たっては、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」を基本とする。

（１）徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和８年２月４日）

南海トラフ巨大地震における震度分布及び液状化危険度分布、津波浸水想定を図１-２に示す。また、建物被害をはじめ、津波、火災等による被害想定を表　１-1～表　１-4 に示す。（資料３参照。）

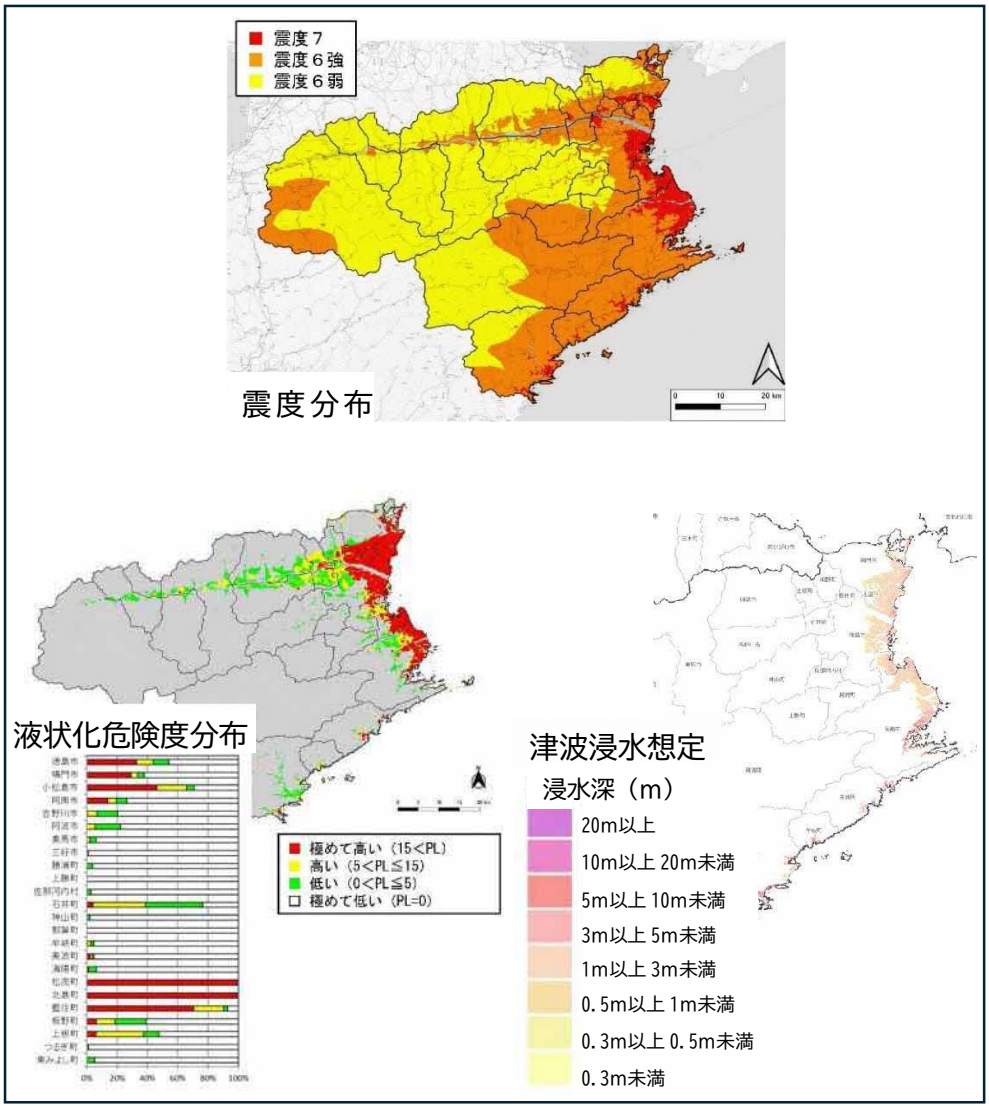

図　１-2　震度分布及び液状化危険度分布、津波浸水想定

表 1-1　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定の概要（建物被害）

（単位：棟）

建物状況 被害種類	全　壊	半　壊	大規模半壊
揺　れ	55,700	59,700	－
津　波	17,800	35,000	－
急傾斜地崩壊 （土砂災害）	480	820	－
液状化	1,500	3,700	2,100

注：端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

表 1-2　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定の概要（火災焼失数）

（単位：棟）

想定する状況	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
焼失数	2,400	2,600	5,600

注：端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

表 1-3　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定の概要（ライフライン）

種　別	フェーズ	直　後	1日後	1週間後	1ケ月後
上水道	断水率（%）	87	64	44	12
	断水人口（人）	590,800	431,500	298,500	83,300
下水道	支障率（%）	84	80	16	6
	支障人口（人）	114,400	109,900	22,100	8,800

注：1．端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。
2．断水率＝（管路・浄水場等被害により断水人口＋津波による断水人口）/全給水人口）
3．上水道の給水人口は 678,300 人、復旧対象給水人口は 638,100 人である。
4．支障率＝（管路・処理場被害による支障人口＋津波全壊による支障人口）/全処理人口
5．下水道の処理人口は 136,500 人、復旧対象処理人口は 117,200 人である。

表 1-4　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定の概要（避難者）_冬・夕

（単位：人）

フェーズ 避難区分	津波警報解除後 （当　日）	1週間後	1ヶ月後
避難所生活者数	247,600	243,800	96,400
避難所外生活者数	133,600	82,600	224,800
避難者数合計	381,200	326,400	321,200

注：1．端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。
　　2．人口は 679,291 人である。

（２）徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成 29 年７月 25 日）

県では、中央構造線・活断層地震について被害想定を作成し、平成 29 年７月 25 日に公表している。その概要を図　Ⅰ-3 及び表　Ⅰ-5～表　Ⅰ-8 に示す。（資料４参照。）

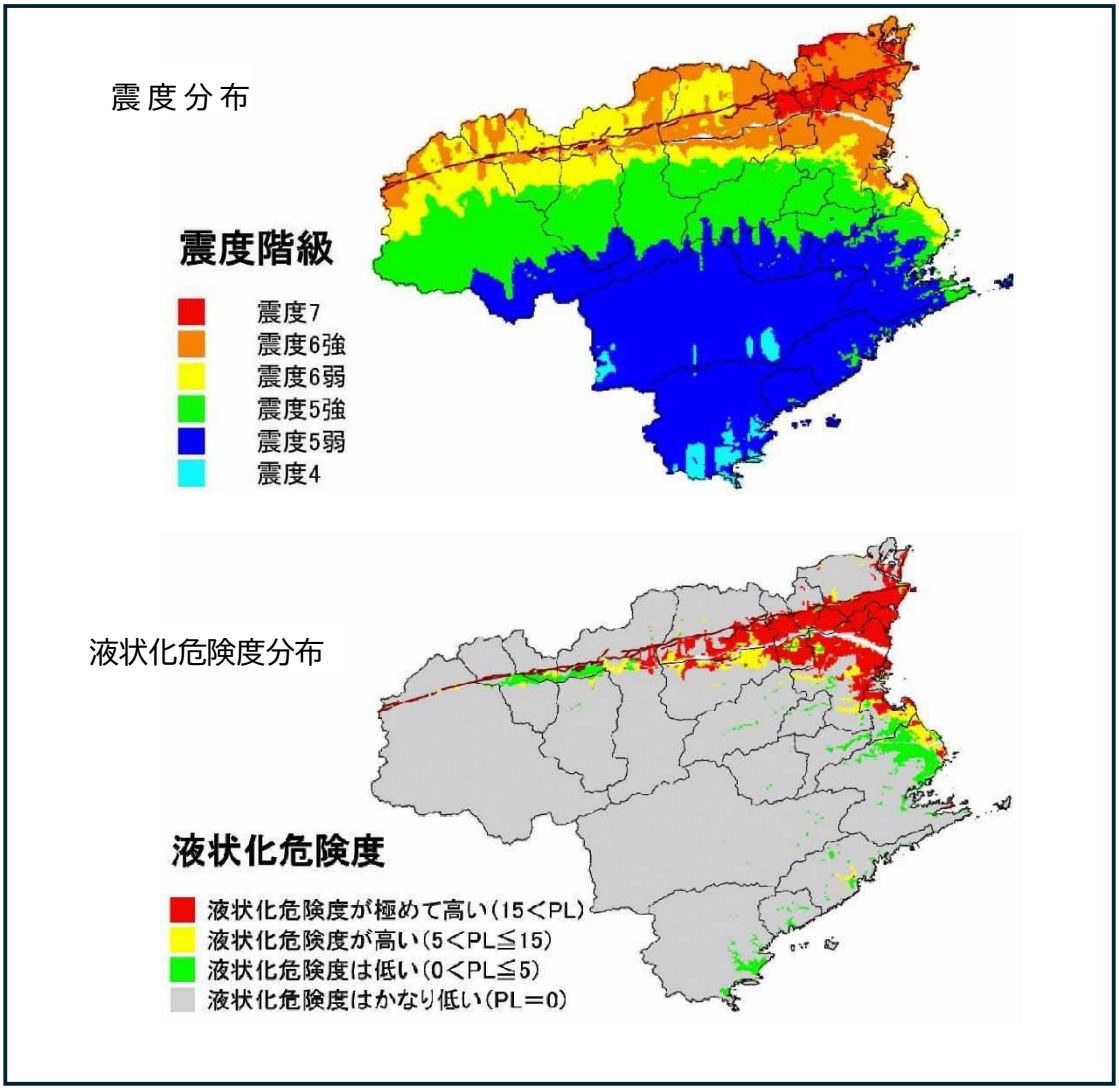

図　1-3　震度分布及び液状化危険度分布

表 1-5　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定の概要（建物被害）

（単位：棟）

建物状況 被害種類	全　壊	半　壊	大規模半壊
揺　れ	44,400	51,000	－
急傾斜地崩壊 （土砂災害）	180	320	－
液状化	430	7,300	4,000

注：全建物数は 291,990 棟である。

表 1-6　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定の概要（火災焼失）

（単位：棟）

想定する状況	冬・深夜	夏・昼（12 時）	冬・夕（18 時）
焼失数	7,100	7,500	18,700

注：全建物数は 291,990 棟である。

表 1-7　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定の概要（ライフライン）

種　別	フェーズ	直　後	1 日後	1 週間後	1 ケ月後
上 水 道	断 水 率（%）	75	54	37	7
	断水人口（人）	523,400	378,000	259,200	46,000
下 水 道	支 障 率（%）	56	56	9	0
	支障人口（人）	64,600	64,600	10,500	0

注：1．上水道の給水人口は 749,300 人、復旧対象給水人口は 694,600 人である。
2．復旧対象給水人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。
3．断水率＝断水人口/給水人口
4．下水道の処理人口は 128,000 人、復旧対象処理人口は 115,100 人である。
5．復旧対象処理人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。
6．支障率＝支障人口/全下水処理人口

表 1-8　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定の概要（避難者）_冬 18 時

（単位：人）

フェーズ 避難区分	１日後	１週間後	１ヶ月後
避難所生活者数	122,800	127,100	70,600
避難所外生活者数	81,900	127,100	164,800
避難者数合計	204,700	254,100	235,500

注：１．夜間人口は 785，491 人である。
　　２．避難者数は徳島県の公表値に準拠しており、端数処理等により、内訳の合計と避難者数合計が一致しない場合がある。

（３）風水害の被害想定

徳島県は、地形的・地理的条件から風水害による被害が発生するおそれがあり、河川の洪水浸水想定区域図の作成や過去の被災状況等を踏まえた治水対策を進めている。

本計画では、南海トラフ巨大地震による被害想定が風水害による被害規模を上回ることを踏まえ、災害廃棄物処理体制の検討に当たっては、南海トラフ巨大地震の被害想定を基本とする。ただし、風水害の発生時には、浸水による片付けごみの早期排出や水分を含んだ廃棄物の腐敗等、風水害特有の状況に留意して対応する。

４．圏域ごとの被害想定

本計画では、令和８年３月に策定した「第６期　徳島県廃棄物処理計画」に示した東部圏域、南部圏域、西部圏域の３ブロック区分を使用する。

被害想定の数値は、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和８年２月４日）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」より引用する。

各圏域に含まれる市町村は表　１-9 に、各圏域の位置及び被害想定は図　１-4～図　１-6 に示す。

表　１-9　各圏域に含まれる市町村

圏　域	市町村名
東　部	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
南　部	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西　部	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

（Ⅰ）東部圏域



（単位：棟）

想定する地震	被害棟数		合　計
	全　壊	半　壊	
南海トラフ巨大地震	58,310	79,880	138,190
中央構造線・活断層地震	60,410	53,300	113,710

注：１.南海トラフの全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・夕）を含む。
　　２.中央構造線・活断層地震の全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・夕（18時））を含む。
　　３.中央構造線・活断層地震の被害棟数は「県計画」（令和８年３月）に示された数値を使用している。

図　1-4　東部圏域の位置及び被害想定 no

（２）南部圏域



（単位：棟）

想定する地震	被害棟数		合　計
	全　壊	半　壊	
南海トラフ巨大地震	20,610	14,360	34,970
中央構造線・活断層地震	40	870	910

注：１.南海トラフの全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・夕）を含む。
　　２.中央構造線・活断層地震の全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・（夕 18 時））を含む。
　　３.中央構造線・活断層地震の被害棟数は「県計画」（令和８年３月）の数値を記載している。

図　1-5　南部圏域の位置及び被害想定

（３）西部圏域

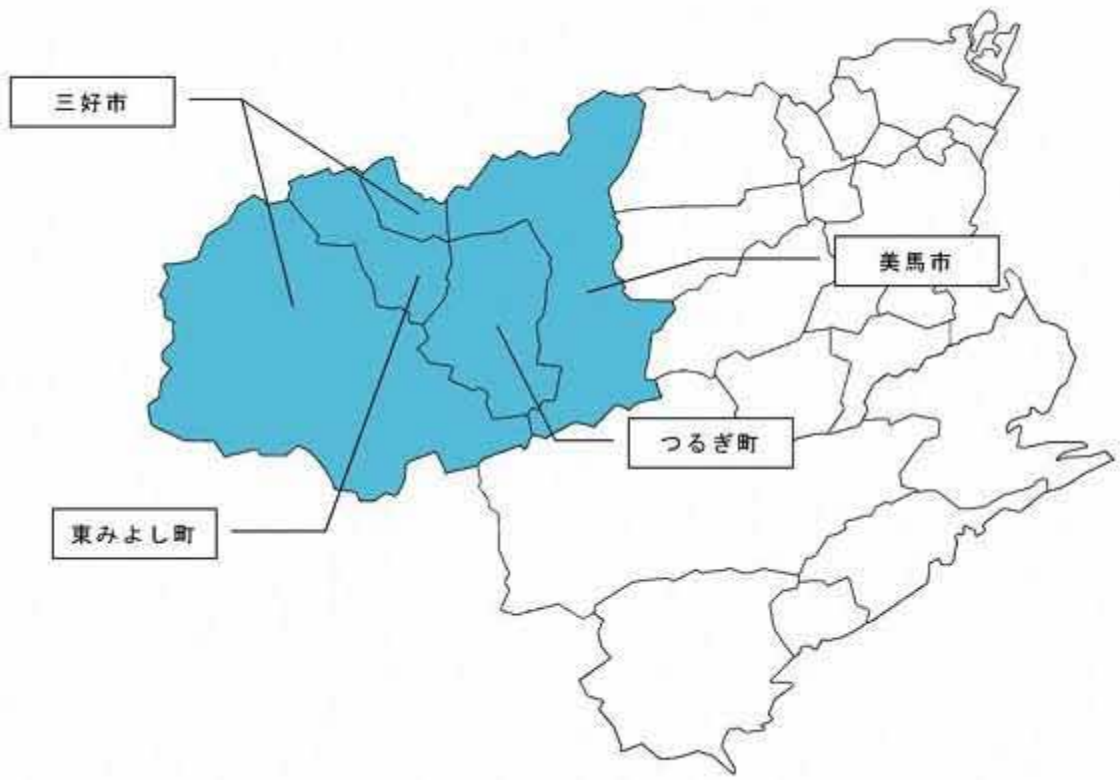

（単位：棟）

想定する地震	被害棟数		合　計
	全　壊	半　壊	
南海トラフ巨大地震	1,980	7,270	9,250
中央構造線・活断層地震	3,260	8,590	11,850

注：１.南海トラフの全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・夕）を含む。
　　２.中央構造線・活断層地震の全壊棟数には、火災焼失棟数（冬・（夕 18 時））を含む。
　　３.中央構造線・活断層地震の被害棟数は「県計画」（令和８年３月）の数値を記載している。

図　1-6　西部圏域の位置及び被害想定

5．本計画で対象とする廃棄物

災害で発生する廃棄物には、地震・水害等により発生する廃棄物（災害廃棄物）と被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物がある。

本計画で対象とする廃棄物等は、表　Ⅰ-10 及び表　Ⅰ-11、表　Ⅰ-12 に示すとおりである。

表　1-10　災害により発生する廃棄物の種類、特性

種　類	概　要
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・梁・壁材等の廃木材、水害または津波等による流木等
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより生じた土砂、津波堆積物※等）が混在した概ね不燃系の廃棄物 ※：海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	金属くず 鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電（４品目）	被災家屋から排出される家電４品目※（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※：リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
有害廃棄物・危険物等	石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）、PCB 廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム・銅・ヒ素系木材保存剤）使用廃棄物、テトラクロロエチレン等の有害物質を含む廃棄物、医薬品類・農薬類等の有害廃棄物 リチウムイオン電池等の充電式電池、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類等、発火、感電、破裂等のおそれがあり、取り扱いに注意を要するもの
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車

種　類	概　要
	※：リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※：処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）等

表 1-11　被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種　類	概　要
生活ごみ （避難所ごみを含む）	自宅等で生活する被災者や避難所の避難者から排出される生ごみ、容器包装、段ボール、片付けに使用した雑巾等
衛生関連廃棄物	携帯トイレ等の使用済み便袋・凝固剤、紙おむつ等。 汲み取りし尿と区別し、市町村が定める分別・排出方法に従って収集・処理する。
し　尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

表 1-12　災害廃棄物の保管選別の過程で回収するもの

種　類	概　要
思い出の品、貴重品	アルバム、写真、財布、通帳、印鑑、現金、貴金属、位牌等

【参　考：災害の種類別の廃棄物の特徴】

【津波災害、又は津波を伴う（海溝型）地震災害】

- 初動時の散乱（混合）廃棄物の推計が重要であり、早期の推計が必要である。
- 初動期から湿った片付けごみの収集が求められる。
  （腐敗する恐れがあり、迅速な対応が必要である。）
- 津波による影響で、塩分が付着した混合状態の廃棄物が多く発生する。また、流木や土砂混合状態の廃棄物も多い。

【津波を伴わない（直下型）地震災害】

- 初動時は片付けごみ対応が重要であり、発災直後に推計を行い、片付けごみ用の一次仮置場の規模の把握が必要である。なお、
  地震災害の場合は、余震が減少し、住民等が避難所から自宅に戻れるようになる頃から本格的に片付けが開始され、片付けごみが排出される。
- 損壊した建物の分別解体を実施することで、混合廃棄物の発生量を少なくすることができる。
- 火災が発生すると、木造・非木造ともに可燃物等が減量する。焼失した災害廃棄物は性状が大きく変化し、処理について特別な留意が必要となる。詳細は「【技 24-20】火災廃棄物の処理」を参照すること。

【土砂災害】

- 流木や土砂混合状態の災害廃棄物が多い。災害等廃棄物処理事業として処理する範囲を明確にしたうえで、量の推計を行う必要がある。

【水　害】

- 発災直後から片付けごみが発生する可能性が高く、発災直後に推計を行い、片付けごみ用の仮置場規模の算定が必要である。
- 初動時から湿った片付けごみの収集が求められる。
  腐敗する恐れがあり、迅速な対応が必要である。

【風　害】

- 瓦や屋根材が主体となるため、組成の変化に留意が必要である。
- なお、本推計式では、台風等の暴風による被害を含む降雨データを水害として取り扱っているため、水害の推計式により風害の災害廃棄物発生量を算出する。

［出典：「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】］

6．災害廃棄物処理計画の基本的な考え方

県内市町村が被災することを想定し、市町村による災害廃棄物処理を基本として、平時、初動対応準備期、応急対応期（初動対応を含む。）及び復旧・復興期における県の実施事項並びに市町村への支援・調整事項を整理する。

各フェーズの概念は表　1-13 に示すとおりである。なお、各フェーズの時間の目安は、災害の規模や種類、被害状況等によって異なるものとする。

初動対応準備期は、風水害等の発生が予見される場合の準備を基本とする。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、地域防災計画に基づき情報収集や体制確認を行う。先発地震後は、応急対応と後発地震への備えを並行して行う。なお、四国ブロック行動計画の第１～第３段階は広域連携の段階であり、本計画の時期区分とは区別する。

表　1-13　災害時のフェーズの概念

	項　目		内　容	備　考
災害発災前	平　時		災害発生までの期間	災害予防（被害防止・被害軽減）
	初動対応準備期		発災数日（時間）前	風水害等の災害の発生が予見できる時期（災害廃棄物処理に係る準備）
発災後数日間	応急対応期	初 動 期	人命救助が優先される時期	安全を確保し、体制整備、被害把握、生活ごみ・し尿の処理継続、仮置場の開設支援、早期の支援要請を行う時期
発災後数日後～３ケ月程度		応急対応期	避難所生活が本格化し、人の流れが回復する時期	災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備や処理が開始される時期
発災後３ケ月程度～３年程度	復旧・復興期		処理が完了するまでの時期	生活ごみ処理等の通常化と災害廃棄物の本格的な処理を進め、処理を完了する時期

表　1-14　過去の災害の廃棄物処理期間を表　1-14 に示す。処理期間は、災害廃棄物の発生量、被害の範囲、処理施設の稼働状況、広域処理の実施状況等によって異なる。このため、発災後は被害状況や処理可能量等を踏まえ、実情に応じた処理期間を設定する必要がある。

表 1-14　過去の災害の廃棄物処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
阪神・淡路大震災	平成７年 １月	1,500 万トン	全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟、一部損壊 390,506 棟、焼失 7,574 棟	約３年
東日本大震災	平成 23 年 ３月	3,100 万トン （津波堆積物 1,100 万トンを含む）	全壊 122,005 棟、半壊 283,156 棟、一部破損 749,732 棟、床上浸水 1,489 棟、床下浸水 9,786 棟	約３年 （福島県を除く）
平成 26 年８月 広島市土砂災害	平成 26 年 ８月	約 52 万トン	全壊 179 棟、半壊 217 棟、一部損壊 189 棟、浸水被害 4,164 棟	約 1.5 年
平成 28 年 熊本地震	平成 28 年 ４月	311 万トン	全壊 8,657 棟、半壊 34,491 棟、一部損壊 155,095 棟	約２年
平成 30 年７月 豪雨	平成 30 年 ７月	190 万トン	全壊 6,603 棟、半壊 10,012 棟、一部損壊 3,457 棟、床上浸水 5,011 棟、床下浸水 13,737 棟	約２年
令和元年 房総半島台風・東日本台風	令和元年 ９～10 月	約 109 万トン	全壊 3,650 棟、半壊 33,951 棟、一部損壊 107,717 棟、床上浸水 8,256 棟、床下浸水 23,010 棟	約 2.5 年
令和２年７月 豪雨	令和２年 ７月	約 42 万トン	全壊 1,627 棟、半壊 4,535 棟、一部破損 2,116 棟、床上浸水 1,741 棟、床下浸水 6,266 棟	約 2.5 年
令和６年 能登半島地震	令和６年 １月	約 419.5 万トン ※1	全壊 6,168 棟、半壊 18,724 棟、一部破損 91,621 棟、床上浸水６棟、床下浸水５棟※2	約２年２ケ月 ※3
令和８年 熊本地震	令和８年 ７月	約 60～100 万トン（推計値）※4	全壊 2,408 棟、半壊 7,802 棟、一部破損 59,384 棟 ※4	約１年５か月（目標）※4
令和８年８月 千葉豪雨	令和８年 ８月	公表値未確認※5	全壊 12 棟、半壊 2,183 棟、一部破損 1,052 棟、床上浸水 2,701 棟、床下浸水 272 棟※6	未確定※5

※１：令和６年能登半島地震の災害廃棄物発生推計量は、石川県「公費解体加速化プラン」（令和７年７月改定）に基づくものであり、令和６年奥能登豪雨による災害廃棄物を含む。令和８年８月末時点の累計処理量は約 377.2 万トン（暫定値）である。

※２：令和６年能登半島地震の損壊家屋数は、石川県「令和６年能登半島地震による人的・建物被害の状況について（第 233 報）」（令和８年９月 30 日 14 時現在）による石川県内の住家被害であり、県外の被害及び令和６年奥能登豪雨による被害は含まない。

※３：令和６年能登半島地震の処理期間は、令和８年２月末までに処理が完了した別管理建物を除く災害廃棄物を対象としたものである。別管理建物については、引き続き対応が行われている。

※４：令和８年熊本地震の災害廃棄物量は、熊本県「令和８年熊本地震に係る熊本県災害廃棄物処理実行計画（第１版）」（令和８年８月 21 日）に基づく推計値、損壊家屋数は内閣府公表資料（令和８年 10 月５日 12 時時点）に基づく速報値である。また、処理期間は令和９年 12 月の処理終了を目標としたものであり、いずれも今後の被害状況の把握や処理の進捗等により変更となる可能性がある。

※５：令和８年８月千葉豪雨については、令和８年 10 月８日時点で確認できる公表資料から、災害廃棄物発生量及び処理期間の確定値を確認できないため、未確定としている。今後の公表状況に応じて更新する。

※６：令和８年８月千葉豪雨の損壊家屋数は、内閣府「令和８年８月千葉豪雨による被害状況等について」（令和８年９月９日 12 時現在）による千葉県内の住家被害の速報値であり、今後変更される場合がある。

注：別管理建物とは、次のような事情により、通常の公費解体とは分けて進捗管理する建物のことであり、石川県は、こうした建物を通常の公費解体の完了目標とは分けて管理している。

・所有者が修繕・利活用を申し出た建物
・土砂崩れなどにより解体作業ができない建物
・解体に時間を要する大規模建物
・その他、市町がやむを得ないと判断した建物

環境省「環境省における災害廃棄物対策に係る取組」（令和元年９月）、広島市「災害廃棄物処理の概要」、石川県「公費解体の進捗状況（令和８年９月末）」、石川県「令和６年能登半島地震による人的・建物被害の状況について（第 233 報）」、内閣府「令和８年８月千葉豪雨による被害状況等について」（令和８年９月９日）、気象庁「令和８年８月千葉豪雨」、「能登半島地震及び奥能登豪雨における公費解体の完了について」（令和８年１月 15 日）　より作成

本計画における「基本方針」は、次のとおりとする。

１．迅速かつ円滑な処理

災害廃棄物の処理に当たっては、被災地域の早期の復旧・復興を図るため、市町村を処理主体とし、国、県、市町村、民間事業者その他関係団体等がそれぞれの役割に応じて連携・協力して対応する。処理期間は、おおむね３年以内を目標とするが、災害廃棄物の発生量、被災状況、処理能力、処理先の確保状況等を踏まえ、発災後に適切な処理期間を設定する。

２．既存の処理体制を活用した処理と広域的な処理体制の確保

災害廃棄物の処理は、被災市町村における平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用し、可能な限り自区域内で処理することを基本とする。また、必要に応じて民間事業者等の処理能力を活用する。市町村単独での処理が困難な場合は、県が県内市町村や関係事業者団体等との調整を行い、県内での処理を検討する。さらに、県内での処理が困難な場合には、国、他都道府県等と連携して県外広域処理を検討するとともに、被災状況や処理能力等に応じて仮設処理施設の設置について検討する。

県内の調整と並行して、中国四国環境局等に早期に相談する。大量の災害廃棄物の発生や県内の処理能力の不足が見込まれる場合は、県内調整の完了を待たず、県外への応援要請及び広域処理の検討を進める。

３．分別・再資源化等の推進

災害廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全及び安全の確保に配慮しつつ、排出段階から可能な限り分別を行い、再資源化を進めることにより、廃棄物の減量化及び最終処分量の削減を図る。また、処理段階におけるエネルギーの利活用についても可能な限り推進する。

７．計画の見直し

本計画は、被害想定の見直し、徳島県地域防災計画の改定、国の指針その他関連計画の策定又は改定、研修・訓練を通じて把握した課題、近年の大規模災害から得られた教訓等を踏まえ、継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

見直しに当たっては、市町村の災害廃棄物処理計画の改定状況や関係機関との協議結果等を踏まえ、組織体制、支援・受援体制、仮置場の確保、広域処理等について、実効性の観点から点検し、必要な改善を図る。

８．処理の主体と各主体の役割

（１）処理の主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」と表記する。）に基づき、市町村が処理責任を有する一般廃棄物として処理することを基本とする。

このため、災害廃棄物の処理主体は原則として市町村とし、平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している市町村については、災害時においても一部事務組合等と連携して処理を行う。

なお、被害が甚大で、市町村が自ら災害廃棄物を処理することが困難な場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県が市町村から事務の一部の委託を受けて処理を行うことができる。

（２）各主体の役割

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、各主体の役割を以下に示す。各主体は、平時からそれぞれの役割を認識するとともに、災害時には相互に連携して災害廃棄物処理を進めるものとする。

１）県の役割

■ 平　時

市町村災害廃棄物処理計画の見直し・改定を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の災害対策等に対して必要な技術的援助を行う。また、災害廃棄物処理に必要となる廃棄物処理施設等に関する情報を整理するとともに、市町村、国、他都道府県及び関係事業者団体等との協力・支援・受援体制の整備を図ることで、市町村単独で処理することが困難な事案に対し、課題やその対応策の検討に係る総合的な調整を行う。

県が事務の一部を実施する場合に備え、仮置場、処理体制及び公費解体の申請受入体制を検討する。

また、仮置場については、迅速な開設が可能になるよう、市町村や関係機関と連携し、環境省の技術基準に基づく条件から、その適地性を整理する。

■ 災害時

被災市町村の被害状況及び支援ニーズを把握し、市町村等の要請に基づき、技術的援助及び情報提供を行うとともに、県内の広域応援については、県が主体となって市町村間の応援体制の構築及び調整を行う。また、県域を越える広域処理や応援の受入れが必要となる場合には、速やかに国に対して被害状況、処理施設の稼働状況、支援ニーズ等の必要な情報を提供し、中国四国環境局、他都道府県、関係事業者団体等と連携して広域的な調整を行う。

なお、被災市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部の委託を受けた場合は、市町村との役割分担を明確にした上で、県が当該事務を実施する。

２）市町村の役割

■ 平　時

災害発生に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、市町村災害廃棄物処理計画の見直し、組織体制及び連絡体制の整備、仮置場候補地の選定、収集運搬・処理体制、受援体制、住民への広報方法等について検討し、災害廃棄物処理に必要な準備を行う。

公費解体の申請受付・審査体制、関係部局との役割分担及び必要な手続をあらかじめ整理する。

■ 災害時

災害廃棄物の処理主体として、被害状況及び災害廃棄物の発生状況を把握し、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の収集・処理を継続するとともに、仮置場の開設・運営、災害廃棄物の収集運搬、処理・再資源化、住民への広報等を行う。

処理施設等の被害状況を把握して応急復旧に努める。し尿等の処理が可能となるまで、仮設トイレの提供や水洗便所の使用制限等の周知を行う。ボランティア等の支援を受ける場合は、社会福祉協議会等と作業地区及び作業内容を調整する。

３）国の役割

■ 平　時

国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、関係事業者団体等の連携・協力体制を整備するとともに、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定・見直し、人材育成等を進める。

■ 災害時

被災地方公共団体の被害状況及び支援ニーズを把握し、D.Waste-Net 及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）による支援、関係地方公共団体及び関係事業者団体等との広域的な協力体制の確保、技術的支援及び財政支援等を行う。

また、県域を越えた広域処理が必要となる場合には、関係地方公共団体等と連携し、国が中心となって受入先の確保に向けた広域的な調整を行う。

さらに、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき処理指針を策定し、災害廃棄物処理全体の進捗管理等を行うとともに、地方公共団体間の連携・協力のみでは処理が困難であり、同法に規定する要件に該当する場合には、災害廃棄物の代行処理を行うことがある。

４）事業者の役割

■ 平　時

災害時に廃棄物を排出する可能性がある事業者は、災害廃棄物の発生抑制、飛散・流出防止、危険物・有害物質等の適正な保管及び処理方法等について必要な対策を検討する。

県又は市町村と災害時の協力・支援に関する協定を締結している関係事業者団体は、災害時に円滑な支援が行えるよう、連絡体制、支援内容及び対応手順等について確認するとともに行政主体の訓練に協力する。

■ 災害時

事業活動に伴い発生する廃棄物については、原則として事業者自らの責任において適正に処理する。

また、県又は市町村と災害時の協力・支援に関する協定を締結している関係事業者団体は、協定に基づき、災害廃棄物の収集運搬、処理その他必要な支援を行う。

５）県民の役割

■ 平　時

家庭における減災対策に取り組むとともに、退蔵品の適正な廃棄やリサイクル等により、災害廃棄物の発生抑制に努める。また、断水やライフラインの途絶に備え、携帯トイレや非常用物資を備蓄するなど、自助による災害対策に努める。

■ 災害時

市町村が行う災害廃棄物処理に関する広報等を確認し、仮置場への搬入方法や分別方法等のルールに従って適正に排出するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。また、生活ごみやし尿等についても市町村が定める排出ルールを遵守し、地域の生活環境及び公衆衛生の確保に努める。

徳島県災害廃棄物処理計画

第２章

平時の災害廃棄物対策

第２章　　平時の災害廃棄物対策

大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害発生後の各段階で必要となる対応をあらかじめ想定し、平時から組織体制、処理体制及び関係機関との連携体制を整備しておくことが重要である。

災害廃棄物の処理は市町村が実施することを基本とするが、南海トラフ巨大地震等により県内の広範囲で被害が発生した場合には、被災市町村のみでの対応が困難となることが想定される。このため、県は、市町村の災害廃棄物処理体制の整備を支援するとともに、県内の処理施設、仮置場候補地、人員及び資機材等に関する情報を把握し、県内市町村間の広域的な支援・処理調整を行うための体制を整備する。

また、県内での処理が困難となる場合に備え、国、他都道府県及び関係団体等との連携を図り、四国ブロック行動計画等との整合を確保しながら、広域支援・受援体制の充実を図る。

県では、地震及び風水害について、平時、初動対応準備期、応急対応期（初動対応を含む。）及び復旧・復興期における県の対応を時系列で整理した。

なお、各対応の実施時期は目安であり、実際の被害状況等に応じて前倒し又は並行して実施するものとする。県が市町村から事務を受託する場合には、受託する事務の範囲及び役割分担を明確にした上で、必要な業務を実施する。

Ⅰ．組織体制と業務継続

（１）地域防災計画に基づく県の組織・配備・指揮命令系統

県は、徳島県地域防災計画に基づく災害対策本部の実行部（生活環境部）に「災害廃棄物特別担当」を設置する。県の災害対策本部組織を図　2-1 に示す。

「災害廃棄物特別担当」の統括責任者は、生活環境部長をもって充てる。

職員の配備、参集及び指揮命令については、徳島県地域防災計画、徳島県業務継続計画（県庁ＢＣＰ）及び関係する初動体制マニュアル等に基づき実施する。また、平時から必要な人員、代替担当者、連絡手段及び執務場所等を確認し、災害の規模や対応の長期化に応じて体制を拡充できるよう備える。

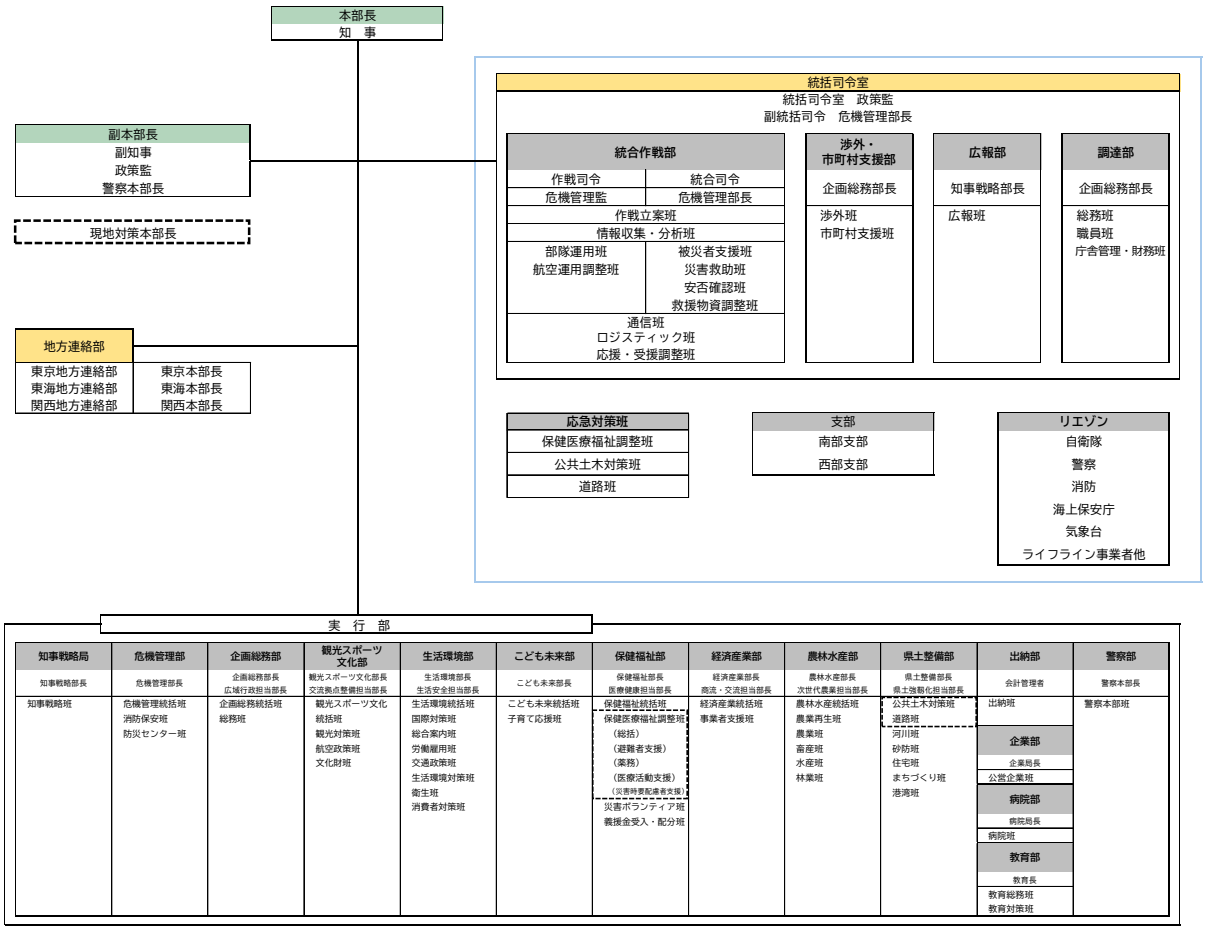

図　2-1　徳島県災害対策本部組織図

（２）災害廃棄物特別担当と庁内関係部局との分担

災害廃棄物特別担当は、統括責任者及び統括リーダーの下に、総務担当、処理担当、広報担当及び市町村担当を配置し、各担当にリーダーを置く。

各担当のリーダーは資源循環課職員を基本とし、担当者は資源循環課職員及び廃棄物処理業務経験者等から選任する。また、災害の規模や業務量に応じて、庁内関係部局からの応援職員及び外部支援人材等を活用し、必要な体制を確保する。

なお、統括責任者は、必要に応じて副部長、次長を加えた複数体制とする。

災害廃棄物特別担当の組織体制を図　2-2 に、各担当の主な業務を表　2-1 に示す。災害廃棄物特別担当は、災害対策本部及び庁内関係部局と連携し、市町村支援、広域調整及び受託事務を実施する。

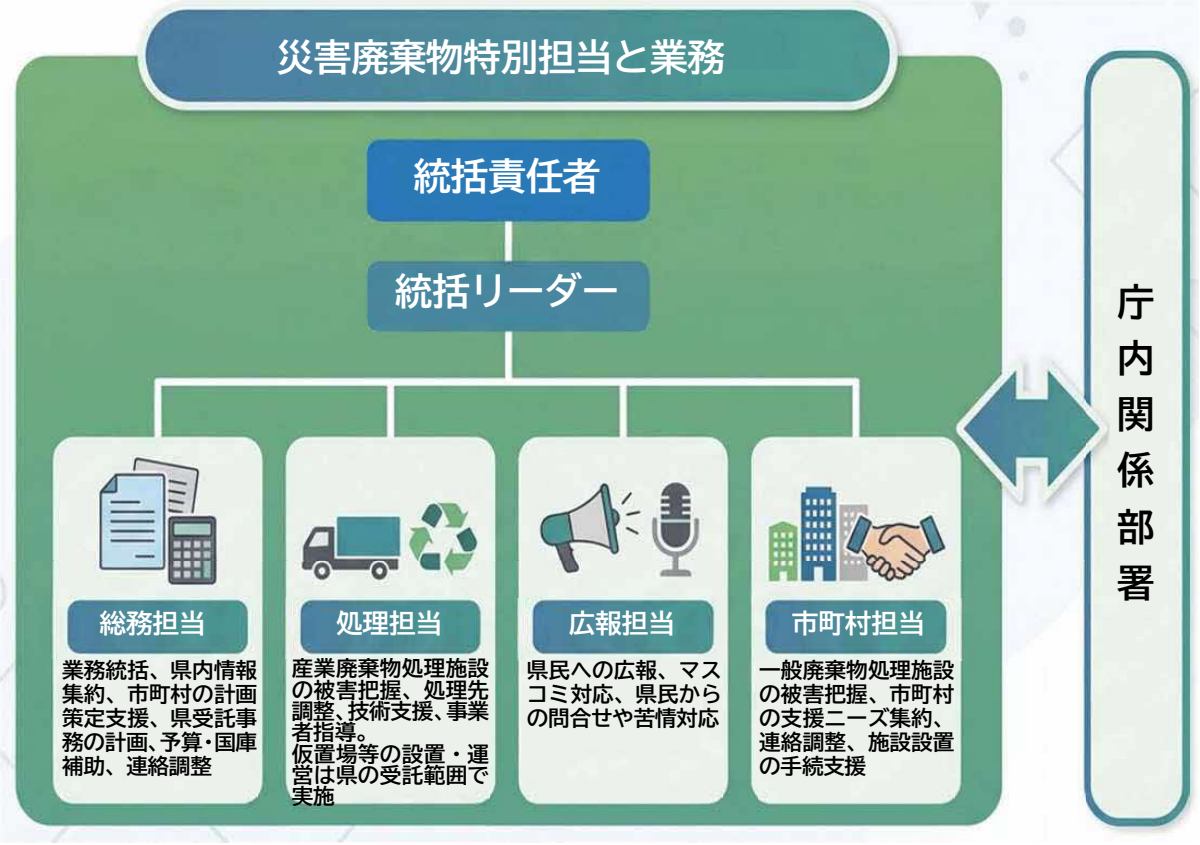

図　2-2　災害廃棄物特別担当の組織体制

表 2-1　災害廃棄物特別担当の業務

担　当	対応する業務内容
総務担当	業務の統括、県内発生量・処理量の集約、市町村の実行計画策定支援、県の処理方針及び受託事務の実行計画の作成、予算・国庫補助・連絡調整
処理担当	産業廃棄物処理施設の被害把握、処理先の調整、技術的支援、事業者の指導、不法投棄対策、仮置場・仮設処理施設の設置・運営（県が受託した範囲で実施）
広報担当	県域の情報発信、報道対応、問合せ対応、市町村の広報支援 ※：地域の排出ルールは市町村と整合を図る。
市町村担当	一般廃棄物処理施設の被害把握、市町村の支援ニーズ集約、連絡調整、処理施設設置に係る手続支援

災害廃棄物の収集運搬、一次仮置場の開設・運営、住民に対する具体的な排出ルールの周知等は、市町村が実施することを基本とする。

また、災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、生活環境部内の関係課に加え、危機管理部、県土整備部、保健福祉部等の庁内関係部局との連携が必要となる。

県は、公費解体・撤去については住宅課等の建築関係部局、し尿・浄化槽及び下水道施設への対応については水環境整備課等の関係部局、道路啓開及び輸送経路の確保については道路管理関係部局、環境汚染の防止及び環境保全対策については環境管理課等と連携し、平時から必要な役割分担及び連絡調整体制を確認する。

なお、公費解体・撤去は市町村が実施することを基本とし、県は市町村への技術的支援、関係部局との調整及び必要に応じた事務の受託等を行う。

（３）市町村・一部事務組合等との連携

県は、災害廃棄物処理を円滑に進めるため、市町村及び一部事務組合等の廃棄物担当部局並びに廃棄物処理施設の管理者との連絡体制を整備する。

平時から、市町村及び一部事務組合等の連絡窓口、所管する廃棄物処理施設の処理能力及び受入条件、災害時における業務継続体制等を把握するとともに、施設の被災や処理能力の不足が生じた場合の対応について情報共有を図る。

また、県は、市町村単独での処理が困難となる場合に備え、県内市町村間の協力体制を整備し、処理施設の相互利用、人員・車両・資機材の確保及び広域的な処理先の調整等が円滑に行われるよう、必要な支援・調整体制を構築する。

市町村は、災害廃棄物処理の実施主体として、庁内関係部局、一部事務組合等及び施設管理者との役割分担や連絡方法を整理し、県への支援要請に必要となる情報を平時から確認する。

（４）県が被災した場合の業務継続

県は、大規模災害によって県庁舎や通信設備等が被災し、職員の参集や通常の執務体制の確保が困難となった場合においても、災害廃棄物処理に係る情報収集、市町村支援及び広域調整等の業務を継続できる体制を整備する。

このため、徳島県業務継続計画（県庁ＢＣＰ）（令和８年４月改定）等に基づき、平時から非常時に優先して実施する業務、必要な人員、代替担当者、連絡手段、執務場所及び業務に必要な情報・資機材等を確認する。

また、災害の長期化や職員の不足に備え、庁内の応援職員の確保及び国、他都道府県等からの人的支援の受入れについて、徳島県庁・受援計画（令和８年１月策定）等との整合を図りながら、必要な体制を整備する。

特に、災害廃棄物処理に係る業務は応急対応から復旧・復興期まで長期間に及ぶことが想定されるため、職員の交代、業務の引継ぎ、処理状況及び支援ニーズに関する情報の継続的な管理等についても、平時から必要な対応を整理する。

２．情報収集・連絡体制の整備

（１）連絡先・連絡手段の整備

県は、災害発生時における被害状況の把握、市町村への支援及び広域的な処理調整を迅速かつ的確に実施するため、平時から市町村、一部事務組合等、国、他都道府県、関係機関及び関係団体等との連絡体制を整備する。（資料１参照。）

連絡体制の整備に当たっては、災害廃棄物処理に係る担当部署、担当者及び連絡先を整理するとともに、休日・夜間における連絡方法や代替連絡先を確認し、定期的に情報の更新を行う。

また、大規模災害時には通信設備の被災や通信の集中等により、通常の連絡手段が使用できなくなることが想定される。このため、電話（固定・携帯）、電子メール、県の災害情報共有システム、防災行政無線及びオンライン会議システム等、複数の情報伝達手段を確保し、連絡手段の多重化を図る。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、緊急地震速報等の緊急情報の伝達に用いるものであり、災害廃棄物処理に係る被害状況の報告及び支援要請等に用いる連絡手段とは区別する。

県は、災害対策本部及び庁内関係部局との情報共有体制を整備するとともに、中国四国環境局及び四国ブロック内の関係自治体等との連絡窓口を確認し、災害時における情報の収集・共有及び支援調整を円滑に行えるよう備える。

（２）県が集約する情報と市町村の報告事項

県は、災害発生後の災害廃棄物処理に必要となる情報を迅速に把握するため、市町村、一部事務組合等、廃棄物処理事業者及び協力・支援協定締結団体等から、被害状況、廃棄物処理施設の稼働状況、仮置場の設置・運営状況、災害廃棄物の発生・処理状況及び支援ニーズ等の情報を収集・集約する。

情報収集に当たっては、県災害対策本部及び庁内関係部局が保有する被害情報等を活用し、市町村への重複した照会をできる限り避けるとともに、収集する情報の内容、報告方法及び連絡窓口を平時から整理する。

また、大規模災害時には、被災市町村の通信機能や行政機能の低下等により、被害情報の収集が困難となることも想定される。このため、県は、把握できた情報から順次集約し、

未確認の事項については確認状況を明示した上で、必要に応じて現地確認や関係機関からの情報収集等により補完する。

県は、収集した情報を基に、平時に推計した災害廃棄物発生量、避難所ごみ発生量及びし尿収集必要量等の見直しを行うとともに、県内市町村間の広域処理、処理施設の相互利用、人員・車両・資機材等の支援調整及び県域を越えた広域支援の必要性を検討する。

なお、県内での対応が困難となるおそれがある場合は、速やかに国に必要な情報を提供し、広域的な支援・処理調整につなげるものとする。

災害時に県が収集・集約する主な情報を表 2-2 に示す。

表 2-2　収集する情報の内容

収集先	担　当	情報の内容	目的
市町村、県災害対策本部	市町村担当	建物の倒壊・焼失・浸水等の被害状況、浸水範囲等	災害廃棄物発生量の推計・見直し
市町村、県災害対策本部	市町村担当	避難所の開設状況、避難者数等	避難所ごみ発生量の推計・見直し
市町村、関係部局	市町村担当	断水人口、仮設トイレ等の設置状況、し尿収集運搬・処理施設の状況	し尿収集必要量及び収集・処理体制の検討
市町村、一部事務組合等	市町村担当	一般廃棄物処理施設の被害・稼働状況、復旧見込み、収集運搬車両等の被災状況	処理可能量の把握、代替処理・収集運搬支援の検討
市町村	市町村担当・処理担当	仮置場の開設状況、搬入・保管状況、処理・搬出状況及び支援ニーズ	仮置場の管理状況の把握、処理進捗及び広域調整の検討
市町村	市町村担当	生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の収集・処理状況、必要な人員・車両・資機材	収集・処理体制の確保及び支援調整
産業廃棄物処理事業者等	処理担当	処理施設の被害・稼働状況、受入可能な廃棄物の種類・量、受入条件等	災害廃棄物の処理先確保、民間施設の活用及び広域処理の検討
協力・支援協定締結団体	処理担当	会員事業者等の被災状況、支援可能な人員・車両・資機材及び処理能力	県内外の支援・受援及び処理体制の構築
県災害対策本部、庁内関係部局等	総務担当・市町村担当	道路被害、道路啓開、輸送経路及び関係インフラの復旧状況等	収集運搬経路、広域輸送及び処理施設への搬入経路の検討

「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）資料編の報告・要請様式及び「徳島絵県地域防災計画」（令和８年３月）　より作成

（３）四国ブロックの報告・要請様式と情報管理

県は、災害時における被害情報の収集・共有及び広域的な応援要請を円滑に行うため、「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）資料編に示される情報共有フォーマット、応援要請様式並びに応援要請リスト・支援可能リスト等を活用する。

被害状況の報告に当たっては、市町村から報告された廃棄物処理施設の被害状況、建物被害、災害廃棄物発生量及び仮置場の状況等を県が取りまとめ、中国四国環境局に報告する。

この際、発災直後は被害状況の全容を把握できないことが想定されるため、情報の完全性よりも迅速な報告を優先し、把握できていない項目については「不明」「確認中」等と明示した上で、判明している情報を速やかに共有する。その後、被害状況や処理の進捗に応じて、報告内容を随時更新する。

また、県は、市町村からの応援要請について、必要とする人員、車両、資機材、処理能力及び支援期間等を把握・整理し、県内市町村間の支援について主体的に調整する。

県内での対応が困難となる場合又は県域を越えた支援が必要となるおそれがある場合には、四国ブロック行動計画に定める応援要請様式等を活用し、速やかに中国四国環境局に必要な情報を提供して支援を要請する。

表 2-3　災害廃棄物処理に係る情報共有・応援要請等の様式

様式名	内　容
情報共有フォーマット（被災情報用シート）	市町村等からの被害状況の把握及び県による集約・報告
メール１（被災市町村様式）	被災市町村から被災県への応援要請
メール２（被災県様式－１）	被災県から中国四国環境局への応援要請
メール３（被災県様式－２）	被災県から被災市町村への応援要請に対する回答
応援要請リスト	支援を必要とする業務及び人員等の具体的な内容の整理
支援可能リスト	応援側が提供可能な人員及び支援内容等の整理

［「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）資料編の報告・要請様式　より作成］

県は、平時からこれらの様式及び報告・要請手順について関係職員への周知を図るとともに、報告先、報告時期、情報の更新方法並びに支援要請に係る連絡・調整手順等を確認する。

また、県が収集・集約する情報については、報告時点、更新内容及び確認状況等を明確にし、災害対策本部及び関係部局との情報共有を図るとともに、個人情報や事業者情報等を適切に管理する。

なお、県域を越えた広域支援に関する情報については、国と連携して関係自治体との情報共有を図り、支援の重複や調整漏れの防止に努める。

広域支援に係る報告・要請及び回答に当たっては、同計画資料編に示される次の様式を基本として活用する。

３．協力・支援・受援体制

災害廃棄物の処理は、被災市町村による処理を基本とするが、大規模災害時には、多量の災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災等により、市町村単独での対応が困難となることが想定される。

このため、県は広域的な対応を要する場合を想定し、各市町村が抱える課題を整理した上で、平時から県内市町村間の協力体制の整備及び国、他都道府県、関係団体等との連携強化を図る。

また、災害時に必要となる人的・物的支援や広域的な処理調整を円滑に行うため、支援・受援体制を構築する。

（１）県内市町村間の協力体制

災害廃棄物の処理については、被災市町村の災害廃棄物処理計画等に基づく処理を基本とし、被災市町村のみでの対応が困難な場合には、県内の他市町村及び一部事務組合等との連携による処理を検討する。

県は、平時から県内市町村間の協力・支援体制を整備し、災害時における相互支援が円滑に行われるよう、市町村及び一部事務組合等の廃棄物処理施設の処理能力、受入可能な廃棄物の種類、収集運搬車両、人員及び資機材等の情報を把握・整理する。

また、災害発生時には、市町村の被害状況、廃棄物処理施設の稼働状況及び支援ニーズ等を把握するとともに、被災していない市町村等における支援可能な人員、車両、資機材及び処理能力等を確認し、必要に応じて市町村間の支援及び処理調整を行う。

特に、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の処理については、住民の生活環境及び公衆衛生の確保に直結することから、処理施設の被災等により収集・処理に支障が生じた場合の代替処理先や応援体制について、平時から関係市町村等との情報共有を図る。

なお、県内の協力・支援に当たっては、既存の災害時相互応援協定等を活用するとともに、支援内容、支援期間、費用負担及び受入条件等について、関係自治体間の円滑な調整を図る。

（２）中国四国環境局・他都道府県等との連携

大規模災害により多量の災害廃棄物が発生し、県内での処理が困難となる場合には、県内市町村間の処理調整に加え、県域を越えた広域的な支援・処理体制を確保する必要がある。

県は、「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）に基づき、中国四国環境局、四国ブロック内の関係県及び市町村等との連携を図るとともに、県域を越えた広域支援に必要となる情報共有、応援要請及び受援の手順等を平時から確認する。

特に、南海トラフ巨大地震等により四国ブロック内の広範囲で被害が発生した場合には、四国ブロック内のみで十分な支援・処理能力を確保することが困難となることが想定される。このため、県は、中国四国環境局を通じて中国ブロックをはじめとする他地域ブロックとの連携を図り、県外からの人的支援、収集運搬車両及び資機材の確保並びに広域処理先の調整等を円滑に行えるよう備える。

また、県は、「危機事象発生時の四国４県広域応援に関する基本協定」及び「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」等に基づく支援について、要請手順、連絡窓口及び支援内容等を平時から確認する。

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定では、カウンターパート制による支援体制が定められており、徳島県のカウンターパートは鳥取県である。県は、こうした既存の広域支援体制についても、災害廃棄物処理に係る支援・受援に活用できるよう、関係機関との情報共有及び連絡調整体制の整備を図る。

なお、県災害対策本部における広域応援・受援の調整と、中国四国環境局及び環境省を通じた災害廃棄物処理に係る広域支援の調整については、支援要請の重複や支援内容の不整合が生じないよう、相互に情報共有を図る。

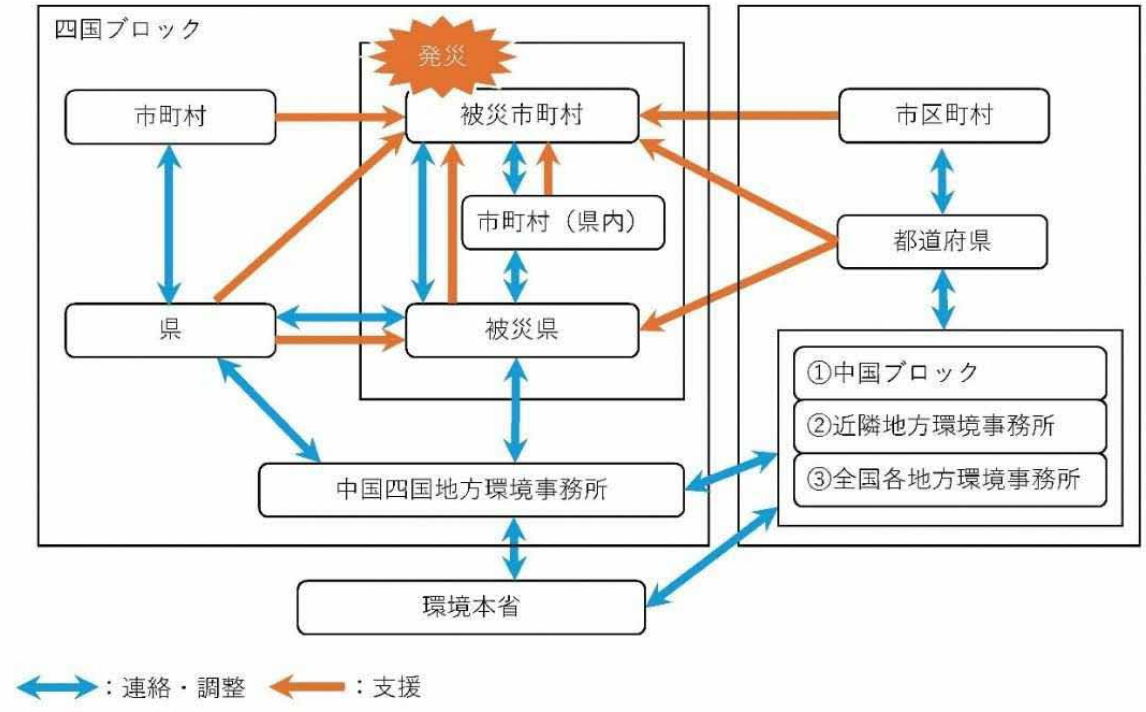

［出典：「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）］

図　2-3　災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

【参　考：中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（抜粋）】

中国ブロックと四国ブロックが相互に支援をする場合のカウンターパートが、本実施要領で定められている。

（カウンターパート制により支援を行う県）

第２条 協定第１条第１項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表１のとおり定める。

別表　１

グルーピング	構 成 県
グループ１	鳥取県 徳島県
グループ２	岡山県 香川県
グループ３	広島県 愛媛県
グループ４	島根県 山口県 高知県

中国ブロックと四国ブロックが相互に支援を行う場合のカウンターパートについては、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領」に定められている。徳島県のカウンターパートは鳥取県である。

【参　考：災害時応援協定に基づく事業者の応援】

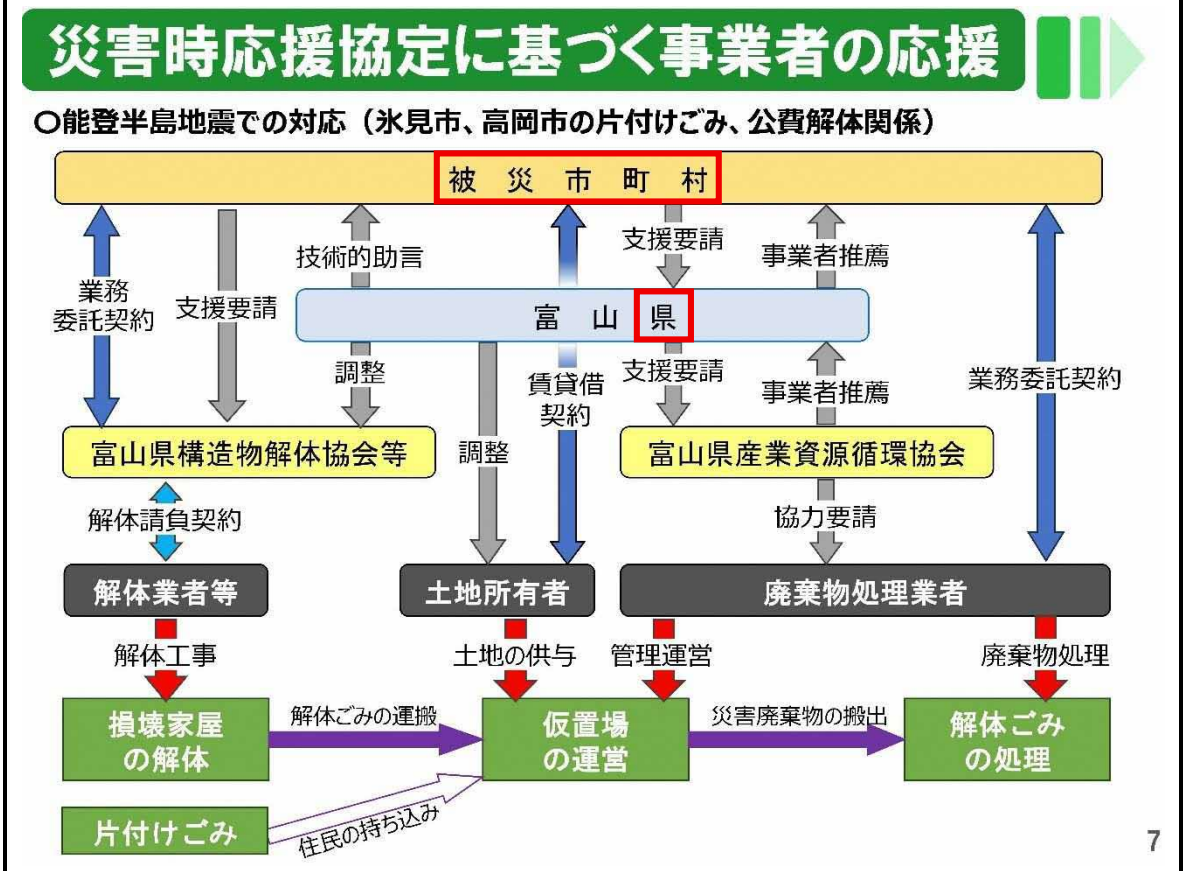

［出典：「令和６年能登半島地震の課題と災害廃棄物対策の進め方」（令和７年１月 29 日）］

（３）協定団体・D.Waste-Net・人材バンク等との連携

Ⅰ）関係団体との協力体制

県は、災害廃棄物の収集運搬、仮置場の設置・運営、中間処理、再資源化、最終処分、損壊家屋等の撤去・解体及びし尿等の収集・処理に必要となる人員、車両、資機材及び処理能力等を確保するため、平時から関係事業者団体等との協力体制を整備する。

協定等に基づく支援を円滑に実施できるよう、協定の対象業務、支援内容、連絡窓口、要請方法、費用負担及び支援可能な資源等を把握し、必要に応じて関係団体との協議及び訓練等を通じて連携体制の実効性を確保する。

また、県は、県内の関係団体との連携に加え、中国・四国地域の産業資源循環協会等による広域的な相互応援体制についても情報を把握し、県域を越えた支援が必要となる場合に関係団体等との調整を円滑に行えるよう備える。

災害廃棄物処理に係る主な協定等を表 2-4 に示す。

表 2-4　災害廃棄物処理に係る協定

協 定 名	協定締結先
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	県内各市町村
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人徳島県産業資源循環協会 徳島県市長会 徳島県町村会
災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合徳島県解体工事業協会
大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定	公益社団法人徳島県環境技術センター
災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定	一般社団法人徳島県環境保全協会、 徳島県環境整備事業協同組合
危機事象発生時の四国４県広域応援に関する基本協定	香川県、愛媛県、高知県
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	九州地方知事会

協 定 名	協定締結先
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国各ブロック知事会
鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	鳥取県
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会
大規模災害発生時における道路啓開に要する資機材等の供給に関する協定	一般社団法人徳島県産業資源循環協会
中国地域及び四国地域における災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	中国四国９県の産業資源循環協会 ※協会同士の協定
徳島県と株式会社明和クリーンとの包括連携協定	株式会社　明和クリーン

なお、協定の名称、締結先及び支援内容等については、協定原本及び関係機関が保有する資料等により確認し、必要に応じて更新する。また、県が当事者となる協定と、関係団体間で締結された協定については区別して整理する。

２）D.Waste-Net・人材バンクの活用

県及び市町村は、災害廃棄物処理に関する専門的な知見や人材が不足する場合に備え、環境省が運営する災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を図る。

D.Waste-Net については、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の確保・運営、処理困難物への対応、処理体制の構築及び広域処理等に関する専門的・技術的支援を受けることが想定される。

また、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）については、被災経験を有する自治体職員等から、初動対応、処理実行計画の策定、災害査定、収集運搬、仮置場、公費解体等に関する助言や支援を受けることが想定される。

県は、中国四国環境局と連携し、これらの支援制度の活用方法、要請手順及び支援内容等について平時から確認するとともに、市町村に対して必要な情報を提供する。

D.Waste-Net 及び災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の主な支援内容を表 2-5 及び表 2-6 に示す。

表 2-5　災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）要請可能事項

要請先概要	環境省が事務局となり、国、地方公共団体、有識者、技術者、業界団体等の関係者の連携体制の整備を図るため、平成 27 年より運営。 環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成。
要請可能事項	
初動・応急対応 （初期対応）	**◎ 研究・専門機関** 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出･分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭･害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等 **◎ 一般廃棄物関係団体** 被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等（現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）
復旧・復興対応 （中長期対応）	**◎ 研究・専門機関** 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理･最終処分先の確保に対する技術支援 等 **◎ 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等** 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

表 2-6　災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）要請可能事項

要請先概要	環境省が、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的として、令和２年度より運用。 （災害廃棄物処理支援員の現地派遣の際に、経験のない職員が同行し、現地での対応を通じて、初動期から災害廃棄物処理の対応力を身につけることを目的とした人材育成も実施。）
要請可能事項	
全般的事項	■ 体制整備、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援 ■ 被災地の状況把握・分析 ■ 市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
実行計画・ 災害報告書	■ 発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援 ■ 災害報告書作成支援、災害査定対応助言 ■ 災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計、積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
収集運搬	■ 必要車種、台数、期間の把握・応援要請の支援 ■ 収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
仮置場	■ 仮置場適地の確保支援、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測 ■ 仮置場管理運営助言、業務委託支援
処理関連	■ 他地方公共団体等との処理に関する調整 ■ 民間処理委託契約支援
損壊家屋	■ 損壊家屋等の解体撤去（公費解体）関係支援

３）自衛隊との連携

県は、大規模災害時において、災害廃棄物の撤去等に自衛隊との連携が必要となる場合に備え、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和２年８月）環境省・防衛省、等を踏まえ、平時から県災害対策本部、国、市町村及び関係機関との連絡調整体制を整備する。

特に、災害廃棄物の撤去に当たっては、救助・救援活動や道路啓開等との調整が必要となることから、関係部局との情報共有を図るとともに、自衛隊が支援を行う場合の活動内容、役割分担及び必要な調整事項等について、平時から確認する。

なお、自衛隊との連携については、災害派遣に係る手続及び活動の優先順位等を踏まえ、県災害対策本部を通じて必要な調整を行うものとする。

【参　考：防衛省・自衛隊との連携】

防衛省・自衛隊との連携

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生しており、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携対応マニュアルを作成した。

本マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう態勢を整備する。

資料

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（概要）（PDF 463KB）

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（本編）（PDF 1.0MB）

［出典：環境省ホームページ（令和８年 10 月閲覧）］

４）災害ボランティアとの連携

災害ボランティアによる片付け支援と、市町村が実施する災害廃棄物の収集運搬及び仮置場の運営については、役割分担を明確にするとともに、分別不徹底による混合廃棄物の発生や、道路上への無秩序な排出等を防止するための連携を図る。

（４）県・市町村の受援準備と支援可能情報の整理

県及び市町村は、災害時に外部からの支援を円滑に受け入れることができるよう、受援窓口、支援を必要とする業務、人員・資機材、活動場所、指揮命令系統及び引継方法等を平時から整理する。

県は、市町村の支援ニーズを集約し、国、他都道府県及び関係団体等と支援内容を調整する。市町村は、受け入れた支援について、支援者の専門性や支援内容等を踏まえ、必要な業務への配置・調整を行う。

また、市町村は、県への応援要請を迅速に行えるよう、あらかじめ県との連絡調整窓口等を確認する。県及び市町村は、先発隊やプッシュ型支援にも対応できるよう、要請前から被害情報を共有するとともに、発災直後の短期的な支援と、公費解体等に係る中長期的な職員派遣を区別して受入体制を準備する。

なお、県及び市町村は、被災していない場合に他の地方公共団体等への支援が可能となる人員、車両、資機材、処理施設等の情報についても、平時から把握・整理するよう努める。

災害廃棄物処理に特化した受援マニュアル
【参　考：倉敷市災害廃棄物処理受援マニュアル（令和８年３月）】

1　マニュアル策定までの背景

平成 30 年 7 月豪雨災害は、本市が経験したことのない大規模な災害であったため、他自治体からも多くの人的・物的支援をいただきながら、復旧・復興に全力を挙げて取り組んできました。

発災直後には、環境省によるプッシュ型の支援や各種協定に基づく支援などの短期支援職員、復旧・復興期には公費解体の実施にかかる中長期派遣職員など、多くの方からの支援をいただきました。

一方、せっかく支援をいただいたにも関わらず、人材の配置や連携面に課題も残り、支援を有効活用するためには、平時からの備えが重要と感じました。

そこで、**支援要請手順の明確化及び受援体制の構築を平時から行う**ために「倉敷市災害廃棄物処理受援マニュアル」を策定しました。

目　次

第１章　マニュアルの目的と位置づけ
第２章　受援体制の整備
　第１節　受援担当者
　第２節　受援担当者の役割
第３章　支援要請の方針
　第１節　支援要請のプロセス
　第２節　支援の期間
　第３節　支援の要請先及び内容
　第４節　業務委託への切り替え
　第５節　費用負担
第４章　受援対象業務
　第１節　受援対象業務
　第２節　必要人数積算の基本的な考え方
　第３節　業務ごとの必要人数（平時における想定）
第５節　支援要請の実務
　第１節　支援要請の流れ（フロー）
　第２節　庁内応援の要請（ＳＴＥＰ１）
　第３節　支援対象業務、人数の決定（ＳＴＥＰ２）
　第４節　支援の種類、期間の決定（ＳＴＥＰ３）
　第５節　支援の要請（ＳＴＥＰ４）
　第６節　執務環境の確保、支援職員の受入れ（ＳＴＥＰ５）
　第７節　受援の開始、調整会議の開催（ＳＴＥＰ６）
　第８節　支援職員の交代（ＳＴＥＰ７）
　第９節　支援の終了、精算（ＳＴＥＰ８）
第６章　受入れ環境の整備
　第１節　受入れ環境の整備
　第２節　執務場所の確保
　第３節　業務に必要となる文具・資機材の準備
　第４節　宿泊場所
第７章　支援要請シート
　第１節　支援要請シートの記載項目及び留意点

４．災害廃棄物等の発生量及び処理可能量の推計

大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、平時から想定災害ごとの災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、県内の廃棄物処理施設等における処理可能量を把握し、必要となる処理体制を検討しておくことが重要である。

県は、徳島県地域防災計画等に示される被害想定を基に、災害廃棄物、避難所ごみ及びし尿等の発生量並びに仮設トイレ等の必要基数を推計する。また、県内の一般廃棄物処理施設等の処理能力及び災害廃棄物の処理可能量を整理する。

これらの推計結果は、市町村における収集運搬体制及び仮置場の確保、県内市町村間の処理調整、民間処理施設の活用、県外広域処理及び仮設処理施設の必要性等を検討するための基礎資料として活用する。

（１）想定災害及び推計条件

本計画において、災害廃棄物等の発生量は、徳島県において大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震を対象として推計する。

なお、風水害については、特定の被害想定に基づく発生量の推計は行わないが、水害発生時の災害廃棄物発生量の推計に活用できるよう、「災害廃棄物対策指針」【技 14-2】に基づく推計方法を資料５に示す。

推計に用いる被害想定は、徳島県地域防災計画等に示される建物被害、津波浸水、浸水家屋、避難者数及び断水人口等を基本とし、災害の種類及び推計対象に応じて必要となる条件を設定する。

なお、災害廃棄物発生量の推計に当たっては、建物被害の区分及び災害廃棄物の種類等に応じた発生原単位を用いるとともに、津波堆積物の発生量については別途推計する。

また、被害想定、国の推計方法及び発生原単位等が見直された場合には、必要に応じて推計条件及び推計結果を見直すものとする。

表 2-7　本計画において災害廃棄物発生量の推計対象とする災害

災害区分	想定災害	主な被害想定	推計対象
地震・津波	南海トラフ巨大地震	建物被害、津波浸水等	災害廃棄物、 津波堆積物等
地　震	中央構造線・活断層地震	建物被害等	災害廃棄物
風水害	な　し	浸水家屋等	水害廃棄物

注：推計条件、発生原単位及び算定方法等の詳細については、資料５に示す。

（２）災害廃棄物発生量

１）災害廃棄物発生量の推計結果

前項に示す想定災害及び推計条件に基づき算定した災害廃棄物発生量を表 2-8 に示す。

災害廃棄物発生量は、想定する災害の種類、被害規模及び地域によって大きく異なる。このため、県は、県全体の発生量に加え、市町村別及び圏域別の発生量を把握し、収集運搬、仮置場及び処理施設の配置等を踏まえ、必要となる処理体制を検討する。（資料５参照。）

また、災害廃棄物の種類別発生量についても整理し、焼却処理、再資源化及び最終処分等の処理方法に応じた処理対象量を把握する。

表 2-8　想定災害別の災害廃棄物発生量の推計結果（徳島県全体）

（単位：トン）

区　分	南海トラフ巨大地震	中央構造線・活断層地震
解体に伴い発生する災害廃棄物（Y_1）	6,474,091	4,731,316
建物解体以外に発生する災害廃棄物（Y_2）	4,595,960	2,419,865
災害廃棄物全体量（Y）	11,070,051	7,151,181
津波堆積物	3,814,560	―
合　計	14,884,611	7,151,181

注：１．災害廃棄物全体量（Y）は、解体に伴い発生する災害廃棄物（Y_1）及び建物解体以外に発生する災害廃棄物（Y_2）の合計である。
２．津波堆積物は災害廃棄物全体量（Y）には含めず、別に推計して合計に加算する。
３．資料５に示す市町村別推計結果の「合計」欄を使用した。

２）片付けごみ発生量の推計

片付けごみは、被災した家屋等の片付けに伴い発生する廃棄物であり、発災後の早い段階から大量に排出されることが想定される。このため、県は、発災初動期における一次仮置場の確保や収集運搬体制の検討に活用するため、災害廃棄物全体量とは別に片付けごみ発生量を推計する。

片付けごみ発生量は、「災害廃棄物対策指針」【技 I4-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法 に基づき、想定される建物被害棟数に発生原単位を乗じて算定する。

なお、水害においては、床上浸水及び床下浸水等の被害棟数に水害に対応する発生原単位を適用するものとし、推計方法を資料５に示す。南海トラフ巨大地震における片付けごみ発生量の推計結果を表 2-9 に示す。

表 2-9　想定災害別の片付けごみ発生量の推計結果

（単位：トン）

想定災害	片付けごみ発生量
南海トラフ巨大地震	441,035
中央構造線・活断層地震	268,549

注：１．片付けごみ発生量は、住家の全壊・半壊棟数に発生原単位を乗じて推計したものである。
２．片付けごみ発生量は、災害廃棄物全体量に単純加算するものではない。
３．市町村別の推計結果及び算定条件は資料５を参照する。

なお、片付けごみ発生量は災害廃棄物全体量に単純加算するものではなく、初動期に必要となる仮置場の規模等を検討するための指標として取り扱う。また、片付けごみ発生量が災害廃棄物全体量を上回る場合には、安全側の準備・対応を行うため、片付けごみ発生量を全体量として取り扱う。

推計方法、発生原単位及び市町村別の推計結果等の詳細については、資料５に示す。

３）発災後における推計値の見直し

平時に算定する災害廃棄物発生量は、被害想定に基づく推計値であり、実際の災害発生時における発生量とは異なる場合がある。

このため、県は、発災後に得られる建物被害、浸水範囲、仮置場搬入量、損壊家屋等の解体・撤去状況及び処理実績等の情報を市町村等から収集し、災害廃棄物発生量の推計値を必要に応じて見直す。

推計値の見直しに当たっては、発災直後における概算から、被害状況の詳細把握及び処理実績に基づく精度の向上へと段階的に移行し、処理実行計画の策定・見直し、広域処理の必要性の判断及び処理進捗の管理等に活用する。

表 2-10　フェーズに応じた災害廃棄物発生量の推計及び見直しの概要

フェーズ	推計・見直しの内容	主な使用情報	主な活用目的
平　時	・地域防災計画等の被害想定を基に、想定災害ごとの災害廃棄物発生量を推計する。 ・地震、津波、風水害等の災害特性を踏まえ、必要に応じて片付けごみ、損壊家屋等の解体・撤去に伴う廃棄物、津波堆積物等について推計する。	・被害想定 （建物棟数・構造、津波浸水想定区域、洪水想定区域、既往災害実績等）	・仮置場必要面積 ・収集運搬体制 ・既存処理施設での処理可能量 ・広域処理 ・支援・受援体制等の事前検討
発災初動期	・発災時点で入手可能な被害情報から、片付けごみ等を中心に災害廃棄物発生量を概算する。 ・被害情報の更新に合わせて随時見直す。	・被害家屋棟数 ・浸水範囲・浸水深 ・航空写真・衛星画像 ・現地調査、市町村からの被害情報等	・一次仮置場の開設及び必要面積の検討 ・収集運搬体制の確保、処理先の手配 ・県内調整及び支援要請の判断
応急対応期	・被害状況の詳細把握や被害認定調査等の進展を踏まえ、片付けごみに加え、損壊家屋等の解体・撤去に伴う廃棄物を含めて発生量を再推計する。	・被害認定調査結果 ・公費解体の申請・実施見込み ・仮置場搬入量 ・処理施設受入実績等	・災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し ・処理期間の設定 ・二次仮置場の必要性の判断 ・県内・県外広域処理の調整 ・事業費の把握
復旧・復興期	・仮置場への搬入量、解体・撤去量、処理・再生利用量等の実績を踏まえて発生量及び残存する要処理量を見直し、推計精度を高める。	・仮置場搬入実績 ・解体・撤去実績 ・処理・処分実績 ・再生利用実績 ・処理残量等	・処理進捗の管理 ・処理スケジュール及び実行計画の見直し ・処理完了時期の見通し ・仮置場の集約・閉鎖の判断

注：発生量の推計値は、災害の種類、規模及び被害状況並びに情報の把握状況等により変動することから、各フェーズで得られる最新の情報及び実績値を用いて適宜見直すものとする。

［「災害廃棄物対策指針」【技 I4-2】　より作成］

（３）避難所ごみ発生量

災害発生時には、避難所における生活に伴い、生ごみ、紙類、容器包装等の生活系廃棄物が発生する。このため、県は、想定災害ごとの避難所生活者数等を基に、避難所ごみ発生量を推計する。（資料７参照。）

また、避難所ごみは、感染性のある廃棄物や腐敗性廃棄物等、生活環境及び公衆衛生の確保の観点から優先的な対応を要するものが含まれる。このため、市町村は、避難所から排出される廃棄物の種類及び分別区分を踏まえ、収集頻度、収集運搬ルート、必要な車両及び人員並びに処理施設への搬入方法等を平時から検討する。

避難所から排出される主な廃棄物の種類を表 2-11 に、想定災害別の避難所ごみ発生量を表 2-12 に示す。

表 2-11　避難所から排出される廃棄物の種類

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高	感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ等	緊急の医療行為にともない発生する廃棄物。 回収方法や処理方法は関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理する。
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ等	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが，感染や臭気を考慮し，できる限り密閉し早急に処理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	生ごみはハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため，袋に入れて分別保管し処理する。
	可燃物	使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	
	飲食用缶	缶詰、乾パン等の容器	分別して保管し資源として処理する。
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	段ボール 新聞紙	食料や支援物資の梱包材	
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
低	段ボール 新聞紙	食料や支援物資の梱包材	

県は、これらの検討に必要な情報提供及び技術的支援を行うとともに、複数の市町村において収集・処理能力が不足する場合に備え、広域的な支援体制を整備する。

表 2-12　想定災害別の避難所ごみ発生量の推計結果

（単位：トン）

想定災害	津波警報解除後当日 １日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ巨大地震	165.9	164.8	64.8
中央構造線・活断層地震	78.3	81.4	45.0

注：１．避難所ごみ発生量は、避難所生活者数に市町村別の発生原単位を乗じて推計した１日当たりの発生量である。
２．推計値は、令和６年度一般廃棄物処理実態調査及び各想定災害の避難所生活者に基づく。
３．市町村別の推計結果及び算定条件は資料７を参照する。
４．南海トラフ巨大地震は「津波警報解除後当日」、中央構造線・活断層地震は「１日後」である。

（４）し尿収集必要量及び仮設トイレ等必要基数

１）し尿収集必要量

大規模災害時には、断水や下水道施設等の被災により水洗トイレが使用できなくなることが想定される。このため、避難所等におけるトイレの確保と併せ、し尿の収集運搬及び処理体制を整備する必要がある。（資料８参照。）

県は、想定災害ごとの避難者数及び断水人口等を基に、し尿収集必要量を推計する。

推計結果は、市町村におけるし尿収集運搬車両及び人員の確保、し尿処理施設の受入能力の確認並びに県内市町村間及び関係事業者団体との支援調整等に活用する。

想定災害ごとのし尿収集必要量を表 2-13 に示す。

表 2-13　想定災害別のし尿収集必要量

（単位：kL/日）

想定災害	津波警報解除後当日 １日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ巨大地震	685.9	605.4	265.1
中央構造線・活断層地震	493	419	191

注：１．し尿収集必要量は、避難所生活者数、断水による仮設トイレ必要人数及び非水洗化区域のし尿収集人口等を基に、１人１日平均排出量 1.7L／人・日を用いて推計したものである。
２．端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。
３．市町村別の推計結果及び算定条件は資料８を参照する。
４．南海トラフ巨大地震は「津波警報解除後当日」、中央構造線・活断層地震は「１日後」である。

２）仮設トイレ等必要基数

県は、想定される避難者数及び断水人口等を基に、災害時に必要となる仮設トイレ等の基数を推計する。

市町村は、推計結果を踏まえ、既存トイレの使用可能性、仮設トイレ等の備蓄・調達、避難所等への配置及びし尿収集運搬体制を検討する。

県は、市町村における必要基数及び確保状況を把握し、不足する場合には関係機関等との支援調整を行うための体制を整備する。

想定災害ごとの仮設トイレ等必要基数を表 2-14 に示す。

表 2-14　避難所における仮設トイレ必要基数

（単位：基）

想定災害	津波警報解除後当日 １日後	１週間後	１ケ月後
南海トラフ巨大地震	4,952	4,876	4,820
中央構造線・活断層地震	2,452	2,543	3,523

注：１．仮設トイレ必要基数は、避難所生活者数を基に、発災後当日及び１週間後は避難者 50 人当たり１基、１ケ月後は避難者 20 人当たり１基として推計したものである。
２．端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。
３．市町村別の推計結果及び算定条件は資料８を参照する。
４．南海トラフ巨大地震は「津波警報解除後当日」、中央構造線・活断層地震は「１日後」である。

３）使用済み携帯トイレの発生量及び保管量

断水等により水洗トイレが使用できない場合には、携帯トイレの利用が想定される。使用済み携帯トイレは、凝固剤等により固形化されたし尿を含む汚物袋等であり、液状のし尿とは異なる方法で収集・処理する必要がある。

県は、携帯トイレの使用回数等を基に、使用済み携帯トイレの発生量、重量及び保管容量等を試算し、市町村における一時保管場所、収集運搬体制及び処理施設の受入条件等の検討に活用する。

なお、使用済み携帯トイレの重量及び保管容量は、使用する汚物袋、凝固剤、外装袋及び保管方法等によって異なることから、試算結果は保管場所等を検討するための参考値として取り扱う。

なお、使用済み携帯トイレの発生量は、し尿収集必要量とは別に推計したものであり、実際の処理必要量を把握する際には、仮設トイレと携帯トイレの利用状況を踏まえて調整する必要がある。

使用済み携帯トイレの発生量及び保管量について、南海トラフ巨大地震では「津波警報解除後当日」、中央構造線・活断層地震では「発災後１日後」の避難所生活者数を用いて試算し、その結果を表 2-15 に示す。

表 2-15　使用済み携帯トイレの発生量及び保管量の試算

想定災害	避難所生活者数（人）	携帯トイレ関係ごみ発生量（トン/日）	必要保管容量（m³/日）
南海トラフ巨大地震	247,600	445	2,795
中央構造線・活断層地震	122,800	221	1,385

注：１．避難所生活者全員が携帯トイレを使用するものと想定し、発災後当日の１日当たりの発生量及び必要保管容量を試算したものである。
２．携帯トイレ関係ごみ発生量は、排泄物、凝固剤、汚物袋、トイレットペーパー等を含め、１人１日当たり1.8kgとして算定した。
３．必要保管容量は、１人１日５回の使用を想定し、１人１日当たり0.0113m³として算定した。なお、必要保管容量は１日当たりの保管容量を示すものであり、保管に必要な床面積を示すものではない。
４．市町村別の推計結果及び算定条件は資料８を参照する。

（５）廃棄物処理施設等の状況

大規模災害時には、災害廃棄物の処理に加え、生活ごみ及び避難所ごみ等の処理を継続する必要がある。一方、廃棄物処理施設自体の被災によって処理能力が低下又は停止することも想定される。（資料２参照。）

このため、県は、県内の一般廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理先となり得る産業廃棄物処理施設等について、所在地、処理対象、施設能力及び処理実績等を平時から把握する。

１）一般廃棄物処理施設の状況

県内の一般廃棄物処理施設について、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設・資源化施設、最終処分場及びし尿処理施設等の施設能力、処理実績等を整理する。

表 2-16　ごみ焼却施設の処理能力

（単位：トン/日）

区　分	施設数	施設全体の処理能力
焼却施設（溶融施設を含む）	18	1,164

注：１．施設数及び処理能力は、「令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）の施設整備状況の「焼却」シートに記載された施設の集計値である。
２．処理能力は施設の公称能力であり、災害時の受入可能量を示すものではない。
３．休止施設等を含む施設の稼働状況については、別途確認を要する。

表 2-17　粗大ごみ処理施設・資源化施設等の処理能力

（単位：トン/日）

区　分	施設数	施設全体の処理能力
粗大ごみ処理施設	8	119.5
うち休止施設	2	46.0
粗大ごみ処理施設（休止施設を除く）	6	73.5
資源化等を行う施設	10	97.1

注：１．粗大ごみ処理施設には休止施設２施設が含まれるため、稼働施設の能力を別掲した。
２．資源化施設等の処理能力は、「令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）における施設全体の処理能力を集計したものである。

表 2-18　最終処分場の状況

（単位：m^3）

区　分	施設数	残余容量
掲載施設数	19	53,377.5
うち埋立中として記載された施設数	6	52,645.5
埋立終了又は休止として記載された施設数	13	732.0

注：１．環境省「令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果」施設整備状況の「最終」シートに記載された徳島県内19施設を集計した。
２．「埋立中」「埋立終了」は原資料の「処分場の現状」の区分に基づく。現在の稼働状況を示すものではない。
３．埋立終了施設の残余容量 732m^3は海部郡衛生処理事務組合第一灰処理場の値であり、利用可能容量には含めない。
４．埋立中施設の残余容量も、災害廃棄物を実際に受入可能な容量を意味しない。受入品目、埋立状況等の確認が必要である。
５．「休止」と記載された４施設はいずれも埋立終了に含まれ、残余容量は0m^3である。

表 2-19　し尿処理施設等の処理能力

（単位：kL／日）

区　分	施設数	処理能力
掲載施設（建設中を含む）	17	1,061
うち建設中として記載された施設	2	103
建設中の施設を除いた能力	15	958

注：１．「令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）の「し尿」シートに記載された処理能力を集計したものである。
２．「令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）においては、吉野川環境整備組合汚泥再生処理センター（43kL／日）及びみよし広域連合の新施設（60kL／日）が建設中として記載されている。

２）産業廃棄物処理施設等の状況

大規模災害時には、一般廃棄物処理施設のみでは十分な処理能力を確保できない場合があることから、産業廃棄物処理施設その他の民間処理施設等の活用についても検討する必要がある。

県は、関係事業者団体等との連携を図り、災害廃棄物の処理先となり得る産業廃棄物処理施設等について、許可情報等を活用し、処理対象、処理能力、受入条件等の必要な情報を平時から把握する。

また、個別の事業者及び施設に関する情報については、情報の性質に応じて適切に管理する。

（６）既存施設の処理可能量

県内の既存廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理可能量について、施設能力、平時の処理実績その他の条件を踏まえて推計する。

災害時においては、生活ごみ等の通常処理を継続する必要があることから、施設能力の全てを災害廃棄物の処理に充てることはできない。このため、平時の処理量等を考慮し、災害廃棄物の処理に活用可能な量を把握する。（資料 10 参照。）

（７）発生量と処理可能量の比較

１）焼却処理

災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るためには、想定される災害廃棄物発生量と既存廃棄物処理施設の処理可能量を比較し、県内における処理の可能性及び追加的な処理体制の必要性を把握しておくことが重要である。

県は、市町村別及び圏域別の災害廃棄物発生量と、既存の焼却施設及び最終処分場等における処理可能量を整理し、地域ごとの処理能力の過不足について検討する。

焼却処理について、処理期間を３年と想定した場合に初年度に必要となる処理量と、令和６年度の処理実績等に基づく既存焼却施設の年間処理余力を比較した結果を次表に示す。

なお、以下に示す年間最大処理余力は、既存焼却施設の公称処理能力と平時の処理実績等から試算したものであり、資料 10 に示す分担率を用いた処理可能量とは算定方法が異なる。

表 2-20　圏域別の可燃物発生量と焼却施設処理可能量の比較

（単位：トン）

想定災害	圏　域	可燃物発生量	初年度必要焼却量	年間最大処理余力	不足量
南海トラフ巨大地震	東　部	713,870	237,957	58,336	179,621
	南　部	243,228	81,076	17,601	63,475
	西　部	16,509	5,503	11,875	－
中央構造線・活断層地震	東　部	306,628	102,209	58,336	43,873
	南　部	879	293	17,601	－
	西　部	24,334	8,111	11,875	－

注：１．初年度必要焼却量は、可燃物発生量を３年間で処理すると想定した場合の１年当たりの必要量である。
２．年間最大処理余力は、令和６年度の処理実績等を用い、既存施設の平時の稼働条件に基づき試算したものであり、災害時の実際の受入可能量を保証するものではない。
３．不足量は、初年度必要焼却量が年間最大処理余力を上回る場合の差分である。端数処理により計算結果が一致しない場合がある。

この結果、南海トラフ巨大地震では東部圏域及び南部圏域、中央構造線・活断層地震では東部圏域において、既存焼却施設の年間処理余力を上回る焼却処理量が必要になると見込まれる。

このため、県は、各圏域における処理能力の不足状況を把握するとともに、圏域内での処理が困難となる場合には、他圏域の処理施設や産業廃棄物処理施設等の活用について検討する。さらに、県内の処理施設のみでは必要な処理能力を確保できない場合には、県外広域処理を検討するとともに、これらの対応によっても目標とする処理期間内での処理が困難と見込まれる場合には、処理対象となる廃棄物の種類及び量、処理期間、輸送条件等を踏まえ、仮設の破砕・選別施設や焼却施設等の設置の必要性について検討する。

２）最終処分

県内の一般廃棄物最終処分場について、既存施設の残余容量及び年間埋立処分量等を踏まえると、想定される災害廃棄物の最終処分量に対し、処分可能量が大幅に不足することが見込まれる。

このため、県は、県内の産業廃棄物最終処分場等の活用可能性を確認するとともに、県内での処分が困難となる場合に備え、県外の最終処分場への広域処分について、関係機関及び処分先との調整を進める。

また、最終処分先の確保には限界があることから、災害廃棄物の排出段階及び仮置場における分別の徹底、破砕・選別等による再生資材化並びに焼却残さ等の再資源化を推進し、最終処分量の低減を図る。

表 2-21　容積換算による参考比較

項　目	南海トラフ巨大地震	中央構造線・活断層地震
最終処分量（トン）	900,113	488,901
仮定する見かけ比重（トン/m^3）	1.1	1.1
換算容積（m^3）	約 818,285	約 444,455
県内一般廃棄物最終処分場の残余容量（m^3）	52,645.5	52,645.5
残余容量に対する倍率	約 15.5 倍	約 8.4 倍

注：本試算は、仮置場必要面積の算定に用いた不燃物の見かけ比重（１．１トン/m^3）を最終処分量全体に一律に適用し、容積換算した参考値である。当該比重は焼却灰等を含む最終処分対象物の埋立密度を示すものではなく、埋立時の締固めや覆土等も考慮していないため、実際に必要となる埋立容量とは異なる場合がある。

［「令和６年度　環境省一般廃棄物処理実態調査結果」　より作成］

（８）市町村別・圏域別の整理

大規模災害時には、災害廃棄物の発生量や既存処理施設の処理能力に地域的な偏りが生じることが想定される。このため、県は、県全体の災害廃棄物発生量に加え、市町村別及び東部・南部・西部の各圏域における発生量、処理可能量及び処理上の課題を整理し、広域的な処理調整に活用する。

災害廃棄物の処理は、被災市町村による処理を基本とし、必要に応じて同一圏域内の市町村間で処理施設の相互活用等を検討する。

一方、圏域内の既存処理施設のみでは処理が困難となる場合には、県が各圏域の処理能力及び処理状況等を取りまとめ、他圏域における受入可能性を確認するとともに、関係市町村及び一部事務組合等との処理調整を行う。

想定災害別の処理可能量の比較結果を踏まえた圏域ごとの主な検討事項を次に示す。

県は、各圏域における災害廃棄物の発生量、既存処理施設の処理可能量及び処理能力の不足状況等を把握し、圏域内での処理が困難となる場合には、他圏域及び県外の処理施設等における受入可能性について関係機関との調整を行う。

また、広域処理等によっても必要な処理能力を確保することが困難な場合には、仮設処理施設の設置の必要性について検討するとともに、施設の規模、候補地、処理期間及び関係市町村との役割分担等について広域的な観点から調整を行う。

１）東部圏域

南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震のいずれにおいても、可燃物の発生量が既存焼却施設の処理余力を上回ることが見込まれる。このため、圏域内の処理施設の活用に加え、他圏域及び民間処理施設等への処理委託、県外広域処理等について検討する必要がある。

２）南部圏域

南海トラフ巨大地震では、既存焼却施設の処理余力を上回る可燃物の発生が見込まれる。このため、圏域内の処理施設の被災状況及び稼働状況等を確認し、処理能力が不足する場合には、他圏域の処理施設や民間処理施設等の活用について検討する。

また、津波等による道路の寸断や輸送経路の制約も想定されることから、処理先の確保と併せて、広域輸送の方法及び輸送経路等について検討する必要がある。

３）西部圏域

今回の試算では、いずれの想定災害においても、可燃物の初年度必要焼却量が既存焼却施設の年間最大処理余力を下回っている。ただし、災害時には処理施設の被災、稼働停止及び収集運搬経路の寸断等により、想定どおりの処理能力を確保できない場合がある。

このため、施設の稼働状況及び実際の受入可能量を踏まえ、圏域内での処理の可否を確認するとともに、必要に応じて他圏域との処理調整を行う。

県は、これらの圏域別の状況を踏まえ、県内処理施設の受入余力、災害廃棄物の種類及び量、輸送距離並びに処理期間等を総合的に考慮し、圏域間の処理調整を行う。

さらに、県内での処理が困難となる場合には、中国四国環境局、他都道府県及び関係事業者団体等と連携し、県外広域処理や仮設処理施設の設置等を含めた処理体制を検討する。

なお、想定災害別・圏域別の詳細な処理フロー及び試算結果については、資料編「災害廃棄物処理フロー」に示す。

５．処理フローと処理期間

災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するため、想定災害ごとの災害廃棄物発生量、廃棄物の種類、既存処理施設の処理可能量、仮置場の確保状況等を踏まえ、平時から災害廃棄物の処理フロー及び処理期間を検討する。

処理フロー及び処理期間の検討結果は、県内処理施設の活用、市町村間の処理調整、民間処理施設の活用、県外広域処理、二次仮置場及び仮設処理施設の必要性等を検討するための基礎資料として活用する。

（１）災害別の処理フロー

災害廃棄物は、災害の種類や被害状況により、発生する廃棄物の種類、量及び処理方法が異なる。

このため、地震・津波及び風水害等の災害特性を踏まえ、発生場所から仮置場への搬入、分別・保管、中間処理、再生利用及び最終処分までの基本的な処理の流れを整理する。（資料 11 参照。）

想定災害別の基本的な処理フローを図　2-4 及び図　2-5 に示す。

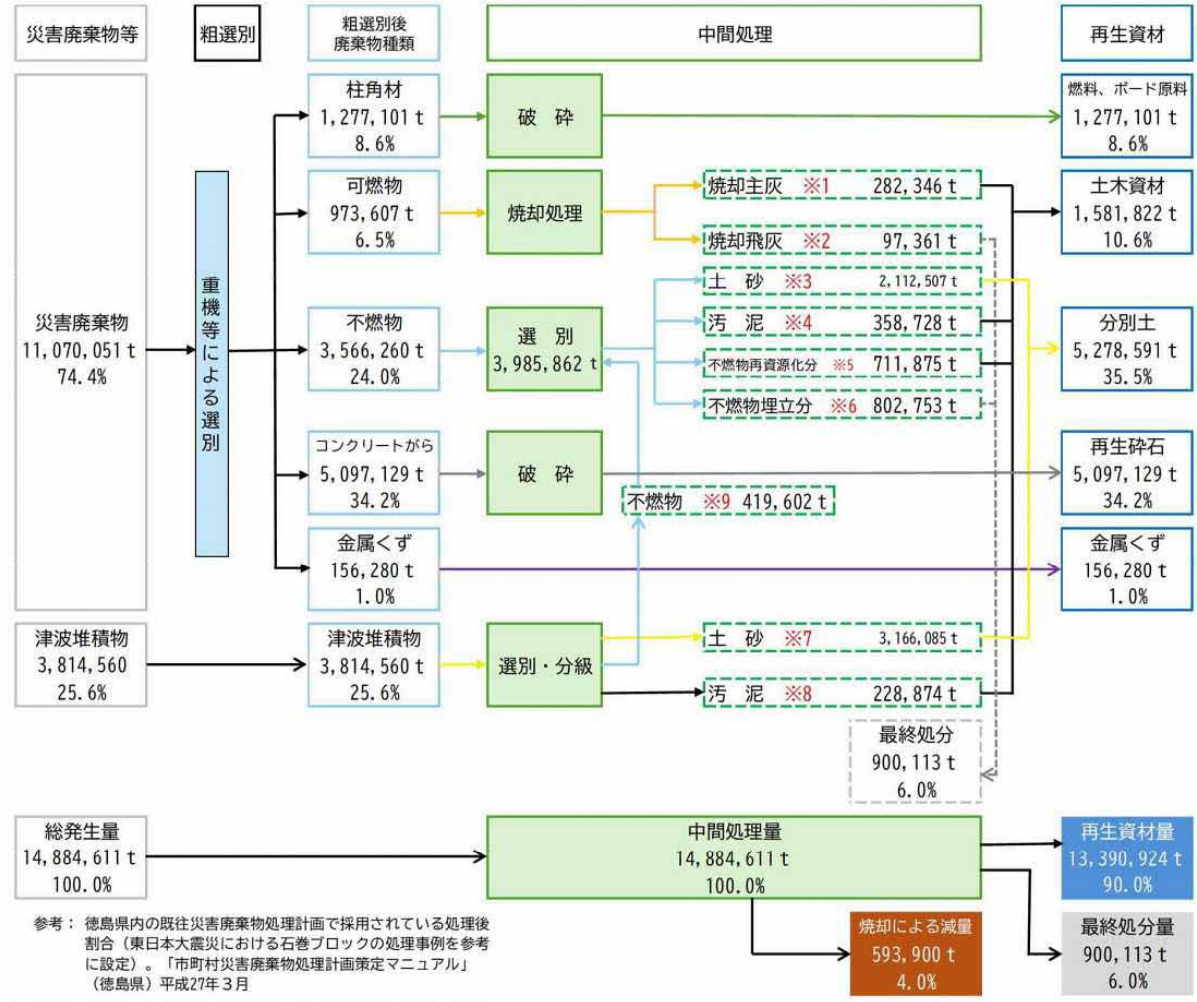

	処理後区分	処理後割合	備　考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備　考
不燃物	土　砂	53%	※3
	汚　泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備　考
津波堆積物	土　砂	83%	※7
	汚　泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9



注：１．火災による災害廃棄物の組成割合は、端数処理により合計が100.1%となる。また、各処理工程における数量の四捨五入等により、内訳の合計と総量が一致しない場合がある。
２．処理フローにおける土砂、燃えがら及びその他は、不燃物に含めて再資源化量及び最終処分量を算定している。これにより、焼却による減量には可燃物の焼却処理に伴う減量のみを計上し、処理フロー全体の物質収支の整合を図っている。

図　2-4　徳島県における標準的な処理フロー（南海トラフ巨大地震）

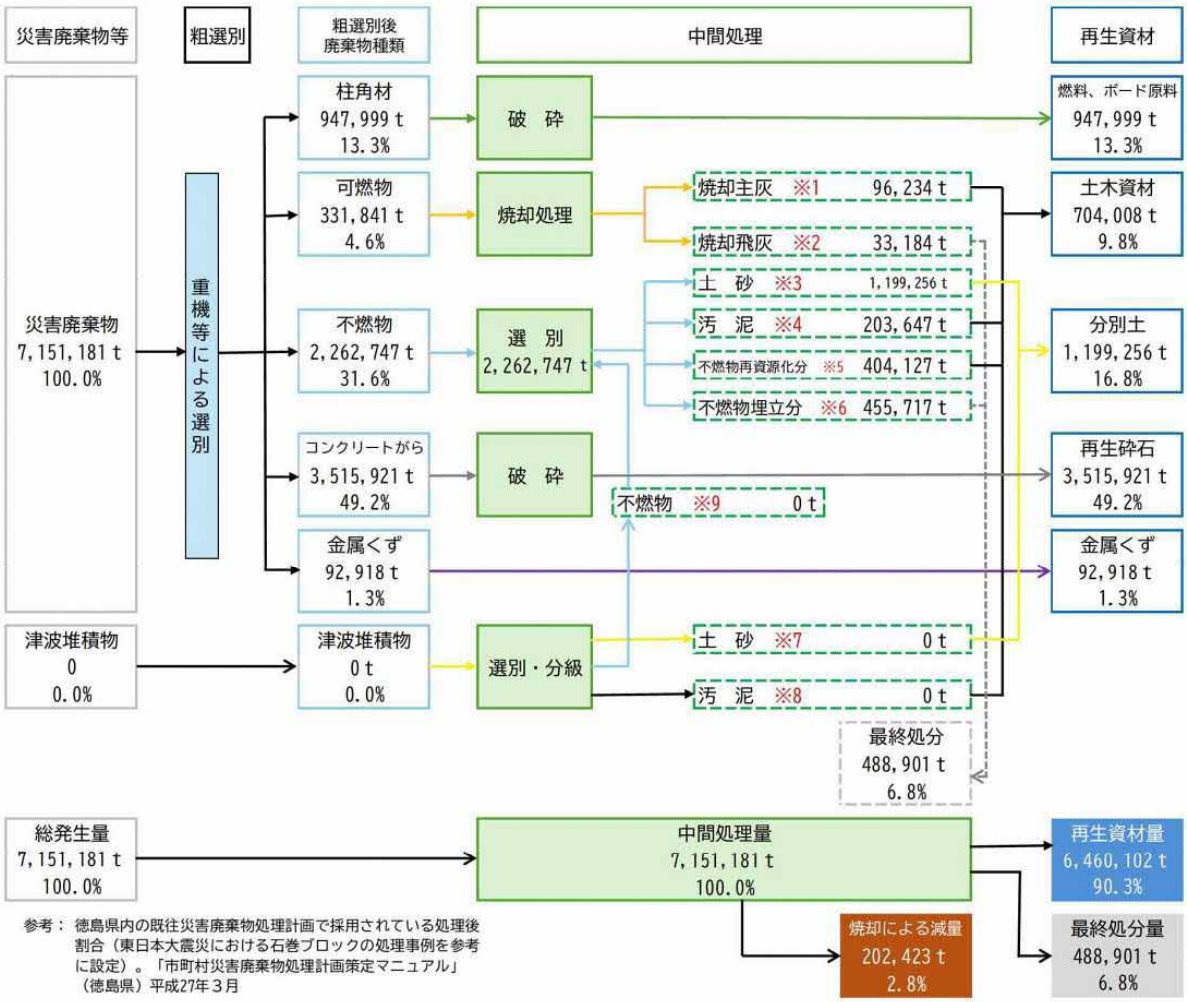

参考：徳島県内の既往災害廃棄物処理計画で採用されている処理後割合（東日本大震災における石巻ブロックの処理事例を参考に設定）。「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（徳島県）平成27年３月

	処理後区分	処理後割合	備　考
可燃物	焼却主灰	29%	※1
	焼却飛灰	10%	※2

	処理後区分	処理後割合	備　考
不燃物	土　砂	53%	※3
	汚　泥	9%	※4
	不燃物	38%	－
選別後不燃物内訳	再資源化分	47%	※5
	埋立分	53%	※6

	処理後区分	処理後割合	備　考
津波堆積物	土　砂	83%	※7
	汚　泥	6%	※8
	不燃物	11%	※9



注：１．火災による災害廃棄物の組成割合は、端数処理により合計が100.1%となる。また、各処理工程における数量の四捨五入等により、内訳の合計と総量が一致しない場合がある。

２．処理フローにおける土砂、燃えがら及びその他は、不燃物に含めて再資源化量及び最終処分量を算定している。これにより、焼却による減量には可燃物の焼却処理に伴う減量のみを計上し、処理フロー全体の物質収支の整合を図っている。

図　2-5　徳島県における標準的な処理フロー（中央構造線・活断層地震）

（２）圏域別の処理フロー及び広域的な処理調整

県は、地域ごとの処理上の課題を把握し、広域的な処理調整の検討に活用するため、東部圏域、南部圏域及び西部圏域ごとに、想定災害別の災害廃棄物等の総発生量、再生資材量、焼却による減量及び最終処分量を整理する。（資料 11 参照。）

南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震について、圏域別の処理フローに基づき試算した結果を表２-22 に示す。なお、火災による災害廃棄物の組成割合は、端数処理により合計が 100.1%となるため、表２-22 の総発生量は、表２-8 に示す災害廃棄物等の発生量と一致しない。これらの数値は、一定の推計条件の下で整理したものであり、実際の処理先や圏域間の搬出入量を確定するものではない。

表２-22　想定災害別・圏域別の災害廃棄物等の処理量（試算結果）

想定災害	圏　域	総発生量	再生資材量	焼却減量	最終処分量
南海トラフ巨大地震	東　部	10,791,418	9,697,569	435,461	658,389
	南　部	3,787,417	3,421,094	148,369	217,954
	西　部	306,103	272,262	10,070	23,771
	合　計	14,884,938	13,390,924	593,900	900,113
中央構造線・活断層地震	東　部	6,684,193	6,040,934	187,043	456,216
	南　部	16,278	14,670	536	1,071
	西　部	450,956	404,499	14,844	31,614
	合　計	7,151,427	6,460,102	202,423	488,901

注：１．総発生量は、災害廃棄物発生量と津波堆積物発生量を合算したものである。
２．県計は端数処理前の各圏域の試算値を合算した値であり、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。
［出典：本計画における災害廃棄物等発生量及び処理フローの試算結果（詳細は資料編 資料 11 参照）］

圏域別の処理に当たっては、各圏域における既存の一般廃棄物処理施設の処理可能量、産業廃棄物処理施設等の受入可能性、仮置場の確保状況、処理・再資源化先及び最終処分先等を把握し、圏域内における処理の可能性を検討する。

県は、市町村及び一部事務組合等から処理施設の被害・稼働状況、受入可能量、処理の進捗及び支援ニーズ等の情報を収集・集約し、圏域内での処理が困難となる場合には、他

圏域の施設との処理調整、民間処理施設等の活用及び県域を越えた広域処理について、関係市町村、施設管理者、関係団体及び国等と連携して検討する。

広域的な処理調整に当たっては、生活ごみ等の通常処理の継続を前提として、各施設の受入条件及び処理余力、災害廃棄物の種類・性状、輸送距離・経路、道路・港湾等の被災状況、処理期間並びに周辺環境への影響等を総合的に考慮する。また、必要に応じて二次仮置場又は仮設処理施設の設置についても検討する。

なお、災害廃棄物処理は市町村による実施を基本とし、県は市町村の意向及び支援要請等を踏まえて広域的な連絡調整を行う。県が処理に関する事務を受託する場合には、関係法令に基づく手続及び役割分担を確認した上で対応する。

想定災害別・圏域別の詳細な処理フロー及び算定条件については、資料 11「災害廃棄物処理フロー」に示す。実際の災害時には、廃棄物の発生状況、処理施設の被災・稼働状況及び処理先の確保状況等を踏まえて処理フローを見直す。

（３）処理期間と処理先の想定

災害廃棄物の処理期間は、災害廃棄物発生量、廃棄物の種類、既存処理施設の処理可能量、仮置場の確保状況、再生利用先及び最終処分先等を踏まえて検討する。

また、処理先については、被災市町村内の一般廃棄物処理施設のみならず、県内の他市町村の処理施設、産業廃棄物処理施設等を含めて検討する。

想定した処理期間及び処理先については、災害発生後の被害状況、施設の稼働状況、処理実績等を踏まえて見直すものとする。

（４）県内処理・県外処理・仮設処理施設の検討

災害廃棄物の処理は、被災市町村における処理及び県内での処理を基本とする。

災害廃棄物発生量と既存施設の処理可能量との比較等により、被災市町村内の処理施設のみでは処理が困難と見込まれる場合には、県内の他市町村の処理施設、産業廃棄物処理施設等の活用について検討する。

さらに、県内の既存施設のみでは処理が困難と見込まれる場合には、県外広域処理について検討するとともに、災害廃棄物発生量、処理期間、既存施設の処理可能量等を踏まえ、必要に応じて仮設処理施設の設置について検討する。

（５）廃棄物の再資源化

災害廃棄物の再資源化を推進し、最終処分量の削減を図るため、県は、市町村による分別・再資源化が円滑に進むよう、平時から再資源化施設の処理能力、受入品目及び受入条件並びに再生資材の利用先等に関する情報の把握に努める。

再資源化の対象となるコンクリートがら、木くず、金属くず、土砂系混合物等については、それぞれの性状や混入物等に応じた適切な分別・処理が必要となる。このため、県は、市町村に対して必要な技術的情報を提供するとともに、県土整備部局等の関係部局と連携し、公共工事等における再生資材の利用可能性、必要な品質、需要量及び利用時期等について情報共有を図る。

また、災害時には、廃棄物の発生状況や処理施設の稼働状況、復旧・復興工事の進捗等によって再生資材の利用先や利用可能量が変動することから、県は、関係市町村、施設管理者及び関係事業者等と連携し、再資源化施設や利用先の確保に向けた調整が円滑に行える体制を整備する。

なお、本計画の処理フローに示す再資源化量は、一定の条件に基づく推計値であり、実際の利用先及び利用量を確定するものではない。（資料 11 参照。）

６．生活ごみ・し尿等の処理体制

災害発生時には、平時から排出される生活ごみに加え、避難所の開設に伴う避難所ごみや、断水等により仮設トイレ等から発生するし尿への対応が必要となる。

大規模災害時には、廃棄物処理施設や収集運搬車両の被災、道路の寸断等により、平時と同様の収集・処理が困難となることが想定される。一方、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の処理が滞ると、悪臭や害虫の発生等による生活環境及び公衆衛生への影響が懸念される。

このため、県及び市町村は、災害廃棄物の処理とは区別して、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の継続的かつ優先的な収集・処理体制を確保できるよう、平時から必要な車両、人員、処理施設及び代替処理先等について確認する。

（１）市町村の収集・処理継続の準備

市町村は、災害時においても生活ごみ及び避難所ごみの収集・処理を継続できるよう、平時から収集運搬車両、人員、収集ルート及び処理施設等を確認するとともに、これらが被災した場合の代替手段について検討する。特に、避難所ごみについては、避難所の開設場所、避難者数及びごみの発生量等を踏まえ、収集頻度、収集ルート、必要な収集運搬車両及び人員並びに処理施設への搬入方法等について検討する。

また、処理施設の稼働停止や収集運搬車両の不足等により通常の収集体制を維持することが困難となる場合に備え、優先的に収集する廃棄物の種類、臨時的な収集方法及び一時的な保管方法等について整理する。

県は、市町村における収集・処理体制の確保状況を把握するとともに、必要に応じて県内市町村間の車両・人員の応援調整、代替処理先の確保及び関係事業者団体との連携等を行うための体制を整備する。

市町村は、平時からの一般廃棄物収集運搬体制を基本とし、既存の収集運搬事業者の業務継続にも配慮しながら、災害時の状況に応じて収集品目及び収集頻度の見直しや外部支援の活用等を検討する。

【参　考：令和６年能登半島地震における生活ごみ・避難所ごみの収集支援】

令和６年能登半島地震では、道路の被災や廃棄物処理施設の稼働停止等により、避難所ごみ及び家庭ごみの収集・処理に支障が生じた。

このため、地元自治体の収集車両に加え、県内外の自治体及び民間事業者からの応援車両約 25 台を確保し、令和６年１月 18 日時点で合計約 65 台の収集体制を構築した。

また、被災により焼却施設が停止した地域では、収集したごみを施設敷地内等で一時的に受け入れ、県内外の一般廃棄物焼却施設へ搬出する対応が行われた。

＜教　訓＞

災害時には、収集運搬車両の不足だけでなく、道路状況や処理施設の停止が収集・処理の継続に影響する。このため、県は、平時から市町村の収集体制及び処理施設の状況を把握し、応援車両の確保と代替処理先の調整を一体的に行える体制を整備しておくことが重要である。

［出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対策」（令和６年１月 18 日時点）環境省 P３］

（２）し尿の受入先と収集車両の確認

市町村は、災害時に必要となるし尿収集量を踏まえ、し尿収集運搬車両及び人員、し尿処理施設の受入能力等を平時から確認する。

また、断水や下水道施設等の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、仮設トイレ等の設置状況に応じた収集頻度、収集ルート及び必要なバキュームカーの台数等を検討する。（資料８参照。）

し尿処理施設が被災した場合には、他のし尿処理施設等への搬入や広域的な収集・処理が必要となることから、代替処理先の受入可能量、受入条件、運搬距離及び輸送経路等を平時から確認する。

また、必要に応じて関係部局と連携し、下水処理施設等の活用可能性についても、施設の処理能力及び受入条件等を踏まえて検討する。

県は、市町村におけるし尿の収集・処理体制及び施設の受入能力等を把握し、必要に応じて市町村間及び関係事業者団体との支援調整を行うための体制を整備する。

【参　考：令和６年能登半島地震におけるし尿処理施設の被災と代替処理】

令和６年能登半島地震では、能登地域のし尿処理施設が被災し、仮設トイレから回収したし尿の処理先確保が課題となった。

令和６年１月 18 日時点では、40 台以上のバキュームカーによりし尿の回収が行われた。また、稼働停止中のし尿処理施設の受入タンクを一時貯留施設として活用するとともに、七尾市の下水処理場において、し尿の受入処理が実施された。

さらに、仮設トイレの設置状況をリスト化し、回収車両の運行管理に活用するなど、適切な収集頻度を確保するための対応が行われた。

＜教　訓＞

し尿処理施設が被災した場合には、代替処理先の確保だけでなく、長距離輸送による収集運搬効率の低下への対応が必要となる。このため、県は、市町村間の広域処理調整に加え、既存施設の一時貯留機能や下水処理施設等の活用可能性について、関係部局及び施設管理者と平時から確認しておくことが重要である。

［出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対策」（令和６年１月 18 日時点）環境省 Ｐ２］

（３）使用済み携帯トイレの受入条件の確認

使用済み携帯トイレは、汚物袋にし尿を受け、凝固剤等により固形化したものであり、液状のし尿とは異なる方法で保管、収集及び処理する必要がある。

このため、市町村は、使用済み携帯トイレが短期間に大量に発生する場合に備え、避難所等における一時保管場所、収集運搬方法及び処理方法について平時から検討する。（資料８参照。）

特に、使用済み携帯トイレの収集・処理に当たっては、汚物袋の破損や内容物の飛散等による衛生上の問題が生じないよう、分別方法、梱包方法、保管方法及び収集運搬時の留意事項等を整理する。

また、市町村は、関係するごみ処理施設等と、使用済み携帯トイレの受入れの可否、受入可能量、搬入時の梱包条件、使用できる収集運搬車両及び施設への投入方法等について、あらかじめ確認する。

県は、市町村による受入条件の確認を支援するとともに、県内での処理が困難となる場合に備え、代替処理先及び広域的な支援体制について必要な情報を整理する。

【参　考：令和６年能登半島地震における使用済み簡易トイレの回収】

令和６年能登半島地震では、断水等により簡易トイレが使用され、使用後の簡易トイレから発生する固形ごみの収集・処理が課題となった。

環境省の公表資料によると、使用済み簡易トイレについては固形ごみとしてパッカー車で回収する対応が行われた。また、回収時における内容物の飛散防止等の衛生面の確保が課題となったことから、色分けによる分別や清掃業者への注意喚起等が実施された。

避難所のし尿処理の状況について

令和６年１月18日時点
環　境　省

現状

- バキュームカー40台以上の体制で仮設トイレに溜まったし尿の回収を実施。※簡易トイレについては使用後に固形ごみとしてパッカー車で回収。
- 稼働停止となっていたし尿処理施設の復旧が進んだ他（７施設中３施設）、バキュームカーの輸送効率を向上すべく、停止中の３施設の受入タンクを一時受入施設として活用。また、七尾市の下水処理場においてし尿の受入処理を実施中。
- 避難所等に引き続き仮設トイレの設置を推進（経産省中心に1/18時点で約900基を設置済み（民間設置分の約280基を含む。））するとともに、各市町において、全ての避難所を概ね１日１回以上回ることを念頭にバキュームカーの運行を管理。

課題	対応
① 回収体制の強化が進み、概ね１日１回以上の回収体制を整えつつある。その維持・徹底が必要。	① 各市町の仮設トイレの設置状況をリスト化し自治体に提供する他、運行管理体制を整えることが困難な珠洲市については、環境省職員を運行管理担当として配置（1/12から開始）。現地職員を通じて適切な頻度での回収が行われていることを確認するなど、現地へのきめ細かなサポートを実施。
② 仮設トイレの衛生環境や利便性（和式→洋式への転換、夜間照明等）について、現場の課題を把握していくことが必要。また、一部の公衆トイレにおいて不適切な使用状況が確認され、衛生環境の確保が必要。	② 環境省職員が避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を実施(1/18時点で約160箇所)。経産省から、洋式トイレアタッチメント450基・ランタン600個(1/18時点)を現地に送付している他、環境省と関係団体で連携し、消臭スプレー約2200本を配布中。また、県と連携して公衆トイレの状況を個別に確認し、衛生面を確保。
③ 簡易トイレから発生した固形ごみについても回収体制を確保しつつある状況。回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）を含め、維持・徹底が必要。	③ 固形ごみについて、地元自治体のパッカー車等約40台に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣約25台により、全体で65台規模の体制で回収を実施（1/18時点）。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。







画像：経済産業省X（旧ツイッター）



2

＜教　訓＞

使用済み携帯トイレは、単に可燃ごみとして収集することを前提とせず、汚物袋の密閉・梱包、収集車両への積込み及び処理施設における受入条件等を事前に確認する必要がある。

使用済み携帯トイレの適正な処理に向けて、県は、市町村と処理施設等との事前調整を支援するとともに、衛生面に配慮した収集・処理体制の整備を促進することが重要である。

［出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対策」（令和６年１月 18 日時点）環境省 P２］

（４）県による代替処理先・広域支援の事前調整

県は、災害時において生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の処理を継続するため、市町村、一部事務組合等及び関係事業者団体等と連携し、平時から処理施設の処理能力、処理実績、受入条件並びに収集運搬車両及び人員の確保状況等を把握する。

市町村の処理施設のみでは対応が困難となる場合に備え、県は、県内市町村間の処理調整、民間処理施設等の活用及び県外広域処理の可能性について、必要な情報及び連絡調整体制を整備する。

また、処理施設が被災し、直ちに代替処理先へ搬入できない場合に備え、関係法令や施設の管理条件等を踏まえ、一時的な保管・中継機能の確保や広域輸送の必要性についても、関係機関と検討する。

特に、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等は、生活環境及び公衆衛生を確保するため、継続的かつ優先的な処理が必要となることから、県は、被災市町村における処理能力の不足を早期に把握し、県内調整と並行して必要な支援・受援の準備を進める。

県内での対応が困難と見込まれる場合には、中国四国環境局等と連携し、県域を越えた収集運搬支援及び代替処理先の確保等について調整する。

７．収集運搬体制

大規模災害時には、災害廃棄物の大量発生に加え、収集運搬車両や人員の不足、道路の損壊・寸断、廃棄物処理施設の被災等により、平時と同様の収集運搬が困難となることが想定される。

このため、県及び市町村は、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の継続的な収集・処理を確保しつつ、災害廃棄物の収集運搬に対応できるよう、平時から必要な車両、人員及び資機材の把握、輸送経路の確認並びに不足する資源の確保方法等について検討する。

また、収集運搬体制の検討に当たっては、廃棄物の種類及び収集運搬先に応じた適切な車両の確保に加え、道路啓開の進捗、処理施設の稼働状況及び仮置場の設置状況等を踏まえ、必要に応じて代替輸送経路や中継・積替え機能の確保についても検討する。

（１）市町村の車両・人員・資機材の確保

市町村は、災害時における生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集運搬に必要となる車両、人員及び資機材について、平時から保有・確保状況を把握する。

収集運搬体制の検討に当たっては、パッカー車、ダンプ車、平ボディ車、バキュームカー等の車種ごとの用途及び必要台数、運転手・作業員の確保状況、収集頻度並びに収集運搬先等を整理する。

また、災害時においても、既存の一般廃棄物収集運搬体制を可能な限り維持できるよう、平時から収集運搬事業者等との連携を図り、車両や人員の被災、燃料不足等により通常の収集が困難となる場合の対応について検討する。

特に、大規模災害時には、生活ごみ及び避難所ごみ等の収集を優先する必要があることから、衛生上の優先度を踏まえた収集品目及び収集頻度の見直し、収集運搬車両の配置調整並びに外部支援の活用等について、地域の実情に応じて検討する。

県は、市町村における収集運搬体制の整備を支援するとともに、災害時に必要な車両、人員及び資機材が不足する場合に備え、県内市町村間及び関係事業者団体等との協力・支援体制を整備する。

（２）道路啓開・輸送経路との調整

県及び市町村は、災害時における廃棄物の収集運搬及び処理施設等への搬入を円滑に行うため、平時から主要な輸送経路及び代替経路について確認する。

輸送経路の検討に当たっては、道路の幅員、橋梁等の耐震性、津波・浸水・土砂災害等のリスク、道路の通行規制、仮置場への進入条件及び処理施設への搬入条件等に留意する。

また、発災後は、救助・救援活動及び道路啓開が優先されることから、県は、道路管理者、県災害対策本部及び関係部局等との情報共有体制を整備し、道路啓開の進捗や通行可能な経路等を踏まえた収集運搬及び広域輸送の調整を行う。

処理施設の被災等により長距離輸送が必要となる場合には、車両による陸上輸送に加え、中継・積替え施設の活用や、港湾施設及び鉄道貨物等を利用した輸送についても、施設の被災状況、受入条件及び輸送効率等を踏まえて検討する。

なお、中継・積替え施設等の活用に当たっては、廃棄物の種類、保管・積替え方法、必要な資機材、周辺環境への影響及び関係法令に基づく手続等について、あらかじめ整理する。

【参　考：令和６年能登半島地震における多様な輸送手段の活用】

令和６年能登半島地震では、災害廃棄物の広域処理を進めるため、陸上輸送に加え、海上輸送及び鉄道貨物輸送が活用された。

石川県では、県内外の処理施設への効率的な搬出に向け、金沢市内に積替え場所を整備し、小型車両への積替えや、連結トレーラー及び鉄道コンテナ等への積替えを実施した。

また、令和６年７月から令和７年６月までに海上輸送により約 10 万トン、令和６年９月から令和７年６月までに鉄道貨物輸送により約５千トンの災害廃棄物を輸送した。

＜教　訓＞

大規模災害時には、道路の被災や長距離輸送による運搬効率の低下が想定される。このため、県は、陸上輸送に加え、港湾施設や鉄道貨物等を活用した広域輸送の可能性を検討するとともに、中継・積替え機能の確保や関係機関との連絡調整体制を平時から整備しておくことが重要である。

出典：石川県「令和６年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画 公費解体加速化プラン」（令和７年７月 31 日改定）５．４ 災害廃棄物の運搬体制

【参　考：令和６年能登半島地震における仮置場への搬入経路の変更】

令和６年能登半島地震では、石川県七尾市が令和６年１月 12 日に片付けごみの仮置場を開設した際、幹線道路の渋滞を考慮して迂回路を設定した。しかし、搬入経路上に道路舗装下の地割れが発見されたため、開設翌日から搬入ルートを変更する対応が必要となった。

＜教　訓＞

災害時における収集運搬経路は、道路の被災状況や交通状況によって変更を余儀なくされることがある。このため、県は、道路管理者及び市町村との情報共有体制を整備し、道路啓開の進捗や通行可能な経路を踏まえ、代替経路の確保や広域輸送の調整を行えるよう備えることが重要である。

出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」（令和８年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー資料）七尾市　P13

（３）県による不足資源の把握と支援体制の整備

県は、市町村における収集運搬車両、人員及び資機材の確保状況を把握し、災害時に不足が見込まれる場合には、県内市町村間の調整、関係事業者団体等への協力要請及び広域的な支援調整を行うための体制を整備する。

また、市町村からの支援要請に迅速に対応できるよう、必要となる車種・台数、人員、作業内容、支援期間、収集運搬対象物及び搬入先等について、平時から整理すべき事項を明確にする。

広域支援の調整に当たっては、既存の一般廃棄物収集運搬体制への影響にも留意し、地元の収集運搬事業者による業務の継続と外部からの支援が円滑に両立するよう、関係市町村及び支援団体等との情報共有を図る。

特に、被災した市町村において収集運搬能力が著しく低下した場合には、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の収集・処理を継続するための支援を優先しつつ、災害廃棄物の収集運搬体制の確保について調整する。

県内での対応が困難と見込まれる場合には、中国四国環境局等と連携し、県外からの収集運搬車両及び人員の応援、代替処理先への広域輸送等について、早期に必要な調整を行う。

また、支援が長期化する場合には、支援体制の継続可能性を踏まえ、関係自治体及び事業者等との役割分担、支援期間及び必要な調整事項等について確認する。

８．仮置場の準備

大規模災害時には、短期間に大量の災害廃棄物が発生し、廃棄物処理施設へ直ちに搬入することが困難となることが想定される。このため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管等を行う仮置場を速やかに確保する必要がある。

県及び市町村は、平時から仮置場の必要面積を把握するとともに、候補地の選定、利用に係る関係機関との調整、開設・運営に必要な人員及び資機材の確保等を進める。

仮置場の準備に当たっては、必要面積の確保に加え、候補地の災害リスク、搬入・搬出経路、場内の車両動線、分別・保管スペース及び搬出先等を踏まえ、災害時に円滑に開設・運営できる体制を整備する。

なお、一次仮置場は市町村による設置・運営を基本とし、県は市町村に対する情報提供、技術的支援及び広域的な調整等を行う。また、二次仮置場については、災害廃棄物発生量、既存処理施設の処理能力等を踏まえて必要性を検討する。

（１）市町村による一次仮置場候補地の選定

市町村は、災害発生後に一次仮置場を速やかに確保できるよう、平時から複数の候補地を選定し、災害の種類及び被害規模に応じた利用可能性を検討する。

一次仮置場の候補地選定に当たっては、災害廃棄物発生量から推計した必要面積を基に、候補地の利用可能面積、土地の形状、地盤の状況、周辺道路及び進入路、住宅地等との位置関係並びに他用途との競合等を考慮する。特に、発災初動期には片付けごみが短期間に集中して排出されることが想定されるため、片付けごみ発生量の推計結果も踏まえ、一次仮置場の早期開設に必要な規模及び収集運搬体制を検討する。（資料９参照。）

県は、第４節で示す災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計結果等を活用し、市町村における仮置場候補地の選定、確保及び開設準備を支援する。

また、市町村は、候補地の土地所有者及び管理者、庁内関係部局等との連絡調整体制を確認し、利用に必要な手続や条件等を整理する。特に、避難所、応急仮設住宅用地、物資集積拠点及び救助・救援活動拠点等との用途競合については、平時から関係部局と調整を図る。

なお、想定した候補地が被災等により使用できない場合も考慮し、代替候補地の確保や複数箇所への分散配置等についても検討する。想定災害ごとの一次仮置場必要面積を表２-23 に示す。

表 2-23　想定災害別の一次仮置場必要面積

想定災害	必要面積（m²）	必要面積（ha）
南海トラフ巨大地震	4,331,116	約 433.1
中央構造線・活断層地震	2,104,278	約 210.4

注：１．仮置場必要面積は、災害廃棄物等を３年間で処理することを想定し、最大集積量、廃棄物の種類別の見掛け比重、積み上げ高さ及び作業スペース割合を用いて算定したものである。
２．積み上げ高さは５m、作業スペース割合は 100%として算定した。
３．南海トラフ巨大地震については、津波堆積物を含む。
４．実際の仮置場の必要面積は、災害廃棄物の搬入・搬出状況、分別区画、車両動線、保管方法等により変動する。
５．市町村別の推計結果及び算定条件は資料６を参照する。

【参　考：令和６年能登半島地震における仮置場候補地の確保】

令和６年能登半島地震では、石川県七尾市において、災害廃棄物処理計画に記載されていた仮置場候補地が、緊急時に迅速に設置できる場所ではなかったことが課題となった。

七尾市では、発災直後から県及び関係団体等と連携して仮置場の設置準備を進め、令和６年１月 12 日に片付けごみの仮置場を開設した。その後、搬入状況等に応じて仮置場を追加し、複数箇所で受入れを行った。

＜教　訓＞

仮置場候補地は、計画に位置付けるだけでなく、発災後に速やかに利用できることが重要である。このため、県は、市町村に対し、候補地の利用条件や他用途との競合状況の事前確認、代替候補地の確保及び開設に必要な関係機関との連絡調整等を促すことが重要である。

出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」（令和８年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー資料）七尾市　P12、35

（２）県による二次仮置場候補地の検討

県は、市町村における一次仮置場候補地の確保状況を把握するとともに、想定される災害廃棄物発生量、県内の既存処理施設の処理可能量及び処理期間等を踏まえ、二次仮置場の必要性を検討する。（資料６参照。）

特に、大規模災害時には、一次仮置場のみでは十分な保管・処理機能を確保できない場合や、災害廃棄物の広域的な集約、破砕・選別及び再資源化等が必要となる場合が想定される。このため、県は、二次仮置場に求められる機能及び規模を整理し、必要に応じて候補地の検討を進める。

二次仮置場の検討に当たっては、処理対象となる廃棄物の種類及び量、破砕・選別設備等の配置、保管スペース、重機・大型車両の作業動線、搬入・搬出経路及び周辺環境への影響等を考慮する。

また、候補地の立地条件に応じて、粉じん、騒音、振動、排水及び火災等への対策を検討するとともに、必要となる設備、資機材及び運営体制等について整理する。

県が二次仮置場を設置・運営する場合には、市町村との協議及び必要に応じた事務委託等の手続を踏まえ、実施主体、役割分担、費用負担及び関係法令に基づく手続等を確認する。

なお、二次仮置場の必要面積については、災害廃棄物の処理量、処理期間及び場内に設置する処理設備等の条件を踏まえて検討するものとし、算定方法及びレイアウト等の詳細については資料編に示す。

（３）浸水リスク・進入路・他用途との調整

仮置場候補地の選定に当たっては、必要面積のみで判断することなく、地震、津波、洪水及び土砂災害等による被災リスク、土地の利用条件、周辺環境並びに搬入・搬出の容易性等を総合的に考慮する必要がある。

特に、津波や浸水等によって候補地が使用できなくなる場合や、道路の損壊・寸断等によって仮置場への進入が困難となる場合が想定されることから、市町村は、候補地の災害リスク及び輸送経路を平時から確認する。

また、仮置場の進入路については、道路幅員、交差点の形状、大型車両の通行可能性及び周辺道路への影響等を踏まえ、必要に応じて搬入路と搬出路の分離、車両待機場所及び代替経路等について検討する。

候補地の土地の形状についても、分別区画の配置、重機の作業スペース、大型車両の転回及び安全な場内動線の確保等を踏まえて確認する。

さらに、仮置場候補地が避難所、物資集積拠点及び応急仮設住宅用地等の他用途と競合する場合に備え、県及び市町村は、関係部局等との情報共有及び利用調整を平時から進める。

県は、二次仮置場の開設や広域的な受入調整が必要となった場合に備え、県内で選定されている仮置場候補地をとりまとめることとする。さらに当該候補地の適地性に関する情報について、市町村や産業資源循環協会と連携し、事前に整理する。

仮置場候補地の選定時に確認する主な事項を表 ２-24 に示す。

表 2-24　仮置場候補地の主な確認事項

確認項目	主な確認内容
必要面積・土地の形状	利用可能面積、敷地形状、分別区画、車両動線、重機作業スペース
災害リスク	津波・洪水による浸水、土砂災害、地盤及び液状化等の影響
搬入・搬出条件	道路幅員、進入路、大型車両の通行、代替経路及び待機場所
周辺環境	住宅地等との位置関係、騒音、粉じん、排水及び火災等の影響
土地利用条件	土地所有者・管理者、利用手続、他用途との競合、利用可能期間
運営条件	人員・資機材の確保、分別区画、保管方法、搬出先及び閉鎖後の原状回復

（４）開設・運営・閉鎖手順と資機材の準備

市町村は、災害発生後に仮置場を速やかに開設し、適切に運営できるよう、平時から仮置場の開設、搬入受付、車両誘導、分別・保管、搬出、集約、縮小及び閉鎖までの基本的な手順を整理する。（資料９参照。）

仮置場の開設に当たっては、搬入対象となる廃棄物の種類、受入時間、搬入方法及び分別区分等をあらかじめ整理するとともに、受付、交通誘導、分別指導、荷下ろし補助、場内整理及び搬出管理等の業務に必要な人員及び資機材を確保する。

また、仮置場の運営に必要となる重機、車両、コンテナ、敷鉄板、仮囲い、場内表示、仮設トイレ及び安全対策用品等について、必要な種類及び数量並びに調達方法等を整理する。

特に、発災直後には市町村職員のみで十分な運営人員を確保することが困難となる場合も想定されるため、県及び市町村は、関係事業者団体との協定等を活用し、仮置場の開設・運営に必要な人員、重機及び資機材等の確保について平時から確認する。

仮置場の適正な運営に当たっては、混合廃棄物の発生を抑制するため、受入段階から分別を徹底するとともに、有害物・危険物及び処理困難物等については、適切な保管場所及び取扱方法を確保する。

また、仮置場への搬入量と処理先への搬出量の均衡を保ち、廃棄物の滞留及び仮置場の逼迫を防止するため、搬入量、保管量及び搬出量等を把握し、処理先の確保及び搬出計画と一体的に運営することが重要である。

仮置場の受入能力が不足する場合には、追加の仮置場の確保、既存仮置場の拡張、受入品目・搬入先の調整及び搬出能力の強化等について、状況に応じて検討する。

さらに、仮置場の閉鎖に当たっては、廃棄物の搬出完了状況を確認し、必要な環境調査、場内清掃及び土地の原状回復等を行うための基本的な手順を平時から整理する。

県は、市町村における仮置場の開設・運営体制の整備を支援するとともに、仮置場の逼迫や搬出先の不足等が生じた場合に備え、県内市町村間の処理調整、民間処理施設等の活用及び県域を越えた広域処理に関する調整体制を整備する。

市町村は、一次仮置場の開設・運営に必要な人員、車両、重機及び資機材等について、平時から確保方法を検討する。

県は、市町村における資機材等の確保状況を把握し、不足が生じる場合に備え、関係事業者団体等との協力・支援体制を整備する。また、二次仮置場の設置が必要となる場合に備え、必要な設備、資機材及び運営体制等について検討する。

なお、一次仮置場及び二次仮置場における主な必要資機材については、資料編「仮置場の設置・運営に必要な資機材」に示す。

【参　考：令和６年能登半島地震における仮置場の逼迫と搬入・搬出の調整】

令和６年能登半島地震では、石川県七尾市において、公費解体の進展に伴い、解体ごみの仮置場への搬入量が増加した一方、搬出先及び搬出車両の確保が十分に追いつかず、仮置場の逼迫が生じた。

このため、七尾市では、県外への広域処理や海上輸送等による搬出能力の強化を図るとともに、解体棟数や搬入量を踏まえ、地域ごとに搬入先を割り振るなどの対応を行った。

また、仮置場の敷地形状によって車両の動線や作業効率が制約されることや、分別が不十分な場合に搬出先の受入条件に適合しない廃棄物が生じること等も課題として挙げられた。

＜教　訓＞

仮置場の円滑な運営には、必要面積の確保に加え、搬入量と搬出量の均衡、搬出車両及び処理先の確保が重要である。このため、県は、市町村における仮置場の保管量及び搬出状況等を把握し、仮置場が逼迫する前に、広域処理先の確保や搬出能力の強化等について調整できる体制を整備することが重要である。

出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」（令和８年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー資料）七尾市　P30～31、37

（５）思い出の品等の取扱いに係る準備

災害廃棄物の撤去や仮置場での分別作業等においては、写真、アルバム、位牌等の思い出の品や貴重品が発見されることが想定される。

県は、市町村が思い出の品等の回収、保管、管理及び所有者への返却に関する取扱ルールを平時から整理できるよう、必要な情報提供及び技術的支援を行う。

また、貴重品については、遺失物法等の関係法令に基づく警察への届出等が必要となることから、市町村に対して適切な取扱いについて周知を図る。

９．処理施設の災害対策

一般廃棄物処理施設は、災害発生後においても生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の処理を継続するとともに、災害廃棄物の処理を担う重要な施設である。このため、平時から施設の耐震化、浸水対策及び業務継続体制の整備等を進め、災害時における処理機能の維持及び早期復旧を図る必要がある。

また、大規模災害時には、複数の処理施設が同時に被災し、県内の処理能力が大幅に低下することも想定されることから、県及び市町村は、施設の被災状況に応じた代替処理先の確保や広域的な処理体制について、平時から検討する。

（１）施設管理者による耐震化・浸水対策

市町村及び一部事務組合等の施設管理者は、廃棄物処理施設の立地条件や想定される災害を踏まえ、施設の耐震性及び浸水リスク等を確認し、必要に応じて耐震診断、施設・設備の補強、浸水防止対策等を実施する。

特に、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び最終処分場等については、建築物や処理設備だけでなく、煙突、配管、電気設備、受変電設備、ポンプ設備及び施設への進入路等についても、被災による処理機能への影響を考慮する。

また、停電や断水等により施設の運転が停止する場合に備え、非常用電源、燃料、用水、薬剤等の確保や、重要設備の保護及び早期復旧に必要な資機材等について検討する。

新設・更新する廃棄物処理施設については、施設の立地条件及び将来の災害リスク等を踏まえ、耐震性、浸水対策及び災害時の処理機能の確保に配慮した施設整備を進める。

県は、施設管理者による災害対策を支援するため、国の技術資料や交付金制度等に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて施設の耐震化、浸水対策及び災害対応力の向上等について技術的な助言を行う。

（２）施設の業務継続・復旧体制の準備

市町村及び一部事務組合等の施設管理者は、災害時においても可能な限り処理機能を維持し、施設が被災した場合には速やかな復旧を図ることができるよう、平時から業務継続及び復旧体制を整備する。

業務継続体制の整備に当たっては、職員及び作業従事者の安全確保、施設の被害点検、設備の応急復旧、運転再開の判断、保守点検事業者等との連絡体制並びに必要な人員・資機材の確保等について整理する。

また、処理施設の稼働停止が長期化する場合に備え、通常の生活ごみ、避難所ごみ及びし尿等の処理を継続するための代替処理先、収集運搬方法及び一時的な保管・中継機能の確保等について、平時から検討する。

県は、施設管理者による業務継続・復旧体制の整備を支援するとともに、複数の処理施設が同時に被災する場合を想定し、県内市町村間の処理調整及び広域的な代替処理体制の確保に向けた連絡調整体制を整備する。

【参　考：令和６年能登半島地震における廃棄物処理施設の被災】

令和６年能登半島地震では、石川県七尾市において、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び最終処分場等が被災し、施設の稼働や収集・搬入に支障が生じた。

七尾市の公表資料では、ごみ焼却施設における煙突外装材の落下や設備の損傷、し尿処理施設周辺の道路の損傷、最終処分場における法面の損壊等が報告されている。

これらの施設被害により、通常の処理体制の維持が困難となり、施設の復旧と並行して、他の処理施設を活用した代替処理等への対応が必要となった。

＜教　訓＞

廃棄物処理施設の被災は、処理設備そのものに限らず、進入路や関連設備の損傷によっても処理機能の停止につながる。このため、県は、市町村等による施設全体の災害リスクの確認及び業務継続体制の整備を支援するとともに、施設の稼働停止に備えた代替処理先の確保や広域処理に係る調整体制を整備しておくことが重要である。

出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」（令和８年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー資料）七尾市　P8

（３）県の技術的支援と施設情報の整理

県は、市町村及び一部事務組合等が行う廃棄物処理施設の災害対策を支援するため、国の廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針、施設の耐震・浸水対策に関する技術資料及び交付金制度等について情報提供を行う。

また、災害発生後に県内の処理施設の被害状況及び稼働状況を速やかに把握できるよう、平時から施設の所在地、処理対象、施設能力、連絡窓口及び災害時の受入条件等に関する情報を整理する。

施設情報については、第４節で整理する既存施設の処理能力及び処理可能量等と整合を図るとともに、施設の稼働停止、処理能力の低下及び代替処理の必要性等を判断するための基礎情報として活用する。

県は、施設の被災や稼働停止により市町村単独での処理が困難となる場合に備え、県内の処理施設の受入可能量、搬入条件及び輸送経路等の情報を把握し、市町村間の処理調整及び必要な広域支援につなげる体制を整備する。

（４）仮設処理施設の設置条件・手続の整理

大規模災害時において、既存の廃棄物処理施設及び広域処理による対応のみでは災害廃棄物の処理が困難となる場合には、破砕・選別施設や仮設焼却施設等の設置を検討する必要がある。（資料 12 参照。）

県及び市町村は、想定される災害廃棄物発生量、既存処理施設の処理可能量、処理期間及び広域処理の可能性等を踏まえ、仮設処理施設の必要性について平時から検討する。

仮設処理施設の設置を検討する場合には、処理対象となる廃棄物の種類及び量、処理方式、施設規模、設置場所、必要な用地、搬入・搬出経路並びに周辺環境への影響等を整理する。

また、施設の設置・運営に必要となる実施主体、役割分担、発注方法、事業費、関係法令に基づく手続及び施設撤去後の原状回復等についても、あらかじめ検討する。

県が仮設処理施設の設置・運営に関与する場合には、市町村との協議及び事務委託等の実施体制を踏まえ、必要な役割分担及び調整事項等を整理する。

なお、仮設処理施設の設置に係る具体的な検討手順及び関係法令に基づく手続等については、環境省「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」等を参考とし、詳細な技術資料については資料編に示す。

10. 公費解体・撤去の準備

大規模災害時には、多数の損壊家屋等が発生し、公費解体・撤去を実施する場合には、申請受付、審査、解体事業者の確保、発注、施工管理、解体廃棄物の処理等の多岐にわたる業務が短期間に集中することが想定される。

また、申請手続においては、所有者の確認に加え、共有者、相続人、借家人、抵当権者等の権利関係の確認や同意等が必要となる場合があり、複雑な事務が生じることも想定される。このため、公費解体・撤去については、発災後に体制や手順を一から検討するのではなく、平時から実施に必要な体制、役割分担、手続等について整理しておくことが重要である。

（１）市町村の庁内分担と専門人材の確保

市町村は、国が示す「公費解体・撤去マニュアル」や標準様式等を参考に、廃棄物、建築、土木、税務、防災等の庁内関係部局との役割分担をあらかじめ整理する。

また、申請受付・審査、住民への周知、解体事業者等との連携、発注・施工管理、解体廃棄物の搬出・処理等について、実施体制を検討する。

公費解体・撤去には、設計・積算、施工管理、権利関係の確認等に係る専門的な対応が必要となることから、市町村は、庁内の専門職員の活用に加え、建設業者及び解体工事業者等との連携を進め、必要な人員及び施工体制の確保について検討する。

特に、公費解体・撤去の申請受付事務は、多数の申請が集中し、内容審査、権利関係の確認、費用積算、現地調査及び住民からの問合せ対応等の業務が膨大となることが想定される。このため、市町村は、申請受付・審査、現地調査、コールセンターの設置・運営等について、外部委託の活用も含めた実施体制を平時から検討する。

県は、市町村における公費解体・撤去の実施体制の整備を支援するため、関係事業者団体等との連絡調整や、外部委託を活用した先進自治体の事例等について情報提供を行う。

【参　考：令和６年能登半島地震における公費解体事務の外部専門人材の活用】

令和６年能登半島地震では、石川県内の被災市町において多数の損壊家屋等の公費解体が必要となったことから、県及び市町は、関係団体や外部専門人材と連携した実施体制を構築した。

公費解体の実施に当たっては、補償コンサルタントが申請書の審査や費用算定等を担い、構造物解体協会が解体工事に対応した。また、県及び市町は、マネジメントコンサルタント等を交えた工程管理会議を開催し、申請審査、解体工事、仮置場及び処理施設の各工程における課題の把握と進捗管理を行った。

＜教　訓＞

大規模災害時には、公費解体に係る専門的な事務と解体工事が短期間に集中するため、市町村職員のみでの対応が困難となることが想定される。このため、県は、専門人材及び関係事業者団体等との連携を図り、市町村における外部委託等の活用を支援するとともに、申請審査から解体工事、廃棄物の搬出・処理までの円滑な事業実施に向けた調整体制を整備することが重要である。

出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」（令和７年 12 月 19 日）
石川県生活環境部資源循環推進課　P23

（２）要綱・申請書・契約書・仕様書等の準備

市町村は、公費解体・撤去を速やかに開始できるよう、国が示す「公費解体・撤去マニュアル」、標準様式・標準添付書類集等を参考に、要綱、申請書その他必要な様式のひな形を平時から準備する。（資料 15 参照。）

また、公費解体・撤去を実施する場合に備え、罹災証明書等の確認、解体・撤去申請の受付、申請内容及び権利関係の審査、現地調査、費用積算、解体工事の発注、施工管理並びに完了確認等の一連の手順を整理するとともに、撤去・解体の実施スケジュールについて検討する。

発注に必要となる契約書、仕様書等についても、災害時に速やかに作成できるよう、参考資料やひな形を整理する。

さらに、道路の通行に支障となる損壊家屋等や倒壊の危険性がある建物等については、道路管理者及び関係部局等と連携し、緊急的な対応の必要性や撤去・解体の優先順位等について平時から検討する。

なお、公費解体・撤去の対象範囲、申請手続及び実施方法については、災害の規模や国の補助制度の適用条件等によって異なる場合があることから、発災後に適用される制度及び通知等を踏まえて判断するものとする。

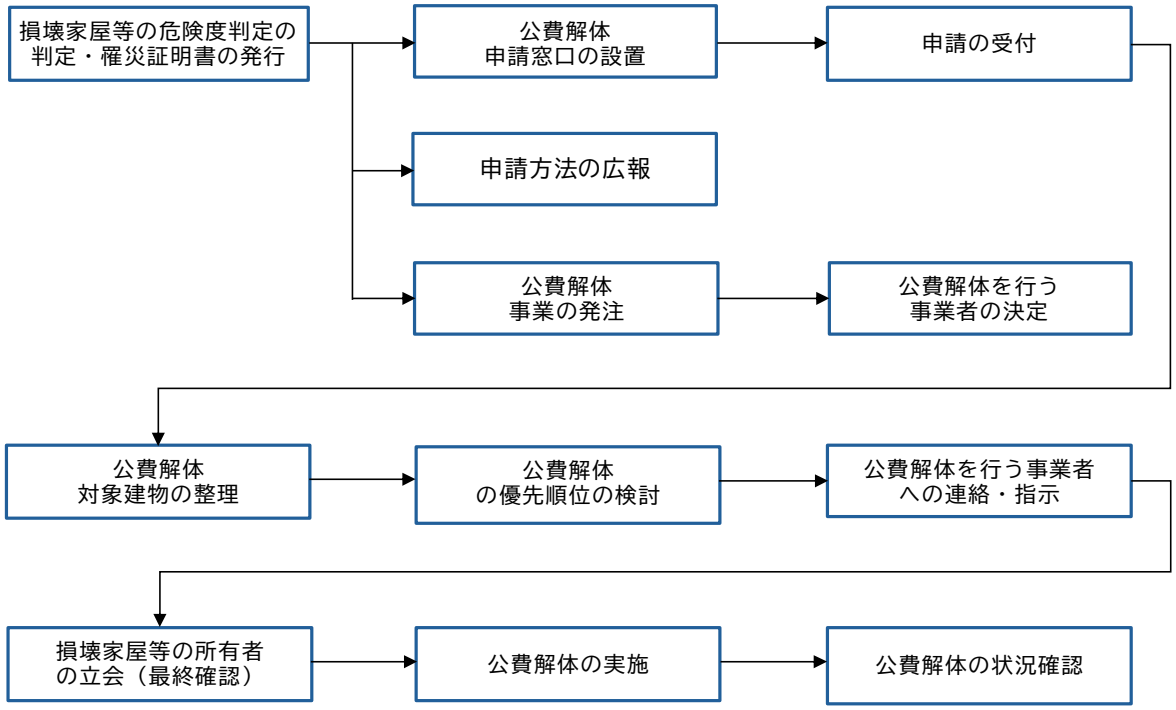

図　2-6　公費解体・撤去の基本的な実施手順

また、過去の災害においては、公費解体の申請受付・審査、現地調査、費用積算及び解体工事の発注等について、外部専門人材や関係団体との連携による事務処理体制が構築されている。

平成 28 年熊本地震における熊本県益城町及び平成 30 年 7 月豪雨における岡山県倉敷市の公費解体に係る事務処理フローを、それぞれ図　2-7 及び図　2-8 に示す。

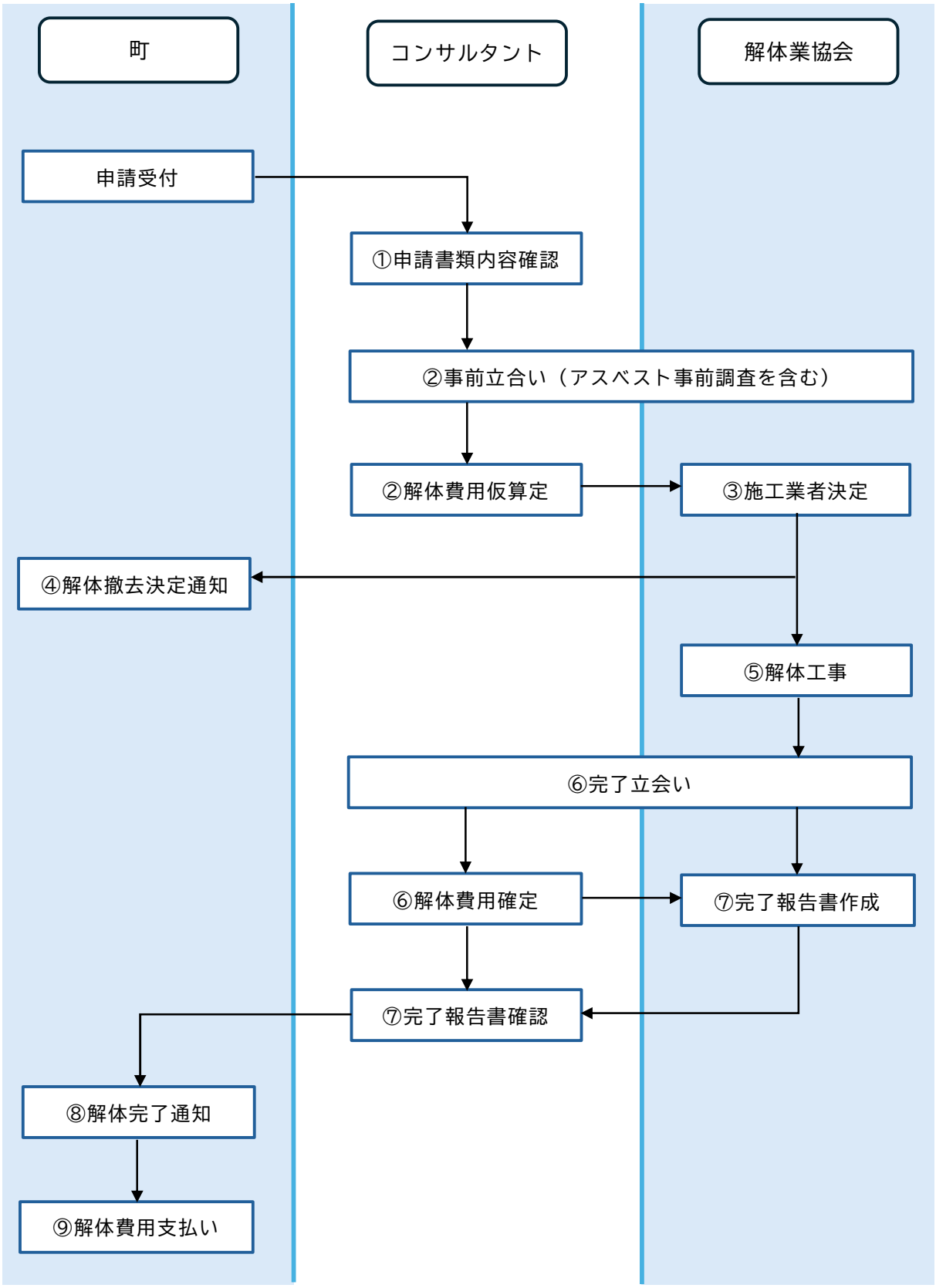

図　2-7　平成 28 年熊本地震における熊本県益城町の公費解体事務処理フロー

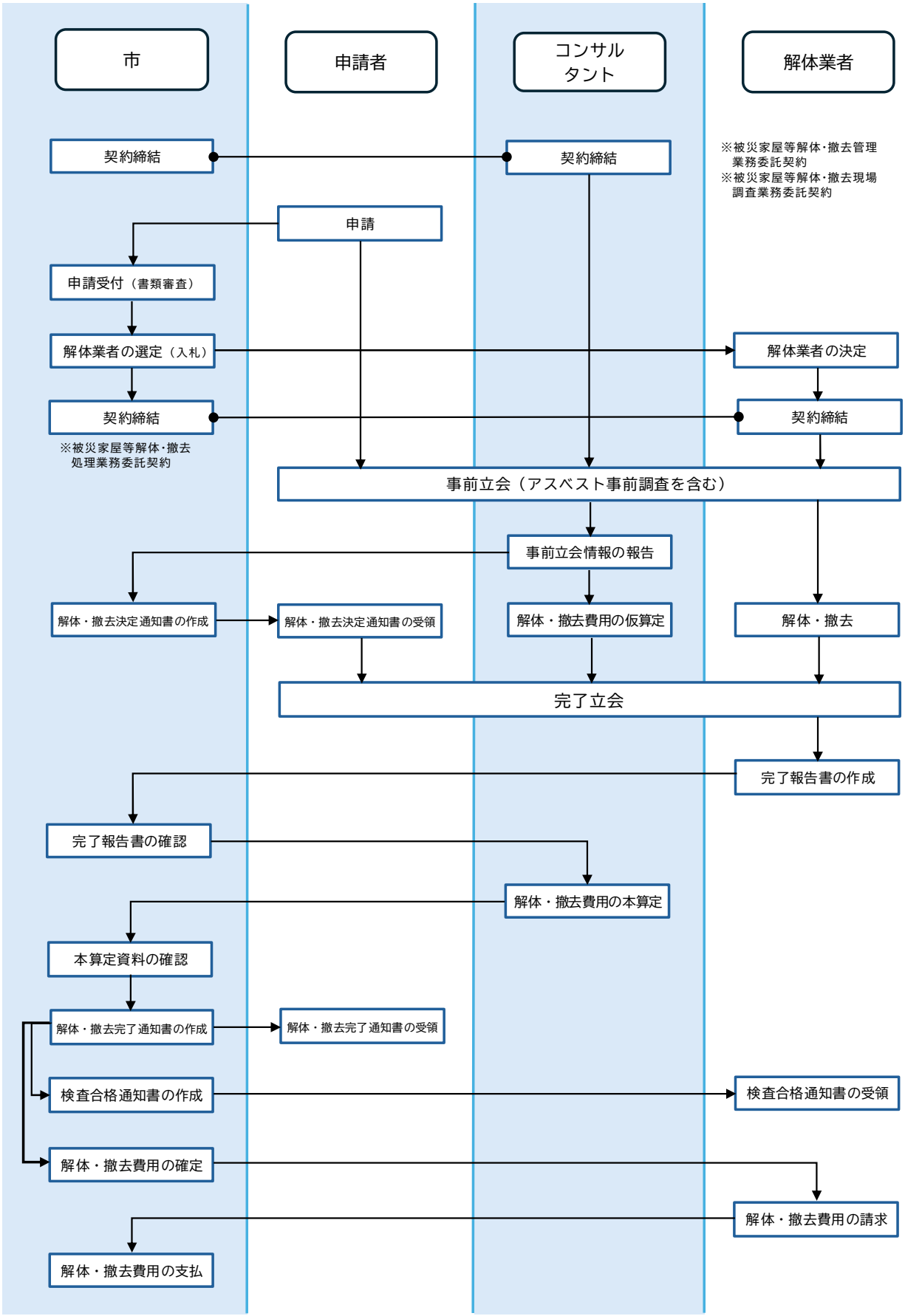

図　2-8　平成 30 年７月豪雨における岡山県倉敷市の公費解体事務処理フロー

【公費解体・撤去マニュアル自費解体・撤去の手引き（解体費用の立替えと払戻し）】

公費解体・撤去マニュアル

公費解体・撤去マニュアル（第７版）
＜別冊＞公費解体・撤去に関する質疑応答集
＜別冊＞公費解体・撤去に関する参考事例集
＜別冊＞参照条文
＜別冊＞公費解体・撤去に関する標準様式・標準添付書類集（要綱、申請書類）

自費解体・撤去の手引き（解体費用の立替えと払戻し）

「自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」の改訂について（周知）
自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（第２版）
＜別冊＞自費解体・撤去（費用償還）に関する標準様式・標準添付書類集（要綱、申請書類）
＜別冊＞自費解体・撤去（費用償還）に関する標準様式・標準添付書類集（要綱、申請書類様式第１号～８号、10 号）
＜別冊＞自費解体・撤去（費用償還）に関する標準様式・標準添付書類集（申請書類様式第９号）

「タイムラインによる公費解体のポイント」について

「タイムラインによる公費解体のポイント」について（周知）
タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）
タイムラインによる公費解体のポイント（概要）
タイムラインによる公費解体のポイント（市町村の準備）

公費解体・撤去の周知・受付に係る参考資料

公費解体・撤去申請受付マニュアル兼チェックリスト（例）
公費解体・撤去の受付に必要な申請書類例（広報用）
公費解体に係る住民説明会資料例（広報用）

［出典：環境省ホームページ　令和８年９月閲覧］

（３）県による市町村向け公費解体マニュアルの作成等

県は、市町村が公費解体・撤去を円滑に実施できるよう、国の制度、マニュアル、標準様式、過去の災害における事例等について情報提供するとともに、必要に応じて技術的な助言、市町村間の情報共有、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。

また、市町村による公費解体・撤去を迅速に進めるため、市町村向け公費解体マニュアルの作成等に努める。

特に、申請受付・審査、現地調査、費用積算、工事発注及び施工管理等の事務については、外部委託や専門人材の活用事例等を整理し、市町村における実施体制の検討に必要な情報を提供する。

さらに、大規模災害時には、複数の市町村において公費解体・撤去が同時に実施されることが想定されるため、県は、市町村ごとの実施状況、解体事業者の確保状況及び解体廃

棄物の搬出・処理状況等について情報を共有し、必要に応じて広域的な調整を行うための体制を整備する。

公費解体・撤去を円滑に実施するため、平時における県及び市町村の主な検討事項を表２-25 に示す。

表 ２-25　平時における公費解体・撤去に係る体制整備

主　体	平時の検討事項
県	市町村が公費解体・撤去を円滑に実施できるよう、国の制度、マニュアル、標準様式、過去の災害における事例等について情報提供するとともに、必要に応じて技術的な助言、市町村間の情報共有、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。 また、発災後に県内の公費解体・撤去の実施状況を把握できるよう、市町村との情報共有の方法等について平時から整理する。
市 町 村	国が示す「公費解体・撤去マニュアル」や標準様式等を参考に、廃棄物、建築、税務、防災等の庁内関係部局との役割分担、申請受付・審査体制、住民への周知、解体事業者等との連携、発注・施工管理、解体廃棄物の搬出・処理等について、あらかじめ検討するよう努める。

（４）県が事務を実施する場合の申請受入体制の準備

県は、大規模災害により市町村が公費解体・撤去に係る事務を実施することが困難となり、県が当該事務の一部を受託する場合等に備え、実施する事務の範囲に応じた申請の受入れ、審査、契約及び住民相談等の体制について平時から検討する。

また、県が実施する事務と市町村に残る事務との役割分担及び接続方法について整理するとともに、関係事業者団体等との連絡調整及び外部専門人材の確保等についても検討する。

なお、県が事務を受託するか否か及びその範囲については、発災後の被害状況、市町村の対応能力及び県の実施体制等を踏まえて、県と市町村が協議するものとする。

事務委託・受託に係る検討事項、手続及び役割分担等については、第 11 節「事務委託・受託の事前整理」に示す。

11. 事務委託・受託の事前整理

災害廃棄物の処理は、市町村が主体となって実施することを基本とするが、大規模災害時には、多量の災害廃棄物の発生や市町村の行政機能の低下等により、市町村単独での処理が困難となることが想定される。

このような場合には、県による技術的助言、人的支援、広域処理の調整等に加え、地方自治法第 252 条の 14 に基づく事務の委託や、同法第 252 条の 16 の２に基づく事務の代替執行等の活用が考えられる。

県は、市町村の被害状況及び対応能力に応じて適切な支援方法を選択できるよう、平時から事務委託・事務代替執行の検討開始の目安、対象となる事務の範囲、実施体制及び必要な手続等を整理する。

なお、事務委託は、県による受託をあらかじめ確約するものではなく、災害の規模、市町村の対応能力及び県の実施体制等を踏まえて、県と市町村が協議の上、判断するものとする。

（１）事務委託・事務代替の検討開始の目安と支援方法

県は、大規模災害時に市町村の災害廃棄物処理業務が停滞することを防ぐため、平時から市町村の収集運搬・処理能力、担当職員数、災害対応体制及び関係事業者等との協力体制を把握し、支援の必要性を判断するための基礎情報を整理する。

特に、災害廃棄物の発生量が市町村の平時の処理能力を大幅に上回る場合や、職員の被災、他の災害対応業務への従事等により、災害廃棄物処理に必要な人員及び専門性を確保できない場合には、早期に支援の必要性を検討する。

また、仮置場の確保・運営、災害廃棄物処理実行計画の策定、処理事業の発注、進捗管理及び災害査定等の事務を市町村が継続できるかについても、検討開始の判断材料とする。

県は、市町村からの相談や支援要請を受け、必要に応じて技術的助言、職員派遣、専門人材の確保、県内市町村間の処理調整及び県域を越えた広域支援等を検討する。

その上で、これらの支援のみでは市町村による事務の管理・執行が困難となる場合には、事務委託又は事務の代替執行を含めた対応について、市町村と協議する。なお、事務委託等の検討は、他の支援方法の実施後に限るものではなく、市町村の行政機能の低下等が見込まれる場合には、必要な支援の調整と並行して早期に開始する。

検討に当たっては、市町村の被害状況及び処理能力だけでなく、県が事務を受託する場合に必要となる人員、専門性、予算及び契約・執行体制等を踏まえ、県自身の対応能力についても確認する。

県及び市町村は、「四国ブロック行動計画」（令和８年３月）を踏まえ、事務委託・事務代替の検討開始の目安及び検討手順について、平時から整理する。

（２）想定する受託範囲と県・市町村の分担

県及び市町村は、事務委託を検討する場合に備え、平時から受託の対象となり得る事務の範囲及び県・市町村の役割分担について整理する。

過去の大規模災害では、二次仮置場の設置・運営、中間処理及び最終処分等に係る事務を県が受託した事例がある。一方、被害の規模や市町村の行政機能の状況によっては、収集運搬、損壊家屋等の解体・撤去及び処理実行計画の策定等についても、受託の必要性を検討する場合が想定される。

このため、県は、事務委託の対象を一律に定めるのではなく、市町村が実施可能な業務及び対応が困難な業務を把握した上で、受託する事務の範囲を個別に検討する。

受託範囲の整理に当たっては、対象となる廃棄物の種類及び量、対象区域、仮置場等の施設、収集運搬、保管、選別、処理・処分並びに事業の管理・執行に係る事務について、県及び市町村の分担を明確にする。

また、事務委託の開始時点において既に実施されている業務については、既存の契約、施設・用地の使用条件、搬入・搬出状況、保管中の廃棄物及び管理記録等を確認し、円滑な引継ぎが行えるよう準備する。

特に、稼働中の仮置場の管理・運営を県が引き継ぐ場合には、運営事業者の変更、契約手続、搬入・搬出体制及び現場管理方法等を調整し、仮置場の受入停止や処理の停滞が生じないよう留意する。

なお、事務委託後も、市町村に残る業務については引き続き市町村が実施するとともに、住民への周知、被害情報の提供、処理の進捗管理に必要な情報共有及び災害等廃棄物処理事業費補助金に係る災害査定等について、県と連携して対応する。

（３）県の受託体制・契約方法・費用負担の整理

県は、市町村から事務委託を受ける場合に備え、受託事務の管理・執行体制、必要な職員及び専門人材の確保、契約方法、経費負担並びに予算・精算等について、平時から検討する。

特に、事務委託を受けた場合には、災害廃棄物処理の技術的な対応に加え、契約、積算、施工管理、会計、法務及び事業の進捗管理等の業務が発生することから、廃棄物担当部局のみで対応することを前提とせず、庁内関係部局との役割分担及び応援体制を整理する。

また、事務の執行が中長期に及ぶ場合に備え、国、他都道府県及び関係機関等と連携し、災害廃棄物処理や公共事業の契約・施工管理等に関する経験を有する職員の中長期派遣、専門人材の確保及び外部委託等の活用について検討する。

受託事務の発注に当たっては、既存の委託契約や施設の運営状況等を確認するとともに、新たな契約の締結、契約内容の変更及び事業者の切替え等に伴う影響を整理する。特に、大規模な処理事業については、契約規模や適用される調達手続等を踏まえ、必要な準備期間を確保することに留意する。

また、受託事務に要する経費については、県と市町村の負担関係、予算措置、委託経費の請求・精算方法及び国の補助制度との関係等を整理する。

県及び市町村は、事務委託後も災害等廃棄物処理事業費補助金に係る手続が円滑に行われるよう、事業費の算定、契約書類、処理数量、写真、搬入・搬出記録及び支払関係書類等の作成・保存並びに災害査定への対応に係る役割分担について確認する。

さらに、受託事務の進捗を適切に管理するため、県、市町村及び受託事業者等との定期的な情報共有、課題の把握及び必要な調整等を行う体制について検討する。

【参　考：平成 30 年７月豪雨における広島県・坂町の災害廃棄物処理事務の委託】

平成 30 年７月豪雨では、広島県が坂町から災害廃棄物処理に係る事務の一部を受託し、二次仮置場以降の処理を実施した。

坂町では、災害廃棄物の発生量が多く、限られた職員体制による事務処理が困難となることが見込まれたことから、県による事務の受託が行われた。

一方、広島県においても、受託事務の管理・執行等に対応するため、中長期派遣職員の受入れ等による体制強化が必要となった。また、仮置場の運営に係る契約や事業者の切替え等についても、処理の継続に向けた調整が必要となった。

＜教　訓＞

事務委託の必要性は、災害廃棄物の発生量だけでなく、市町村の職員体制及び行政対応能力を踏まえて判断する必要がある。また、県が事務を受託する場合には、県自身の人員及び専門性の確保に加え、既存契約や仮置場の運営状況を踏まえ、事務及び現場の円滑な移行に備えることが重要である。

［「平成 30 年７月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画」（平成 30 年８月）広島県等　より作成］

（４）協議事項・手続・様式の準備

県及び市町村は、発災後に事務委託に係る協議及び手続を円滑に行うことができるよう、平時から必要な協議事項、手続及び関係書類等を整理する。

地方自治法に基づく事務委託に当たっては、関係地方公共団体の協議により規約を定め、原則として関係地方公共団体の議会の議決を経るとともに、告示及び届出等の必要な手続を行う。（資料 16 参照。）

また、事務の代替執行については、事務委託とは管理・執行の法的な仕組みが異なることから、適用する制度、権限の範囲及び必要な手続等について法務担当部局等と確認する。

事務委託に係る規約等の検討に当たっては、委託する事務の範囲、事務の管理及び執行方法、経費負担、委託期間、県と市町村の役割分担並びに事務の変更・終了に係る事項等について、あらかじめ整理する。

特に、事務委託の開始又は終了に伴う業務の引継ぎに当たっては、契約、施設・用地、保管中の廃棄物、処理実績、事業費及び関係書類等の取扱いを確認し、処理の継続に支障が生じないよう留意する。

県は、市町村との事前協議、意向確認、受託範囲の検討、規約の作成、議会の議決、告示及び届出等の手続について、平時から関係部局と確認するとともに、参考となる様式及びチェックリスト等を整理する。

事務委託・受託に係る主な事前整理事項を表 ２-26 に示す。

表 ２-26　事務受委託に係る県及び市町村における事前整理

主　体	平時に整理・準備しておく事項	留意事項
県	市町村の一般廃棄物処理能力等を把握し、事務受託を検討する際の考え方、受託事務の範囲、手続、規約、経費負担、受託後の実施体制等を整理する。	・受託の可否は、被害状況や市町村の対応能力等を踏まえて判断する。 ・地方自治法に基づく事務委託では、原則として議会の議決が必要となる。 ・受託事務の範囲、管理・執行方法及び経費負担等を明確にする。
市町村	自ら実施できる業務と、対応が困難となった場合に県への事務委託を検討する業務を整理するとともに、必要な手続等を確認する。	・事務委託は、市町村のみでは対応が困難な業務について検討する。 ・原則として議会の議決が必要となる。 ・委託後も県との情報共有や調整を継続し、補助金等の必要な手続を行う。

なお、事務委託に係る協議事項、手続及び様式例については、資料 16 に示す。

12. 有害物等と環境・安全対策

大規模災害時には、建築物や事業所等の被災により、有害物質を含む廃棄物、危険物及び適正処理が困難な廃棄物等が発生し、災害廃棄物への混入や周辺環境への流出等が生じるおそれがある。また、災害廃棄物の撤去、仮置き、収集運搬及び処理の過程において、火災、石綿の飛散、粉じん、汚水、悪臭、害虫等による生活環境への影響や作業従事者の安全・衛生上の問題が生じることが想定される。

このため、県及び市町村は、有害物等の所在や取扱方法、専門的な処理先等に関する情報を平時から整理するとともに、関係部局、関係機関及び専門事業者等との連携体制を整備し、災害時における生活環境の保全及び安全の確保に備える。

（１）有害物・処理困難物の所在と処理先の把握

市町村は、ＰＣＢを含む機器、廃油、農薬・薬品類、ガスボンベ、消火器、電池類、フロン類を含む機器その他の有害物・危険物及び処理困難物について、災害時に適切な分別、保管、回収及び処理が行えるよう、平時から取扱方法、回収窓口及び処理先等に関する情報を整理する。（資料 13 参照。）

県は、有害物質取扱事業所等を所管する関係部局及び関係機関と連携し、ＰＲＴＲ（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を活用しながら、有害物質等を取り扱う事業所の所在地や取扱物質等に関する情報の把握に努める。また、市町村に対し必要な情報提供及び技術的支援を行うとともに、災害時に必要な情報を迅速に共有できるよう、関係部局及び関係機関との連絡体制並びに市町村への情報提供方法について整理する。

特に、津波や洪水等による有害物質の流出、倒壊した建築物等からの危険物の漏出、太陽光発電設備等の被災による感電その他の危険が想定されることから、県及び市町村は、関係事業者等と連携し、災害時の安全確保及び適切な取扱いに必要な情報を確認する。

また、ＰＣＢ廃棄物等の専門的な処理が必要な廃棄物については、原則として関係法令に基づく適正な処理を行うことを基本とし、市町村単独での対応が困難となる場合に備え、県は専門処理事業者及び関係機関等との連携・調整方法を整理する。

（２）土砂系混合物の処理と関係部局との連携

津波、洪水及び土砂災害等では、土砂、汚泥、流木、家財及び建築物のがれき等が混在した土砂系混合物が発生することが想定される。

土砂系混合物については、土砂と廃棄物の区分、混入物の種類及び性状等により、適用される制度や処理方法が異なる場合がある。このため、県及び市町村は、平時から廃棄物担当部局と道路、河川、砂防、農林及び都市・住宅関係部局等との連携体制を整備し、撤去、分別、選別、再生利用及び処理・処分に係る役割分担について整理する。

また、宅地等に堆積した土砂と災害廃棄物が混在する場合には、撤去作業の効率化や被災者の早期の生活再建を図るため、関係部局が連携した一括撤去等についても検討する。

県は、国土交通省及び環境省の関係制度や過去の災害における対応事例等について情報提供を行うとともに、土砂と廃棄物の区分、処理主体及び費用負担等に関する調整が必要となる場合には、国及び関係部局との連携を図る。（第５章　図 5-3～図 5-5 参照）

さらに、土砂系混合物の性状に応じた選別、再生利用及び適正処理を促進するため、必要に応じて専門機関等の技術的な知見を活用し、市町村に対する助言及び広域的な処理先の調整等を行う。

（３）火災・石綿・感染症等への対策の準備

市町村及び施設管理者は、災害廃棄物の仮置場や処理施設等において、可燃性廃棄物の蓄熱、危険物の混入等による火災を防止するため、平時から廃棄物の分別・保管方法、堆積高さ及び保管間隔、温度等の監視、初期消火体制並びに消防機関との連絡体制等について確認する。

また、損壊家屋等の解体・撤去及び災害廃棄物の取扱いに伴う石綿の飛散・ばく露を防止するため、県及び市町村は、建築物等における石綿含有建材の使用状況に関する情報の把握、関係部局との情報共有、事前調査及び飛散防止対策等について、平時から必要な体制を整理する。

特に、県は、大気環境及び廃棄物関係部局等との連携を図り、国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づく対応方法について、市町村及び関係事業者等への情報提供及び技術的な助言を行う。

さらに、腐敗性廃棄物や汚泥等の取扱いに伴う悪臭、害虫及び衛生上の問題に加え、作業従事者の負傷や感染症等を防止するため、適切な保護具の使用、衛生管理、作業環境の確保及び関係機関との連絡体制等について確認する。

県及び市町村は、仮置場や処理施設等の周辺における生活環境への影響を把握するため、災害の種類、処理する廃棄物の性状、施設の立地条件及び周辺環境等に応じて、粉じん、

石綿、騒音、振動、悪臭、水質等の環境モニタリングの必要性、実施項目及び実施方法等を検討する。

県は、環境・安全対策に関する技術情報を提供するとともに、必要に応じて市町村、消防機関、保健衛生関係機関、労働安全衛生関係機関及び専門事業者等との連絡・調整を行い、災害廃棄物処理に伴う二次的な環境汚染及び事故等の防止を支援する。

13. 県民への啓発と広報準備

大規模災害時には、短期間に大量の災害廃棄物が発生する一方、道路の寸断、廃棄物処理施設の被災、収集運搬車両や人員の不足等により、平時と同様の廃棄物処理を行うことが困難となることが想定される。

災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するためには、行政による処理体制の確保に加え、県民が災害時の廃棄物の排出方法や分別方法等を理解し、行政から発信される情報に基づいて適切に行動することが重要である。

このため、県及び市町村は、災害廃棄物の発生抑制、分別排出、仮置場の利用方法等について平時から普及啓発を行うとともに、発災後に必要な情報を迅速かつ的確に発信できるよう、広報内容、情報伝達手段及び関係機関との連携方法等を整理する。

（１）発生抑制・分別排出・携帯トイレ等の啓発

県及び市町村は、災害廃棄物の発生を抑制するため、関係部局と連携し、住宅等の耐震化、家具の転倒防止及び日頃からの不要品の整理等、災害による被害の軽減につながる取組について、平時から県民への普及啓発を行う。

また、災害時における生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみの取扱い、仮置場における分別方法、使用済み携帯トイレの排出方法並びに危険物・処理困難物の適切な取扱い等について、県民の理解を促す。

特に、発災直後に片付けごみが一斉に排出され、道路脇、公園、空地等にいわゆる「勝手仮置場」が形成された場合には、道路交通や救助・救援活動への支障、生活環境の悪化を招くとともに、廃棄物が混合状態となることにより、その後の分別、収集運搬及び処理に多大な時間と費用を要するおそれがある。

このため、県及び市町村は、災害時には市町村が指定する排出場所や仮置場を利用し、開設場所、受入品目、搬入日時及び分別方法等に関する案内を確認した上で排出することについて、平時から周知する。

あわせて、便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼きの禁止等についても継続的な啓発を行う。

（２）市町村の広報手段と県の共通資料

市町村は、災害時における住民への広報が円滑に行えるよう、生活ごみの収集状況、片付けごみの排出方法、仮置場の開設場所・受入日時・受入品目・分別方法、危険物等の取扱い及び相談窓口等について、平時から広報内容や発信手順を整理する。（資料 I4 参照。）

県は、市町村が住民への広報に活用できるよう、四国ブロック行動計画に示された住民向け広報のひな形等を活用し、共通資料や広報文例等の提供に努める。

また、発災後には、仮置場の開設前、開設後及び受入条件の変更・閉鎖時等、状況に応じて必要な情報が異なることから、県及び市町村は、広報を行う時期、内容及び情報の更新方法について平時から確認する。情報伝達に当たっては、ホームページ、ＳＮＳ、防災情報システム、報道機関、広報車、避難所への掲示及び自治会等を通じた周知など、複数の手段を組み合わせることを基本とする。

特に、ＳＮＳ等を活用した迅速な情報発信に備え、県及び市町村は、情報の発信担当、確認手順及び更新方法等を整理し、発災後に仮置場の受入状況や変更事項等を適時に周知できるよう準備する。

県は、市町村が発信する地域ごとの排出方法や仮置場の利用条件等との整合に留意しつつ、県域に共通する処理方針、広域的な処理状況及び県民への注意喚起等について情報発信を行うための体制を整備する。

【参　考：令和８年熊本地震　スマートフォンを活用した仮置場状況の広報】





［出典：県提供資料］

（３）住民・ボランティア向け周知の準備

市町村は、災害時に片付けごみの排出や搬出等に関わる住民、自治会、災害ボランティア及びＮＰＯ等に対し、災害廃棄物の分別方法、搬出場所、仮置場の利用方法、危険物・処理困難物の取扱い及び作業時の安全確保等について、必要な情報を適切に周知できるよう準備する。

また、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等との連携を図り、ボランティア活動における片付けごみの分別、搬出先、搬出方法及び活動上の留意事項等について、平時から情報共有の方法を整理する。

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者や、自力での災害廃棄物の搬出が困難な住民に対しては、必要な情報が確実に伝達されるよう、関係部局、地域の支援団体及び社会福祉協議会等との連携を図り、広報手段及び相談・支援への接続方法について検討する。

県は、市町村が住民やボランティア等への周知に活用できる共通資料や参考事例を提供するとともに、関係機関との情報共有及び広域的な連携を支援する。

これらの取組を通じ、県及び市町村は、災害時に県民が適切な分別・排出を行い、災害廃棄物処理の円滑な実施に協力できるよう、平時から継続的な普及啓発に努める。



図　2-9　県民への災害廃棄物啓発

14. 市町村計画の点検支援と人材育成

災害廃棄物処理を迅速かつ適正に進めるためには、市町村の災害廃棄物処理計画や初動対応手順の実効性を平時から確認するとともに、県、市町村及び関係団体等がそれぞれの役割や対応手順を理解し、災害時に円滑に連携できる体制を整えておくことが重要である。

このため、県は、市町村による計画等の点検・見直しを支援するとともに、災害廃棄物処理に関する知識や過去の災害対応で得られた経験・教訓を継承し、関係者の災害対応力の向上を図るため、研修や訓練を継続的に実施する。

（１）市町村計画・初動手順の点検支援

県は、市町村による災害廃棄物処理計画の策定及び見直しが円滑に進められるよう、国が示す「災害廃棄物対策指針」、技術資料、「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等の最新の知見や、県の被害想定、災害廃棄物発生量の推計、廃棄物処理施設、協力・支援体制等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて技術的な助言を行う。

また、市町村が計画や初動対応手順を点検する際には、地域の災害リスクや処理体制を踏まえ、組織体制及び役割分担、初動対応の手順、仮置場の確保・運営、収集運搬、処理・再資源化、受援体制、住民への広報等について、発災時に具体的な対応につながる内容となっているかを確認できるよう支援する。

さらに、地域防災計画や被害想定の見直し、国の指針・技術資料等の改定、過去の災害対応や訓練等を通じて新たな課題や知見が得られた場合には、市町村が必要に応じて計画に反映できるよう、既存の会議、研修及び意見交換等の機会を活用して情報提供を行う。

（２）県・市町村・関係団体の研修と訓練

県は、災害廃棄物処理に関する知識や過去の災害対応で得られた経験・教訓を継承するとともに、県及び市町村職員の災害対応力の向上を図るため、研修や訓練を継続的に実施する。

研修や訓練に当たっては、災害廃棄物処理が廃棄物担当部局のみで完結するものではないことを踏まえ、必要に応じて土木、建築、下水道、防災等の庁内関係部局、市町村、関係事業者団体等との連携を図り、災害時の役割分担や連絡体制について確認する。また、研修や訓練を実施するに当たっては、実際に仮置場を開設して受け入れの動線の検証を行うなどの実践的な内容とするほか、市町村の個々の実情に応じた対応策の再現性を検証するなど、その実効性を確保するよう努める。

また、応援職員の受入れを想定し、指揮命令系統や支援業務の割当て、必要な情報の引継ぎ等についても確認するなど、受援体制の実効性の確保に努める。

県は、これまでに図上訓練や実動訓練を実施し、仮置場の設置・運営、災害廃棄物の受入れ、関係団体との連携等について実践的な検証を行ってきた。今後も、これらの実績を踏まえ、県、市町村及び関係団体等が連携した訓練の充実を図る。

表 2-27　過去の災害廃棄物処理訓練の主な実績

年　度	開催日	形　式	会　場 （協力市町村）	参加者	訓練項目
Ｒ３	12.14	実　動	日和佐グラウンド （美波町）	美波町、産資協	・仮置場の設置訓練 ・分別作業等の訓練
Ｒ４	11.17	実　動	大塚クリーンリネス （阿波市）	環境省、阿波市、吉野川市、板野町、上板町、中央広域環境施設組合、産資協、阿波市婦人団体連合会	・仮置場の設置訓練 ・災害廃棄物受入訓練 ・重機実働訓練
Ｒ５	8.24	図上※1	海陽町役場 （海陽町）	環境省、海陽町、産資協	・発災後の初動対応手順の確認 ・災害廃棄物仮置場の選定、レイアウトや運営条件の検討 ・関係団体への協力要請手順の確認
Ｒ５	9.1	実動※2	まぜのおか 蛇王運動公園野球場 （海陽町）	環境省、海陽町、産資協、一般参加（ボランティア）	・仮置場の設営訓練 ・住民参加型の災害廃棄物受入訓練 ・重機やドローンの使用訓練
Ｒ６	1.14	図上※1	県庁（講堂）	環境省、全市町村、産資協	・災害廃棄物仮置場の選定、設置、運営検討 ・処理施設の共同利用（代替処理）、仮設処理、施設の設置検討 ・収集運搬ルートの検討
Ｒ７	1.28	実　動	鳴門ウチノ海総合公園 （鳴門市）	環境省、全市町村、産資協、県社協、一般参加（ボランティア）	・仮置場の設置訓練 ・災害廃棄物受入訓練

※１：ワークショップ形式
※２：総合防災訓練と同時開催

（３）訓練結果の検証と体制の改善

県は、研修や訓練を通じて把握した課題や改善点について、参加した市町村及び関係団体等と共有するとともに、対応手順や役割分担等の妥当性を検証し、必要な改善策を整理する。

また、検証結果を踏まえ、必要に応じて県及び市町村の災害廃棄物処理計画、初動対応手順、関係機関との連絡体制、受援体制及び仮置場の運営方法等の見直しにつなげる。

さらに、研修や訓練で得られた知見及び改善事項を次回の訓練内容に反映し、継続的に検証と改善を重ねることにより、県及び市町村の災害廃棄物処理体制の実効性の向上を図る。

徳島県災害廃棄物処理計画

第３章

初動対応準備期

第３章　　初動対応準備期

初動対応準備期は、台風や大雨等による災害の発生が予見される段階で、被害の軽減と発災後の円滑な対応に向けた準備を行う時期である。県及び市町村は、気象情報等を踏まえ、連絡・支援体制の確認、施設・車両・資機材の保全、収集・処理の継続に向けた準備及び住民への事前周知を進める。

市町村は、関係部局、一部事務組合等及び事業者と連携し、地域の状況に応じて必要な準備を実施する。県は、市町村の準備状況と支援の必要性を把握し、情報提供、技術的助言及び関係機関との事前調整を行う。各主体は、職員・作業従事者の安全を優先し、避難や退避に必要な時間を確保して作業を終了する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、風水害等の直前準備とは区別し、地域防災計画に基づいて必要な確認と備えを行う。既に被害が発生している場合は、第４章に示す応急対応と並行して、後発地震に備えた対応を進める。

Ⅰ．準備期の対応と安全確保

（１）風水害等の発生が予見される場合の対応

台風や大雨等による災害の発生が予見される場合、県及び市町村は、地域防災計画等に基づく配備体制や気象・河川情報等を踏まえ、廃棄物処理に係る被害の防止・軽減及び発災後の円滑な初動対応に向けた準備を進める。

市町村は、関係部局、一部事務組合等、廃棄物処理施設の管理者及び関係事業者と連携し、廃棄物処理施設、車両及び資機材の保全、収集・処理体制の確認、仮置場の開設に向けた事前確認並びに住民への事前周知等を行う。

県は、市町村の準備状況及び支援の必要性を把握するとともに、国、関係部局及び関係団体等との情報共有、技術的助言並びに広域的な支援・調整に向けた準備を行う。

なお、これらの準備は、気象状況及び地域の危険度を踏まえ、職員及び作業従事者の安全確保を最優先として実施する。

（２）県・市町村の準備事項と実施時期

県及び市町村は、気象情報等による災害発生の見通しや地域防災計画に定める配備基準等を踏まえ、災害廃棄物処理に係る準備を段階的に進める。

準備に当たっては、気象状況や地域の危険度に応じて対応を前倒しし、施設の保全、車両・資機材の退避及び関係機関との連絡調整等を、安全が確保できる段階で実施する。

県及び市町村における準備の実施時期と主な対応を表 3-1 に示す。なお、実施時期は目安であり、災害の種類や規模、地域の状況等に応じて柔軟に対応する。

表 3-1　準備の実施時期と主な対応

実施時期の目安	県の対応	市町村の対応
警報級の現象が予想される段階	気象情報等の収集・共有、配備体制及び関係機関との連絡体制の確認	配備体制、収集・処理体制及び施設・車両等の保全に向けた準備状況の確認
風雨等が強まる前	市町村の準備状況及び支援ニーズの把握、関係団体との連絡調整、代替処理先等の確認	廃棄物処理施設の浸水対策、車両・資機材の退避、仮置場の開設に向けた事前確認、住民への事前周知
災害発生の危険度が高まった段階	職員等の安全確保、関係機関との連絡体制の維持、発災後の情報収集・支援体制の確認	職員・作業従事者の安全確保、危険な現地作業の中止・退避、発災後の初動対応に向けた最終確認

（3）職員・作業従事者の安全確保

県及び市町村は、気象情報、避難情報及び地域の危険度等を踏まえ、災害廃棄物処理に係る準備作業に従事する職員等の安全確保を図る。

県は、県職員の安全確保及び退避に係る連絡体制を確認するとともに、市町村及び関係団体に対し、気象情報等の提供や安全確保に関する注意喚起を行う。

市町村は、収集運搬、施設の点検・保全及び仮置場の開設準備等について、施設管理者や委託事業者等と作業中止・退避の判断基準及び連絡方法を確認する。施設管理者及び事業者は、それぞれの管理責任の下、作業従事者の安全を確保し、危険が生じるおそれがある場合は、作業の中止や退避等の措置を講じる。

なお、作業の実施に当たっては、気象警報、避難情報、浸水・土砂災害の危険度及び道路の通行状況等を総合的に判断し、退避に必要な時間を確保する。暴風雨下での無理な現地確認や車両の移動は行わず、安全が確認されるまで作業を再開しない。

表 3-2　職員・作業従事者の安全確保に係る役割分担

区　分	主な対応事項
県	・県職員の安全確保及び退避に係る連絡体制の確認 ・市町村及び関係団体への気象情報等の提供と注意喚起
市町村	・職員の安全確保及び退避手順の確認 ・施設管理者、委託事業者等との作業中止・退避に関する連絡調整
施設管理者・事業者	・作業現場の安全確認及び従事者への情報共有 ・危険度に応じた作業中止・退避の判断と実施 ・従事者の安否確認及び安全確保後の作業再開判断

２．気象情報等の収集と共有

県及び市町村は、風水害等の発生が予見される場合、気象・河川情報等を収集し、廃棄物処理施設、収集運搬及び仮置場等への影響を把握するとともに、関係機関との情報共有を図る。

県は、広域的な災害発生の危険度及び市町村の廃棄物処理体制への影響を把握し、必要な情報提供や支援の事前調整を行う。市町村は、地域の状況に応じて施設管理者及び関係事業者等と情報を共有し、被害の防止・軽減に向けた準備を進める。

（１）気象・河川・浸水情報の収集

県は、防災部局等と連携し、気象台や河川管理者等が発表する台風の進路、降雨の見通し、気象警報、河川水位、洪水予報及び土砂災害に関する情報等を収集する。また、広域的な浸水・土砂災害の危険度や道路の通行規制等を把握し、市町村の廃棄物処理体制への影響を確認する。

市町村は、管内の気象・河川情報、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難情報及び道路の通行状況等を確認し、廃棄物処理施設、収集運搬経路及び仮置場候補地等への影響を把握する。

情報の収集に当たっては、発表時刻、対象地域及び危険度の変化に留意するとともに、必要に応じて情報を更新し、施設の保全、車両・資機材の退避及び収集・処理体制の調整等に活用する。

（２）県から市町村・関係団体への情報共有

県は、収集した気象・河川情報等のうち、複数の市町村に影響が及ぶおそれのある情報や、廃棄物処理体制の準備に必要な情報を整理し、市町村及び関係団体等と共有する。その際、情報の発表元、対象地域及び発表時点を明示するとともに、廃棄物処理施設の保全や収集運搬体制の確保等に関して確認が必要な事項を併せて伝える。

市町村は、県から提供された情報と管内の状況を踏まえ、庁内関係部局、一部事務組合等、施設管理者及び関係事業者等と情報を共有し、収集・処理への影響及び必要な準備事項を確認する。

また、市町村は、廃棄物処理施設の稼働停止や収集運搬の休止等が見込まれる場合、その状況及び支援の必要性を県へ報告する。県は、市町村からの情報を集約し、広域的な影

響を把握するとともに、必要に応じて関係団体等と情報を共有し、発災後の支援に向けた事前調整を行う。

（３）被害が想定される地域・施設の確認

市町村は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の情報と最新の気象・河川情報等を照らし合わせ、被害が想定される廃棄物処理施設、車両・資機材の保管場所、仮置場候補地及び収集運搬経路等を確認する。

また、施設管理者及び関係事業者等と連携し、施設の浸水、停電、道路の通行規制等による収集・処理への影響を把握するとともに、施設の稼働停止や収集運搬の休止等が見込まれる場合は、その状況を県へ共有する。

県は、市町村からの情報を集約し、複数の廃棄物処理施設の稼働停止や広域的な収集運搬への支障が見込まれる地域を把握するとともに、支援が必要となる地域及び業務を確認する。

なお、現地確認に当たっては、職員及び作業従事者の安全確保を最優先とし、危険が見込まれる場合は、既存資料や遠隔で得られる情報等を活用する。

３．連絡・支援体制の事前確認

県及び市町村は、災害の発生に備え、地域防災計画等に基づく配備体制、指揮命令系統及び関係機関との連絡体制を確認する。

また、廃棄物処理施設の稼働停止や収集運搬への支障等が見込まれる場合に、速やかに情報共有や支援の相談・要請が行えるよう、一部事務組合等、施設管理者、関係事業者、協定締結団体及び国等との連絡窓口、情報共有方法及び支援要請手順を確認する。

（１）県の配備・連絡体制の確認

県の廃棄物担当部局は、気象情報や県の配備状況を踏まえ、地域防災計画等に基づく職員の参集体制、担当業務及び指揮命令系統を確認する。また、防災部局等の庁内関係部局との連絡体制を確認し、災害廃棄物処理に関する情報の集約及び市町村からの報告・支援相談に対応する窓口を明確にする。（資料１参照。）

県は、夜間・休日の連絡先、担当者不在時の代替担当者及び通信障害時の代替連絡手段を確認するとともに、市町村及び関係機関と共有する。

また、発災後に市町村の被災状況や支援ニーズを速やかに把握できるよう、報告項目、報告方法及び情報共有に用いる様式等を確認する。その際、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画資料編の「情報共有フォーマット（被災情報用シート）」等の活用を図る。

なお、通信障害等により市町村との連絡が困難となる場合に備え、代替連絡手段や関係機関を通じた情報収集方法等を確認する。

（２）市町村・施設管理者・協定先との連絡確認

市町村は、一部事務組合等、廃棄物処理施設の管理者、収集運搬事業者及び委託事業者等との緊急時の連絡体制を確認するとともに、施設の稼働状況、収集・処理への影響及び必要な支援等に関する情報共有方法を確認する。

また、市町村が締結する災害時の協定等について、協定先の連絡窓口、協力要請の手順及び支援対象となる業務を確認し、必要に応じて人員、車両・資機材及び処理施設等の確保に向けた事前調整を行う。

県は、市町村との連絡体制を確認するとともに、県が協定を締結する関係団体等との連絡窓口及び支援要請手順を確認する。また、関係事業者団体等を通じて、民間処理施設の受入可能性や支援可能な人員・車両・資機材等に関する情報の把握に努める。（資料１参照。）

さらに、県は、市町村からの情報を踏まえ、市町村単独では対応が困難となるおそれのある業務を把握し、必要に応じて関係団体等との事前調整を行う。

なお、支援の可否や受入可能量等は、支援側の被災状況や通常業務の実施状況等によって変動するため、具体的な支援内容については、発災後の状況を踏まえて改めて確認・調整する。

（３）国・他都道府県等との事前連絡

県は、広域的な被害の発生や県内の廃棄物処理能力の不足が見込まれる場合、中国四国環境局に対し、想定される被害や廃棄物処理体制への影響、市町村の準備状況及び支援の必要性等について情報を共有する。また、発災後に円滑な支援要請が行えるよう、連絡窓口、情報共有方法及び支援要請に必要な事項を確認する。

他都道府県等との連携については、災害時の相互応援協定や広域連携の枠組み等に基づき、連絡窓口及び支援調整の手順を確認する。県は、必要に応じて応援職員の派遣や車両・資機材の確保、広域処理等の可能性について事前に相談し、その状況を関係市町村と共有する。

また、県は、国等による災害廃棄物処理に関する技術的支援や人的支援を円滑に受け入れられるよう、支援に関する連絡窓口、受入担当部署、応援職員に依頼する業務や執務場所及び情報共有方法等を確認する。

なお、具体的な支援内容や受入条件等については、発災後の被害状況、支援側の対応能力及び市町村の支援ニーズ等を踏まえて調整する。

【参　考：平成 28 年熊本地震における初動対応と受援】

平成 28 年熊本地震では、熊本県が発災翌日から市町村の被災状況等を調査するとともに、協定団体への支援要請を開始した。

この事例は、発災直後から市町村の被災状況及び支援ニーズを把握し、関係機関と速やかに連携することの重要性を示している。

発災からこれまでの対応状況
（主に県における災害廃棄物処理の活動記録）

体制＝「推進体制」、し尿＝「し尿処理」、解体＝「公費解体」、仮置＝「仮置場」、処理＝「廃棄物処理」、二仮＝「県二次仮置場」、補助＝「補助金」

日付	出来事（下線太字は主要なもの）	分類						
		体制	し尿	解体	仮置	処理	二仮	補助
平成28年								
4月14日	**・熊本県熊本地方を震源とする最大深度7（M6.5）の地震（前震）が発生（21時26分頃）**							
4月14日	・熊本県災害対策本部設置 （併せて循環型社会推進課内に廃棄物処理班設置）	●						
4月15日	・政府現地対策本部設置 同本部に環境省九州地方環境事務所から職員2名を登録・派遣	●						
4月15日	**・災害時支援協定に基づき、（一社）熊本県産業資源循環協会へ支援要請を開始 →各市町村の仮置場に協会会員（幹事会社）を割り当て（26市町村）**	●			●	●		
4月15日	**・災害時支援協定に基づき、熊本県環境事業団体連合会へ支援要請を開始 →各市町村の仮設トイレ設置手配（13市町村）**	●	●					
4月15日	**・廃棄物処理施設の被災状況や市町村の仮置場設置状況等の調査を開始**				●	●		●
4月15日	・環境省が「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」を通知							●
4月15日	**・県から市町村へ国の「災害関係業務事務処理マニュアル」等を通知**							●

［出典：「平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理に係る支援の概要」（環境省）P18］

４．施設・車両・資機材の保全

市町村、一部事務組合等の施設管理者及び関係事業者は、風水害等の発生が予見される場合、廃棄物処理施設、車両及び資機材等の被害を防止・軽減し、発災後の収集・処理機能を確保するため、必要な保全措置を講じる。

県は、市町村における施設等の保全状況や収集・処理体制への影響を把握するとともに、不足する車両・資機材等について、必要に応じて関係機関との事前調整を行う。

なお、保全措置は、気象状況や地域の危険度を踏まえ、安全が確保できる段階で実施し、危険が見込まれる場合は作業を中止して人員の安全確保を優先する。

（１）施設管理者による浸水対策等

廃棄物処理施設の管理者は、気象・河川情報等を踏まえ、施設周辺の浸水や土砂災害等の危険度を確認し、被害が想定される設備等について必要な保全措置を講じる。

浸水のおそれがある施設では、排水設備の点検、出入口等の止水措置、移動可能な機器や薬品類の安全な場所への移動等を行う。特に、電気設備、制御設備及び非常用電源設備等については、浸水による機能停止を防止するための措置を講じる。

また、停電や断水等に備え、非常用電源、燃料、用水及び通信手段等の確保状況を確認する。施設の安全な運転継続が困難となるおそれがある場合は、運転管理手順等に基づき運転停止の要否及び時期を判断し、関係市町村等に受入停止や運転再開の見通しを共有する。

（２）市町村・事業者による車両・資機材の退避

市町村及び関係事業者は、気象情報や浸水・土砂災害等の危険度を踏まえ、収集運搬車両、重機その他の資機材の保管場所及び退避先の安全性を確認する。

被害が見込まれる場合は、退避先の利用可否、収容可能な車両・資機材の数量及び移動経路の安全性等を確認し、冠水や道路の通行規制等により移動が困難となる前に、必要な退避措置を講じる。

退避に当たっては、通常の収集業務への影響や職員・作業従事者の避難に必要な時間を考慮し、市町村及び関係事業者がそれぞれの管理責任の下で実施する。また、退避後の車両・資機材の所在及び使用可能な状況を関係者間で共有し、発災後の収集・処理体制の確保に備える。

なお、退避作業は安全が確保できる段階で実施し、移動に危険が伴う場合は、車両・資機材の保全よりも人員の安全確保を優先する。

（３）県による準備状況・不足資源の把握

県は、市町村から、廃棄物処理施設の保全措置、車両・資機材の退避状況及び収集・処理機能への影響の見通し等を把握し、発災後の業務継続に支障が生じるおそれのある地域や施設を確認する。

市町村は、施設の保全や発災後の収集・処理に必要な車両・資機材等について、自ら確保することが困難と見込まれる場合は、不足する種類・数量、用途、必要な場所及び時期等を整理し、早期に県へ相談する。

県は、市町村からの相談内容や被害の見通しを踏まえ、他の市町村や協定締結団体等と、支援可能な車両・資機材及び人員等の確保に向けた事前調整を行う。また、車両・資機材の退避先が不足する場合は、必要に応じて関係部局と連携し、県有地等の活用可能性について調整する。

なお、廃棄物処理施設の稼働停止等が見込まれる場合は、代替処理に必要な情報を整理し、関係市町村及び施設管理者等との事前調整につなげる。具体的な支援内容等については、発災後の被害状況や支援側の対応能力等を踏まえて調整する。

５．収集・処理と仮置場の準備

市町村は、風水害等の発生が予見される場合、生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の収集・処理体制を確保するため、関係部局、一部事務組合等、施設管理者及び関係事業者等と連携し、収集日程、処理施設の稼働見通し及び代替処理先等を確認する。

また、災害に伴う片付けごみ等の発生に備え、仮置場候補地の安全性や利用可能性を確認するとともに、開設に必要な人員・資機材及び運営体制等について事前に確認する。

県は、市町村における収集・処理体制及び仮置場の準備状況を把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整や代替処理先の確保に向けた事前調整を行う。

（１）市町村による収集日程・処理先の確認

市町村は、気象情報、道路の通行状況及び廃棄物処理施設の稼働見通し等を踏まえ、生活ごみ等の収集・処理を安全かつ継続的に実施できるか、施設管理者及び収集運搬事業者等と確認する。

収集の休止や日程変更が必要となる場合は、対象地域、変更内容及び収集再開の判断に必要な事項を整理するとともに、住民への周知に向けた準備を行う。

また、通常の処理施設が稼働停止又は受入制限となる場合に備え、代替処理先の受入可能性、受入品目、受入可能量及び搬入条件等を確認し、必要に応じて県へ支援を相談する。

避難所の開設が見込まれる場合は、防災部局等と開設予定場所や避難者の受入見込み等の情報を共有し、避難所ごみの収集場所、分別方法及び収集運搬体制等について事前に確認する。

（２）仮置場候補地の安全確認と開設準備

市町村は、風水害等の発生が予見される場合、あらかじめ選定した仮置場候補地について、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報と最新の気象・河川情報等を照らし合わせ、安全性及び利用可能性を確認する。また、候補地への進入路の状況や避難場所等としての利用予定を確認し、発災後の利用に支障が生じるおそれがある場合は、代替候補地について土地所有者や関係部局等と事前に調整する。

仮置場の開設に向けては、災害廃棄物の搬入品目、分別配置、車両動線、受付・誘導等の運営方法を確認するとともに、必要な人員・資機材、管理体制及び関係事業者等との協力体制について準備を進める。特に、風水害では、浸水被害に伴う片付けごみが早期に排出されることを踏まえ、迅速な開設に向けた準備を行う。（資料９参照。）

なお、現地での準備作業は安全が確保できる範囲で実施し、発災後は候補地及び進入路の被災状況等を改めて確認した上で、仮置場の開設を判断する。

（３）し尿・使用済み携帯トイレの収集・処理準備

市町村は、風水害等の発生が予見される場合、防災部局、上下水道部局及び避難所運営担当部局等と連携し、避難所の開設予定、仮設トイレの設置予定及び断水・停電等によるトイレの使用への影響を確認する。また、一部事務組合等、し尿処理施設の管理者及び収集運搬事業者等と、し尿の収集車両、収集経路、処理施設の稼働見通し及び受入可能量等を確認し、収集・処理体制の確保に備える。

使用済み携帯トイレについては、液状のし尿とは収集・処理方法が異なる場合があることから、市町村は、処理施設の管理者等と、受入可否、汚物袋・凝固剤等の種類、分別・梱包方法、受入可能量、搬入車両及び施設への投入方法等の条件を確認する。また、確認した受入条件を踏まえ、避難所及び家庭における使用後の保管方法、排出場所並びに収集運搬方法等を整理する。（資料８参照。）

県は、市町村におけるし尿及び使用済み携帯トイレの収集・処理体制の準備状況を把握し、処理能力の不足や施設の稼働停止等が見込まれる場合は、必要に応じて関係市町村、施設管理者及び関係団体等との事前調整を行う。

（４）県による支援先・代替処理先の調整準備

県は、風水害等の発生が予見される場合、市町村から収集・処理体制の準備状況や廃棄物処理施設の稼働見通し等を把握し、処理能力の不足や収集運搬への支障が見込まれる地域及び業務を確認する。

市町村は、収集・処理の継続に必要な人員、車両・資機材及び処理能力等について、不足が見込まれる場合は、その内容や必要量等を整理し、早期に県へ相談する。

県は、市町村からの相談内容及び被害の見通しを踏まえ、他の市町村、施設管理者及び協定締結団体等と、支援可能な人員・車両・資機材や代替処理先の確保に向けた事前調整を行う。代替処理先については、対象となる廃棄物の種類、受入可能量、搬入条件及び輸送経路等を確認し、必要に応じて複数の候補を検討する。

また、市町村において仮置場の確保が困難となるおそれがある場合は、県は、必要に応じて関係部局と連携し、県有地等の活用可能性について調整する。県が市町村から事務の委託を受ける場合は、受託する業務の範囲に応じて必要な実施体制等を確認する。（資料 16 参照。）

県内での対応が困難となるおそれがある場合は、中国四国環境局等と情報を共有し、県外からの応援や広域処理について事前に相談する。なお、支援や代替処理の調整には一定の期間を要することから、被害の全容が判明する前であっても、支援の必要性が見込まれる段階から調整を進め、具体的な支援内容等は発災後の被害状況等を踏まえて決定する。

６．住民への事前周知

市町村は、風水害等の発生が予見される場合、ごみ収集の休止や日程変更、排出時の注意事項等について、住民への事前周知を行う。また、発災後の片付けごみや使用済み携帯トイレ等の排出に混乱が生じないよう、分別・保管方法や情報の確認先等を周知する。

県は、県内で共通する注意事項の発信や広報資料の提供等により、市町村の住民周知を支援する。

（１）市町村によるごみ収集・排出方法の周知

市町村は、気象情報や道路の通行状況等を踏まえ、ごみ収集の休止や日程変更を決定した場合は、対象地域、対象品目、変更内容及び問合せ先等を速やかに住民へ周知する。また、収集再開の見通しが立っていない場合は、その旨と今後の情報提供方法を明示する。

強風や浸水等によるごみの飛散・流出及び収集作業中の事故等を防止するため、収集を休止する場合は、ごみの排出を控え、安全な場所で一時保管するよう呼びかける。

周知に当たっては、市町村のホームページ、公式ＳＮＳ、ごみ分別アプリ、防災行政無線、広報車及び避難所等への掲示など、複数の情報伝達手段を活用し、停電や通信障害等が発生した場合にも必要な情報を伝達できるよう備える。

（２）片付けごみ・携帯トイレ等の注意事項

市町村は、風水害等に伴う片付けごみの発生に備え、生活ごみと区分して排出すること、危険物や有害物等を混入させないこと及び市町村が指定する分別・排出方法に従うこと等について、住民への事前周知を行う。（資料 14 参照。）

また、道路、公園、空き地等への無断集積による通行障害や生活環境の悪化を防止するため、市町村が指定する場所以外には排出しないよう周知する。仮置場の開設場所や搬入方法等が決定するまでは、安全が確保できる範囲で敷地内等に分別して一時保管するよう案内するとともに、保管が困難な住民の相談先を明示する。なお、仮置場候補地については、開設が決定する前に搬入先として案内しないよう留意する。

携帯トイレについては、断水や下水道施設の被災等により水洗トイレが使用できなくなる場合に備え、備蓄状況の確認や適切な使用方法を周知する。また、使用済みの汚物袋は製品の使用方法に従って密閉し、衛生的に保管するとともに、汚物袋や凝固剤を便器に流さないよう注意喚起する。排出方法については、処理施設の受入条件等を踏まえて市町村が定める方法に従うよう周知する。

なお、片付けごみの搬出や仮置場への運搬に当たっては、避難及び身の安全の確保を優先するよう周知する。

（３）県による広域的な情報発信・広報支援

県は、風水害等の発生が予見される場合、ごみの飛散・流出防止、片付けごみの分別及び使用済み携帯トイレの適切な取扱い等、県内で共通する注意事項について広域的な情報発信を行う。また、市町村が地域の実情に応じて活用できるよう、本計画資料編の資料 14「住民等への周知例」等を活用し、広報文例や周知資料の提供等により住民周知を支援する。

収集日程、分別区分及び仮置場の開設状況等は市町村によって異なるため、県は、住民に対して各市町村が発信する最新の情報を確認するよう呼びかけるとともに、必要に応じて市町村の情報掲載先や問合せ先等を案内する。

また、停電や通信障害等により市町村による情報発信が困難となる場合に備え、県は、関係市町村と連携し、県のホームページ、報道機関その他の情報伝達手段を活用した広報支援について確認する。

なお、県が市町村の収集・排出方法等に関する情報を発信する場合は、関係市町村と内容を確認するとともに、変更が生じた際には速やかに情報を更新し、古い情報による誤った排出や搬入の防止に努める。

７．南海トラフ地震臨時情報への対応

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、地域防災計画等に基づき、防災部局等と情報を共有し、発表された情報の区分及び国・県が示す防災対応を踏まえ、災害廃棄物処理に係る体制や必要な備えを確認する。

南海トラフ地震臨時情報は、地震の発生時期や場所を確実に予知するものではないことから、情報の内容に応じて適切な防災対応を行うとともに、廃棄物処理施設及び収集・処理体制への影響を確認する。

なお、既に地震等による被害が発生している場合は、人命の安全確保及び第４章に示す応急対応を優先しつつ、後発地震に備えた確認及び必要な措置を講じる。

（１）地域防災計画に基づく配備・情報共有

県及び市町村の廃棄物担当部局は、防災部局等と連携し、南海トラフ地震臨時情報の区分（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）及び求められる防災対応を確認するとともに、地域防災計画等に基づく配備体制、担当業務及び関係機関との連絡体制を確認する。

市町村は、一部事務組合等、廃棄物処理施設の管理者及び関係事業者等と情報を共有し、事前避難対象地域における避難への対応、施設や道路の利用制限等が収集・処理体制に及ぼす影響を確認する。また、収集・処理の継続に支障が生じるおそれがある場合は、その状況及び必要な対応を県へ共有する。

県は、市町村の配備状況及び廃棄物処理に係る対応状況を把握するとともに、必要に応じて中国四国環境局及び関係団体等と情報を共有し、後発地震に備えた支援体制の確認や広域的な調整を行う。

（２）後発地震に備えた施設・収集体制等の確認

市町村及び廃棄物処理施設の管理者は、南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、後発地震に備えて、施設・設備の安全性、非常用電源、通信手段及び車両・資機材の保管状況等を確認する。また、津波浸水想定区域等に所在する施設については、職員・作業従事者の避難場所及び避難経路、施設の安全な停止手順等を確認し、必要に応じて設備の転倒・落下防止や車両・資機材の安全な場所への移動等の措置を講じる。

市町村は、収集運搬事業者及び施設管理者等と連携し、事前避難対象地域や道路の利用制限等が収集・処理に及ぼす影響を確認するとともに、収集・処理体制の継続に向けた対応を整理する。収集日程の変更や施設の運転停止等が必要となる場合は、関係者間で情報を共有し、住民への周知方法を確認する。

なお、南海トラフ地震臨時情報の発表のみをもって、一律に収集業務や廃棄物処理施設の運転を停止するのではなく、地域防災計画に基づく防災対応、避難の必要性及び施設・作業現場の安全性等を踏まえて判断する。

既に災害廃棄物の収集運搬や仮置場の運営等を実施している場合は、市町村等の実施主体が、作業従事者及び搬入者の避難方法、仮置場における廃棄物の崩落防止、作業の中止・再開手順等を確認し、後発地震による二次災害の防止に努める。

県は、市町村における施設・収集体制等の確認状況及び支援の必要性を把握し、必要に応じて関係部局や協定締結団体等と連携し、車両・資機材の確保、代替処理先の確保及び広域的な支援に向けた調整を行う。なお、県が管理する施設・設備等については、それぞれの所管部局が必要な安全確認及び保全措置を講じる。

徳島県災害廃棄物処理計画

第４章

初動期・応急対応期

第４章　　初動期・応急対応期

初動期・応急対応期は、発災直後から被害状況を把握し、生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の収集･処理を確保するとともに、片付けごみ等の災害廃棄物への対応を開始する時期である。県及び市町村は、職員の安全を確保し、組織・連絡体制を立ち上げ、限られた情報や人員の下でも、緊急性の高い業務から着手する。また、被害状況や支援ニーズを随時共有し、状況の変化に応じて対応体制を見直す。

災害廃棄物の処理主体は市町村であり、市町村は、関係部局や一部事務組合等と連携し、収集運搬、仮置場の開設・運営及び処理を進める。

県は、市町村の対応状況を把握し、技術的支援、情報集約、県内の応援調整及び国・他県等との広域調整を行う。

市町村は、自らの対応と並行して不足する人員・資機材及び処理能力を把握し、早期に県へ支援を相談・要請する。

応急対応期と復旧・復興期は、業務ごとに連続しており、一律の時点で切り替わるものではない。県及び市町村は、初動対応と並行して、処理の長期化を見据えた体制の確保、実行計画の策定及び公費解体等の準備を進める。

Ⅰ．組織体制の確立

（１）地域防災計画に基づく県の参集・体制立上げ

県は、職員の安否と参集状況を確認し、地域防災計画に定める配備基準及び指揮命令系統に従い、第２章に示す災害廃棄物処理組織を立ち上げる。統括責任者、各担当及び代替担当者を確認し、市町村・国・関係団体との連絡窓口を共有する。（資料１参照。）

県及び市町村の廃棄物担当部署は、庁舎や通信設備が被災した場合、各自治体の業務継続計画等に基づき、庁内の関係部署と執務場所や利用可能な通信手段を確認し、災害廃棄物処理に必要な業務を行う。

（２）市町村・一部事務組合等の体制把握

市町村及び一部事務組合等は、職員、庁舎、処理施設及び委託先の被災状況を確認し、実施できる業務と不足する要員を県へ報告する。（資料１・資料２参照。）

県は、各団体の連絡責任者と稼働体制を把握し、支援を必要とする業務を整理する。

一部事務組合等が処理施設を管理する場合は、当該施設を利用する市町村と組合等が、それぞれの業務分担に応じて、収集運搬の実施状況、施設の稼働状況及び受入条件を共有し、搬入先や搬入量等を調整する。

（３）初動業務の優先順位と業務継続

市町村は、職員・作業従事者の安全を確保した上で、生活ごみ・し尿の収集・処理、避難所への対応、片付けごみの排出案内及び仮置場の開設など、生活環境の保全に直結する業務を優先する。必要な要員を配置し、通常業務を縮小・休止する場合は住民へ周知する。

県は、被害情報の集約、支援ニーズの把握及び広域調整を優先し、自らの業務継続体制も確保する。公費解体、広域処理及び事務受託は、必要に応じて応急対応期から検討・着手する。

表 4-1　組織体制の確立の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・地域防災計画に基づき配備し、第２章の処理組織を立ち上げる。 ・防災、土木、建築、上下水道等の関係部局と連携する。	・職員の安全と参集状況を確認し、廃棄物担当体制を整える。 ・庁舎が使えない場合は代替場所を確保する。	・発災直後。 ・地域防災計画の配備基準に従う。
・市町村・一部事務組合等の体制と要員不足を把握する。 ・連絡が取れない場合は代替手段を用いる。	・一部事務組合等、委託先と稼働体制を確認し、県へ報告する。	・通信障害、職員不足、施設の被災
・情報集約、早期支援、広域調整を優先する。 ・自らの業務継続体制と代替担当を確保する。	・生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応等を優先する。 ・通常業務の縮小・休止を判断し、住民へ知らせる。	・業務継続計画に基づく優先業務と要員配置

２．被害情報と支援ニーズの把握

（１）市町村・施設等の被害把握と報告

市町村は、施設管理者や収集運搬事業者と連携し、処理施設・車両の被害と稼働状況、道路の通行状況、仮置場候補地の利用可否及び廃棄物の発生状況を確認する。現地確認は安全を確保できる範囲で行い、判明した情報から県へ報告する。報告には確認時点と情報源を付し、確認済みの事実、推定及び確認中の事項を区別する。（資料２参照。）

（２）県による情報集約・国への報告

県は、市町村及び施設管理者からの情報を市町村別・施設別に集約し、中国四国環境局へ報告する。情報共有には、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画資料編の「情報共有フォーマット（被災情報用シート）」等を用いる。（資料 18 に収録。）

県及び市町村は、被害状況や支援ニーズについて、全ての項目の確認が完了するのを待たず、把握できた情報から関係機関へ報告・共有する。その際、未確認の項目は「確認中」と明記し、新たな情報や状況の変化を把握する都度、報告内容を更新する。

（３）連絡が取れない市町村の状況確認

県は、報告や連絡がない市町村を「被害なし」と扱わず、防災部局、関係機関、防災行政無線、衛星電話等を通じて安否と被災状況を確認する。市町村の被害状況を十分に把握できない場合、県はリエゾンを派遣するとともに、中国四国環境局が派遣する先発隊と連携し、情報収集を行う。

市町村は、通常の連絡窓口や通信手段が使用できない場合、庁内の関係部署と連携し、代替の連絡窓口や利用可能な通信手段を通じて県との連絡を確保する。

（４）不足業務・人員・資機材の整理

市町村は、必要な業務と現在の対応能力を比較し、不足する人員、車両、資機材及び処理能力を整理する。県へは、支援が必要な業務、場所、数量、必要時期・期間及び緊急性を伝える。数量が未確定でも、対応できていない業務やごみ・し尿の滞留状況を伝え、早期に相談する。

県は、各市町村の不足と緊急性を整理し、支援の優先順位を検討する。

表 4-2　被害情報と支援ニーズの把握の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・被害把握と発生量推計を支援し、報告様式を共有する。	・施設・車両、道路、仮置場候補地、廃棄物発生状況を把握し、県へ報告する。	・判明した情報から直ちに共有し、随時更新
・市町村情報を集約し、中国四国環境局へ報告する。	・庁内、施設管理者及び委託先と被害・対応状況を共有する。	・報告時刻、確認済み・未確認を区別
・防災無線、衛星電話、関係機関等で状況を確認する。 ・安全を確保し、連絡員や先発隊等による確認を調整する。	・県と連絡できない場合は代替連絡先・手段を用いる。 ・無理な現地確認は行わない。	・連絡途絶や孤立。 （報告がないことを被害なしと扱わない。）
・不足業務を整理し、被害と緊急性に応じて支援を調整する。	・必要な業務、人員、車両、資機材、期間を県へ伝える。 ・数量が未確定でも状況と困っている業務を伝える。	・生活ごみ・し尿の滞留、仮置場の開設・運営困難等

【参　考　情報共有と技術支援に用いる資料】

被害情報の共有：市町村は、情報共有様式を用いて、把握した被害情報と確認中の項目を区別して県へ報告。県は情報を集約し、中国四国環境局へ共有する。

使用様式：四国ブロック災害廃棄物対策行動計画資料編・資料１（資-２～資-５）。

支援ニーズの整理：県及び市町村は、同資料編の「被災時の受援に必要な業務リスト」等を用いて、必要な業務、担当及び不足する人員・資機材等を整理。

技術情報の活用：県及び市町村は、国立環境研究所「災害廃棄物情報プラットフォーム」を活用し、発生量推計、仮置場、広報等に関する参考情報を確認。

支援の調整：県は、市町村の支援ニーズを踏まえ、先発隊、D.Waste-Net、人材バンク等による支援について、中国四国環境局と相談・調整。

３．支援の要請と受入調整

（１）市町村から県、県から中国四国環境局への要請

市町村は、自らの対応と並行して、不足する人員・車両・資機材及び処理能力を把握し、早期に県へ支援を相談・要請する。

県は、市町村からの要請内容と被害状況を整理し、中国四国環境局へ支援を相談・要請する。市町村が被災により支援を要請することが困難な場合は、把握できた被害状況を同事務所と共有し、先発隊の派遣等について相談する。

（２）県内調整と県外支援の並行検討

県は、県内市町村や協定団体による応援を調整するとともに、県内での対応が困難と見込まれる場合は、県内調整の完了を待たず、中国四国環境局等へ県外支援を相談する。

市町村は、独自に確保した応援の内容と、なお不足する支援を県へ伝える。

県は、支援の重複や特定地域への偏りを確認し、必要な地域へ配分する。

（３）先発隊・D.Waste-Net・人材バンク等との連携

県は、中国四国環境局と、先発隊による状況確認、D.Waste-Net による技術的支援、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）による自治体職員の支援等を調整する。

市町村は、現地の課題、施設や仮置場の状況及び既存資料を支援者に示し、助言や実務支援を受けて対応を進める。

県は、各支援者の活動内容と結果を共有し、追加支援につなげる。

（４）受入担当・活動場所・引継ぎと支援配分

市町村は、応援職員の受入責任者、連絡窓口、担当業務、活動場所及び車両待機場所を定め、到着前に応援側へ伝える。活動開始時には、現場の責任者、作業手順及び安全上の注意事項を説明する。宿泊、燃料、装備等の確保は応援側との分担を確認する。（資料Ⅰ参照。）

市町村は、受援マニュアルが未整備の場合、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画資料編の業務リスト等を参考に、応援職員に依頼する業務を整理するとともに、受入窓口、業務分担、活動時の連絡方法及び引継事項をまとめた簡易な受入手順書を作成する。

（５）ブロックの段階移行・対口支援との調整

県は、被害の把握状況と支援の必要性を中国四国環境局と共有し、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画の連携段階に応じた支援を調整する。段階は、広域支援の必要性を判断できていない第１段階、災害廃棄物の多量発生が判明した第２段階、ブロック外からの支援が本格化する第３段階として捉え、経過日数だけで一律に判断しない。

県及び市町村の廃棄物担当部局は、防災・人事部局と対口支援等の担当業務を共有し、廃棄物分野の専門支援との重複や不足を防ぐ。短期の応援と中長期の職員派遣は区別して調整する。

表 4-3　支援の要請と受入調整の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・市町村の要請を集約し、中国四国環境局等へ支援を要請する。	・不足業務と資源を整理し、県へ早期に相談・要請する。	・対応能力の不足が見込まれる段階
・県内市町村、協定団体、国・他県への支援調整を並行して行う。	・応援を受ける業務と受入窓口を定める。 ・独自に確保した支援も県へ共有する。	・県内調整の完了を待たずに県外支援を相談
・国と先発隊、D.Waste-Net、人材バンク等の受入れを調整する。 ・プッシュ型支援の情報を市町村へ伝える。	・現地の課題と資料を支援者へ示す。 ・助言を踏まえて仮置場運営や推計等を進める。	・被害の全容や必要支援が把握できない場合も相談
・拠点や支援配分、交代時の引継ぎを調整する。 ・宿泊・燃料等は応援側との分担を確認する。	・受入責任者、活動場所、車両待機場を確保する。 ・業務手順書、連絡先及び進捗を引き継ぐ。	・到着前の受入準備と交代前の引継
・ブロックの連携段階に応じて国と調整する。 ・防災・人事部局と各支援制度の業務を調整する。	・対口支援と廃棄物の専門支援の担当業務を整理する。 ・長期化する業務は中長期派遣も相談する。	・第１段階：広域支援の要否確認 ・第２段階：多量発生判明・ブロック内支援 ・第３段階：ブロック外支援の本格化

注：１．県は、市町村からの支援要請に当たり、必要な業務、人員、車両・資機材、活動場所及び支援期間等を確認する。その際、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画資料編の「被災時の受援に必要な業務リスト」等を活用して支援ニーズを整理し、中国四国環境局等との支援調整につなげる。
２．応急対策職員派遣制度等による対口支援（カウンターパート支援）と災害廃棄物分野の専門的支援については、それぞれの支援内容及び担当業務を確認する。県は、防災・人事部局等と連携し、応援職員の派遣状況や担当業務を共有するとともに、支援業務の重複や不足が生じないよう調整する。

４．生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

（１）市町村等による施設の応急復旧と収集・処理の継続・再開

市町村及び一部事務組合等の施設管理者は、処理施設の安全点検を行い、被害箇所、電力・用水・燃料等の確保状況を確認して応急復旧を進める。

施設管理者は安全に運転できる範囲と受入可能量を市町村へ伝える。

市町村は、収集運搬事業者と道路・車両・人員の状況を確認し、収集ルートと日程を決めて住民へ周知する。施設が停止している場合も、代替処理先を確保し、安全が確保できる地域から収集を継続・再開する。

（２）避難所での分別・保管と管理者との連携

市町村は、避難所担当部局を通じて指定避難所以外の避難場所も把握し、管理者と分別区分、保管場所、収集頻度及び連絡方法を調整する。

避難所管理者は、利用者へ分別方法を周知し、ごみの散乱、悪臭及び害虫の発生を防ぐ。市町村は、生活ごみ・避難所ごみを片付けごみと分けて収集し、避難者数や排出量の変化に応じて収集体制を見直す。

避難所ごみは衛生上の支障が大きいため、保管・分別と収集・処理の再開を優先する。避難所ごみ発生量の推計方法及び推計結果については、資料７を参照する。

表 ４-4　避難所ごみの分別・保管及び収集・処理の留意点

項　目	主な留意点
収集再開	市町村は、避難所ごみ等の生活ごみについて、概ね発災後３～４日以内を目安に収集開始を目指す。特に夏季は、腐敗・悪臭対策を優先する。
分別・保管	生ごみ等は密閉容器等で保管し、紙おむつ・生理用品・使用済み携帯トイレ等の衛生ごみを区別する。避難所管理者と表示・保管場所・収集頻度を共有する。
断水・避難者増加	使い捨て容器・飲料容器等の増加を踏まえ、保管容量と収集回数を見直す。指定外の避難場所も収集対象として確認する。
感染症対策	注射針等の鋭利物・感染性のおそれのある物は一般ごみと混合せず、医療・保健衛生担当等と回収・処理を調整する。

［出典：県提供旧計画・表２－30、環境省「令和６年版環境白書」（能登半島地震への対応）］

【参　考：令和６年能登半島地震における避難所ごみ等の広域収集・処理】

令和６年能登半島地震では、廃棄物処理施設の被災により、避難所等から発生する生活ごみ、使用済み簡易トイレ及び仮設トイレのし尿について、被災自治体だけでは収集・処理が困難となった。このため、地元事業者に加え、県内外の自治体及び民間事業者の応援を受け、広域的な収集運搬・処理を実施した。

環境省の令和６年１月 16 日の公表資料では、ごみ収集車約 60 台規模、バキュームカー40 台以上の体制を確保したことが示されている。

＜教　訓＞

南海トラフ巨大地震等により複数の市町村で処理施設が同時に被災した場合、県は、避難所ごみ及びし尿の収集・処理状況を早期に把握し、中国四国環境局、県内外の自治体及び関係団体と連携して、収集車両、人員及び代替処理先を広域的に調整する必要がある。

（３）県による収集車両・人員・処理先の調整

市町村は、ごみの発生量、収集能力及び施設の処理余力を確認し、収集・処理能力が不足する場合は、必要な車両・人員及び他施設での処理が必要な量を整理して県へ支援を要請する。

県は、その内容を踏まえ、県内市町村、関係団体及び国・他県等と、収集運搬の応援や処理の受入先を調整する。

市町村は、調整された受入施設と分別区分、搬入量、搬入時間及び搬入車両等の条件を確認し、収集運搬を実施する。

また、施設が被災した場合は、施設管理者が応急復旧を進める。

県は、施設管理者からの要請や被害状況を踏まえ、復旧に必要な技術的支援及び燃料・資機材等の確保について関係機関と調整する。

表 4-5　生活ごみ・避難所ごみの役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・被害・稼働状況を集約する。 ・技術支援、燃料・資機材、メーカー等との連絡を調整する。	・施設管理者が安全点検・応急復旧を行う。 ・市町村は収集ルートと日程を決め、住民へ知らせる。	・安全を確保できた段階から早期に復旧・再開
・分別掲示物、保管資材等の確保を支援する。 ・保健衛生部局との連携を支援する。	・指定外の避難所も把握し、管理者と収集方法を調整する。 ・生活ごみと片付けごみを分け、悪臭・害虫・散乱を防ぐ。	・避難所開設時から実施し、避難者数に応じて更新
・不足する車両・人員と県内外の代替処理先を調整する。	・発生量、収集能力及び処理余力を確認し、不足を県へ報告する。 ・（代替）施設の受入条件に従って搬入する。	・収集・処理能力の不足やごみの滞留のおそれ

５．し尿・使用済み携帯トイレの収集・処理

（１）市町村による仮設トイレの提供等とし尿収集・処理

市町村は、防災・上下水道部局等の関係部局が連携し、避難所や在宅避難者等のトイレの使用可否及び不足状況を把握する。その結果を踏まえ、地域防災計画等に定める庁内の役割分担に基づき、仮設トイレの確保・設置や携帯トイレ等の配布を行う。廃棄物担当部署は、関係部局と設置・配布状況を共有し、し尿及び使用済み携帯トイレの汚物袋の収集・処理体制を確保する。

仮設トイレは設置時から管理者、清掃方法及び汲み取り手順を定め、利用人数と貯留量に応じて収集頻度を調整する。し尿は、受入可能な処理施設へ搬入する。マンホールトイレは、接続先の下水道や設備の使用可否を確認して使用する。

し尿収集必要量、仮設トイレの必要基数及び汚物袋の保管容量の推計方法・結果は資料８を参照する。

（２）使用済み携帯トイレの汚物袋の分別・保管・回収

市町村は、使用済み携帯トイレの汚物袋を液状のし尿と区別し、処理施設の受入条件に応じた分別・保管・回収方法を定める。住民及び避難所管理者には、汚物袋を密閉すること、指定場所へ保管・排出すること、回収日や排出方法を周知する。保管場所では、袋の破損、漏出、悪臭及び動物による散乱を防ぐ。使用済み汚物袋は、液状し尿と同じ処理経路で扱わない。

表 4-6　使用済み携帯トイレの保管・回収・収集運搬の留意点

確認項目	主な留意点
排出・保管	凝固剤の使用方法を守り、汚物袋の口を確実に閉じ、破損を防ぐため二重梱包等を検討する。屋内外の高温・直射日光、雨水、動物による散乱を避け、作業者の手指衛生を確保する。
収集方法	収集車で圧縮すると汚物袋が破裂し内容物が飛散するおそれがあるため、平ボディ車等による非圧縮の運搬を優先的に検討する。圧縮式収集車を使用する場合は、袋・梱包・投入方法、保護具及び清掃方法を収集事業者と確認する。
処理施設との調整	受入側へ汚物袋・凝固剤の材質、分別、荷姿、数量、搬入車種、荷下ろし・投入方法を確認し、液状し尿の処理経路とは分ける。
周知・広報	東日本大震災後の浦安市で圧縮式ごみ収集車内の汚物袋破裂と内容物の飛散が報告された。能登半島地震では袋の色分け等による分別と収集作業員への注意喚起を行った。

（環境省地方環境事務所の研修資料（浦安市の収集事例）、「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対策」（環境省）　より作成）

【参　考：令和６年能登半島地震における使用済み簡易トイレの衛生的な回収】

令和６年能登半島地震では、使用済み簡易トイレから発生する固形ごみについて、通常の可燃ごみと色分けして分別し、回収時に内容物が飛散しないよう注意喚起を行った。
環境省の令和６年１月 19 日時点の資料では、使用済み簡易トイレを固形ごみとして保管し、収集車両で回収して処理施設へ搬入する流れが示されている

＜教　訓＞

道路寸断等により収集が困難となる地域では、使用済み携帯トイレの長期保管に伴う衛生上の問題が懸念される。このため、県は、市町村及び避難所管理者等と連携し、保管量、保管場所の容量、回収困難期間及び衛生管理上の課題を把握する。また、市町村単独での対応が困難な場合には、関係機関等と連携し、代替輸送手段及び処理先の確保・調整を支援する。

【留意事項】

孤立地域における使用済み携帯トイレ等の一時保管

道路の寸断等により使用済み携帯トイレ等の回収が困難となった場合、市町村は、防災・保健衛生部局及び避難所管理者等と連携し、使用済み汚物袋の密閉、通常の生活ごみとの分別、保管場所の確保、臭気・害虫対策等の衛生管理を行う。また、保管量及び保管可能期間を継続して把握し、回収再開に備える。

県は、市町村から保管状況、回収困難量及び支援ニーズを把握し、市町村単独での対応が困難な場合は、関係部局、道路管理者、収集運搬・処理事業者等と連携し、代替輸送手段及び処理先の確保・調整を支援する。

（３）県による収集車両・受入先・受入条件の調整

市町村は、し尿収集に必要なバキューム車・人員、し尿処理施設の受入余力及び使用済み携帯トイレの受入可否を確認し、不足を県へ報告する。県は、国、関係団体及び県内外の自治体と収集車両や代替処理先を調整する。受入条件は、し尿の性状・量・搬入時間と、汚物袋・凝固剤の種類、分別・梱包、受入量及び荷下ろし・投入方法を分けて確認し、市町村と共有する。

（４）下水道・し尿処理施設の応急復旧と水洗便所の使用制限の広報

下水道施設及びし尿処理施設の各管理者は、設備・管路の被害と運転状況を確認し、応急復旧を進める。

市町村は、上下水道部局と水洗便所の使用可否を確認し、管路破損や汚水の逆流等のおそれがある地域では、使用制限の範囲、携帯トイレ等の代替手段及び解除の見通しを住民へ周知する。水道の復旧のみをもって使用可能と判断せず、排水先の機能も確認する。

表 4-7　使用済み携帯トイレの役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・避難者数等とトイレ需要を集約する。 ・仮設トイレや収集運搬車両の確保を調整する。 ・トイレカーの配置を調整する。	・仮設・携帯トイレ等を必要な場所へ配備し、清掃・汲み取りを行う。 ・トイレカー等の設置場所を調整する。 ・マンホールトイレは設備と下水道の使用可否を確認する。	・断水、停電、下水道被害、避難者の増加
・汚物袋の受入可否、袋・凝固剤、量、搬入・投入方法を施設別に整理する。 ・不足資材の確保を支援する。	・使用済み汚物袋を密閉・分別保管する。 ・処理施設の受入条件に応じて回収し、排出方法を住民へ知らせる。	・液状し尿と汚物袋の収集・処理経路を区別
・し尿の代替処理先とバキューム車・人員を広域調整する。 ・受入条件を施設ごとに共有する。	・処理余力、車両・人員の不足を県へ報告する。 ・搬入時間、性状、量等を受入施設と確認する。	・施設停止、汲み取り能力の不足
・上下水道部局と連携し、施設復旧への支援を調整する。 ・市町村の案内に沿って広域的に情報発信する。	・各施設管理者が点検・応急復旧を行う。 ・上下水道部局と確認し、対象地域の水洗トイレ使用制限と代替手段を周知する。	・管路破損、施設被災、汚水の逆流等のおそれがある場合

６．片付けごみの収集・運搬

（１）市町村による分別排出・搬出方法の設定

市町村は、片付けごみの種類と処理先に応じて分別区分を定め、戸別収集、指定場所での収集又は仮置場への持込み等の搬出方法を住民へ示す。案内には、排出・搬入日時、場所、受入品目及び受入れできない物の相談先を含める。写真や図を用いて、ガスボンベ、電池、塗料等の危険物や家電４品目等を混合しないよう周知する。収集運搬は、津波・余震・浸水・土砂災害等の危険と通行状況を確認し、安全を確保できる地域から開始する。

住民向けの案内文例については、資料 14 を参照する。八代市では生活ごみと災害ごみを分け、分別品目及び仮置場の案内を図解したチラシを作成し、ホームページや避難所等を通じた周知に活用している。徳島県内でも自治体ごとの搬入条件を加えた図解広報が有効である。

（２）道路啓開担当・社会福祉協議会・ボランティア等との連携

市町村の廃棄物担当部局は、道路管理者等と、道路啓開に伴う撤去物の種類、一時保管場所、引渡条件及び運搬・処理の分担を確認する。社会福祉協議会やボランティア等とは、片付け作業の地区、分別方法、搬出日程及び受入先を共有し、搬出と収集が滞らないよう調整する。

県は、道路・防災部局や県社会福祉協議会等との連絡及び市町村を越える調整を支援する。

（３）持込困難者への対応

市町村は、相談窓口を設け、福祉部局、社会福祉協議会及び地域の関係者と、自力で搬出・運搬できない世帯を把握する。支援の必要性と作業の安全性を確認し、屋外への搬出支援と戸別収集等を組み合わせて対応する。申出が難しい世帯にも支援が届くよう情報を共有する。ボランティアには、危険物の取扱いや倒壊等のおそれがある建物内での作業を求めない。

（４）県による車両・人員・資機材の調整

市町村は、収集が追いつかない地区とごみの種類・量を整理し、必要な車種、台数、人員、資機材及び期間を県へ伝える。

県は、県内市町村、協定団体及び国・他県等と支援を調整する。

市町村は、応援側へ収集ルート、搬入先、待機場所及び燃料の確保方法を示し、現場での作業分担を確認する。

県は、生活ごみの通常収集への影響も確認しながら支援を配分する。

表 4-8　県及び市町村の役割分担

県の支援・調整 （県の対応）	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・市町村間の受入条件を共有する。	・分別区分、収集・搬入方法、受入不可物の相談先を決める。 ・複数の媒体で住民へ知らせる。	・片付け開始前から周知し、随時更新
・道路管理者及び警察等と啓開・通行情報を共有する。 ・県社会福祉協議会等との連携を支援する。	・道路管理者と、撤去物の種類、保管先、運搬・処理の分担を確認する（参考参照）。 ・社協と搬出作業、収集日程、受入先を調整する。	・道路啓開やボランティアによる搬出開始時
・福祉部局、社会福祉協議会等との連絡を支援し、必要な小型車両・人員を調整する。	・持込困難世帯と支援内容を把握する。 ・福祉部局や社協と搬出支援、戸別収集等を実施する。	・相談窓口を設け、支援が届かない世帯も把握
・不足する車両、重機、人員等を集約し、国・他県・関係団体と調整する。	・廃棄物の性状に適した車種、必要台数と期間を県へ伝える。 ・収集ルート、待機場所、燃料等を応援側と共有する。	・直営・委託体制で収集が追いつかないおそれ

【参　考：令和８年８月千葉豪雨】

千葉市は災害対策基本法に基づき道路上の通行支障車両を移動し、道路から撤去・保管した。道路啓開時の車両移動と、所有者・廃棄物処理の取扱いを区別し、道路管理者、警察、廃棄物担当等で役割分担を明確化する必要がある。

［出典：千葉市（令和８年８月 26 日更新）］

【留意事項】

- 分別排出の徹底と混合ごみ化の防止

  市町村は、写真や図を用いて分別方法を示す。ガスボンベ、電池、塗料等の危険物や家電４品目等は混合せず、受入先と取扱方法を案内する。

- 持込困難者に対する公平な支援

市町村は福祉部局や社会福祉協議会と、自力で搬出・運搬できない世帯を把握する。相談窓口を設け、戸別収集や搬出支援を組み合わせる。ボランティアには危険物の取扱いや危険な建物内の作業を求めない。

７．仮置場の開設と運営

（１）市町村による一次仮置場の開設

市町村は、候補地と進入路の安全、所有者・管理者との使用条件及び避難所等の他用途との重複を確認し、片付けごみの排出に合わせて一次仮置場を早期に開設する。使用前の土地の状況を写真等で記録し、分別区画、受付、動線及び運営人員を確保する。開設日時、場所、受入品目及び搬入方法を住民へ周知する。候補地が利用できない場合は、代替地を確保し、必要に応じて県へ支援を相談する。

仮置場の選定、開設・運営及び閉鎖・原状回復に係る実務的な手順については、資料９を参照する。

（２）搬入管理・分別・場内動線・安全の確保

市町村は、受付で搬入元・搬入物を確認し、分別区画、車両動線、搬入出記録及び安全管理を確保する。仮置場の運営には多大な人員を要するため、被災市町村は全体のマネジメントに注力し、運営は応援自治体や民間事業者が行うことが望ましく、民間事業者に委託する場合は、業務範囲、責任分担及び安全管理を確認する。仮置場の具体的な配置・レイアウト、必要な資機材、廃棄物の積上げ高さ、環境保全対策及び閉鎖・原状回復の方法については、資料９を参照する。

（３）無管理の集積場所への対応

市町村は、道路脇、公園、空き地等に管理者のいない集積場所が生じていないか確認する。発見した場合は、場所、廃棄物の種類・量、土地の管理者及び通行・衛生上の支障を把握し、住民へ適正な排出先を案内して新たな持込みを防ぐ。既に集積した廃棄物は、土地・道路等の管理者と調整して分別・撤去し、管理された仮置場や処理先へ搬出する。直ちに撤去できない場合は、市町村が管理者、受入れの扱い及び撤去予定を明確にし、危険物の分離や飛散防止等の措置を講じる。

県は、必要な人員・資機材や搬出先の確保を支援する。

（４）県による開設・運営支援と二次仮置場の検討

初動期は、被害状況の全容が明らかでなく、災害廃棄物発生量についても確度の高い推計値を得ることが困難な場合がある。このため、市町村は、仮置場の適切な管理・運営を行い

ながら、被害状況、仮置場への搬入状況及び仮置場からの搬出状況等を踏まえ、追加の仮置場を確保する必要性を検討する。

災害廃棄物発生量の推計値が得られた段階では、仮置場必要面積の算定結果も参考にしつつ、仮置場の利用状況等を総合的に勘案し、追加確保の必要性を判断する。受入制限等を行う場合には、代替となる排出先等を住民へ周知する。

県は、市町村の仮置場の容量、搬入・搬出状況及び運営人員等を把握し、用地、資機材、専門家及び民間事業者等の確保について必要な支援を行う。被災市町村内で仮置場の十分な敷地が確保できない場合には、近隣自治体での受入を調整する。

また、一次仮置場からの搬出状況、災害廃棄物の発生量、既存処理施設の処理状況等を踏まえ、二次仮置場の必要性について市町村と検討する。二次仮置場が必要となる場合には、候補地、規模、処理先及び実施主体等について調整する。

県が二次仮置場等を開設・運営する場合は、事務受託等の協議により実施範囲と市町村に残る業務を明確にし、県が実施する業務の記録を適切に管理する。

二次仮置場の必要面積、基本ユニット、設備配置及び運営・管理方法については資料６及び資料９を、仮設処理施設の設置及び運営については資料 12 を参照する。

表 4-9　仮置場の開設と運営の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・県有地等の利用を管理部局と調整する。 ・専門家の助言や運営人員の確保を支援する。	・候補地の安全、進入路、他用途との競合、使用条件を確認する。 ・使用前の状況を記録し、開設日時・場所・品目を周知する。	・安全確認後、片付けごみの排出に合わせて早期開設
・レイアウト例を提供し、敷鉄板、看板等の調達・融通を支援する。	・受付、分別区画、待機場所及び安全な車両動線を設ける。 ・地盤を養生し、搬入・搬出車両と歩行者の交錯を防ぐ。	・開設前に配置し、混雑や搬出開始に応じて見直す。
・火災、粉じん、騒音、排水、有害物等の対策を助言する。	・可燃物は高さ５m以下、畳等は２m以下とし、温度等を監視する。 ・散水、遮水、危険物の分離、保護具、夜間閉鎖等で安全と環境を守る。	・堆積高さだけでなく一山の面積・離隔も管理し、早期搬出
・民間団体との連絡、搬出先を調整する。 ・県への事務委託等は対象業務と体制を個別に協議する。	・残余容量を把握し、早期搬出や追加開設を判断する。 ・受入制限時は代替先を周知する。 ・必要に応じて運営業務を民間委託する。	・容量不足、運営人員不足、腐敗・発熱のおそれがある場合

【留意事項】

- 災害査定（国庫補助）を見据えた記録の保持

  市町村は、仮置場の使用前・使用中・返還時の状況、搬入出量、作業内容及び契約・支出の記録を保存する。写真には日時・場所を記録し、日報や図面と対応させる。

  県が受託する業務の記録は県が管理する。

- 民間事業者等への早期包括委託と事務の代替執行

  市町村は、運営体制に応じて仮置場業務の民間委託を検討し、業務範囲、責任分担及び安全管理を明確にして契約する。

  県への事務委託や事務の代替執行は民間委託とは別に協議し、対象業務、体制、費用及び必要な手続を確認する。なお、県が当然に引き受けるものではない。

８．発生量推計と処理方針の整理

（１）市町村による発生量・処理可能量の把握

市町村は、建物被害、浸水範囲、仮置場の搬入量等から災害廃棄物の発生量を推計する。施設管理者と稼働状況、通常ごみの処理量及び追加受入量を確認し、処理可能量と不足量を整理する。推計日、対象範囲、単位及び算定条件を付して県へ報告し、情報の更新に応じて見直す。

災害廃棄物発生量の推計方法及び推計結果については資料５、種類別組成及び仮置場必要面積については資料６、廃棄物処理施設の処理可能量については資料 10、圏域別処理フローについては資料 11 を参照する。

（２）県による市町村別・圏域別集計と処理方針

県は、市町村別・圏域別に発生量、処理可能量及び不足量を集約する。同一施設の処理能力や市町村間の搬出入を重複計上しないよう確認し、生活環境の保全、再資源化及び処理の迅速化を踏まえ、県全体の処理方針を整理する。市町村による推計が困難な場合は、国や専門家と連携して支援する。

（３）処理フロー・処理期間・広域処理の見通し

市町村は、種類別の処理量と処理先を整理し、仮置場、選別・中間処理、再資源化及び最終処分を結ぶ処理フローと目標期間を設定する。県は、不足する処理能力や輸送上の制約を把握し、県内調整と県外への相談を並行して進める。数量の確定を待たず、暫定値で支援の検討を始める。

表 4-10　発生量と処理方針の整理の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・算定条件をそろえて集約し、推計と処理方針の整理を支援する。	・被害情報、施設の稼働状況及び処理実績を更新する。	・不足量が見込まれた時点で相談する。 ・未確認の数値は推定値と区別する。
・市町村間の処理先競合を調整し、県外支援を検討する。	・種類別の処理フローと目標期間を設定する。	・施設の復旧、解体見込み及び搬入実績に応じて更新する。

【留意事項】

処理可能量は、定格能力ではなく、通常ごみの処理、稼働日数、受入条件及び輸送能力を踏まえて算定する。片付けごみ、解体廃棄物、生活ごみ等の集計範囲を明記し、重複を防ぐ。

【優先的に処理を検討する廃棄物の例】

し尿、使用済み携帯トイレの汚物袋、生ごみ・水濡れ畳等の腐敗性廃棄物、感染・衛生上の支障がある生活ごみ、発火・爆発等のおそれのある危険物、通行障害を生じる撤去物等。優先順位は実際の性状と生活環境への影響に応じて設定する。

９．処理実行計画の策定

（１）市町村の実行計画の策定

市町村は、平時の災害廃棄物処理計画と第８節の処理方針を基に、実際の被害に対応した処理実行計画を速やかに策定する。発生量、処理体制、処理フロー、処理先、目標期間、工程、概算事業費及び進捗管理方法を示す。未確定の項目は見込みとして整理し、判明した情報から順次更新する。

（２）県の策定支援と広域的な調整

県は、記載例の提供、推計方法の助言及び専門人材の調整により、市町村の策定を支援する。市町村の計画と県全体の処理方針を照合し、共用する処理先、受入量、輸送経路及び処理期間を調整する。ただし、複数の市町村で実行計画の策定が困難な場合は、県が県全体の実行計画を策定する。国が当該災害の処理指針を示した場合は、その内容を県・市町村の計画に反映する。

（３）県が受託する場合の実行計画の策定

県は、市町村から事務を受託する場合、受託範囲の処理量、施設、工程、契約及び費用等を示す実行計画を策定する。市町村は、県への引渡しまでの業務と自ら継続する業務を計画に明記する。双方の計画で、対象廃棄物、引渡場所・時期及び数量管理を一致させる。

表　4-11　処理実行計画の策定の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・記載例、技術的助言及び広域処理の調整結果を提供する。	・実際の被害に基づく実行計画を策定し、公表・更新する。	・必要な応急処理は、計画の完成を待たずに進める。
・受託業務の実行計画を策定し、市町村計画と接続する。	・県に委託する業務と、自ら行う業務を明記する。	・処理量、受入条件及び工程の変更を相互に反映する。

【留意事項】

- 実行計画には作成日・改定日と数値の基準日を記載する。
- 受託を伴わない県の広域的な方針整理と、受託業務の実行計画を区別する。
- 継続的な見直しは第５章に引き継ぐ。

10. 公費解体・撤去の着手

市町村は、国が当該災害について示す補助制度の適用要件を確認し、公費解体の実施方針、申請受付、審査、契約及び解体廃棄物の処理について、一体的に準備する。県は、市町村の行政機能が低下し、対応が困難となる場合には、国及び関係団体等と連携し、必要な支援を行う。公費解体に係る具体的な手続及び申請書・要綱等の参考様式については、資料 15 を参照する。

表　4-12　公費解体・撤去と国庫補助の対象の基本的な考え方

取扱い	全　壊	半　壊
公費解体・撤去	対象となり得る	特例・国通知等により対象となる場合がある
解体廃棄物の運搬	対象となり得る	対象となり得る（対象条件を確認）
解体廃棄物の処理・処分	対象となり得る	対象となり得る（対象条件を確認）

注：対象の可否は被害区分だけで確定せず、災害規模・国の通知・適用事業・費用区分で判断する。一般化した確定補助表ではない。

［出典：「公費解体・撤去マニュアル（第７版）」］

【参　考：タイムラインによる公費解体のポイント（概要）】

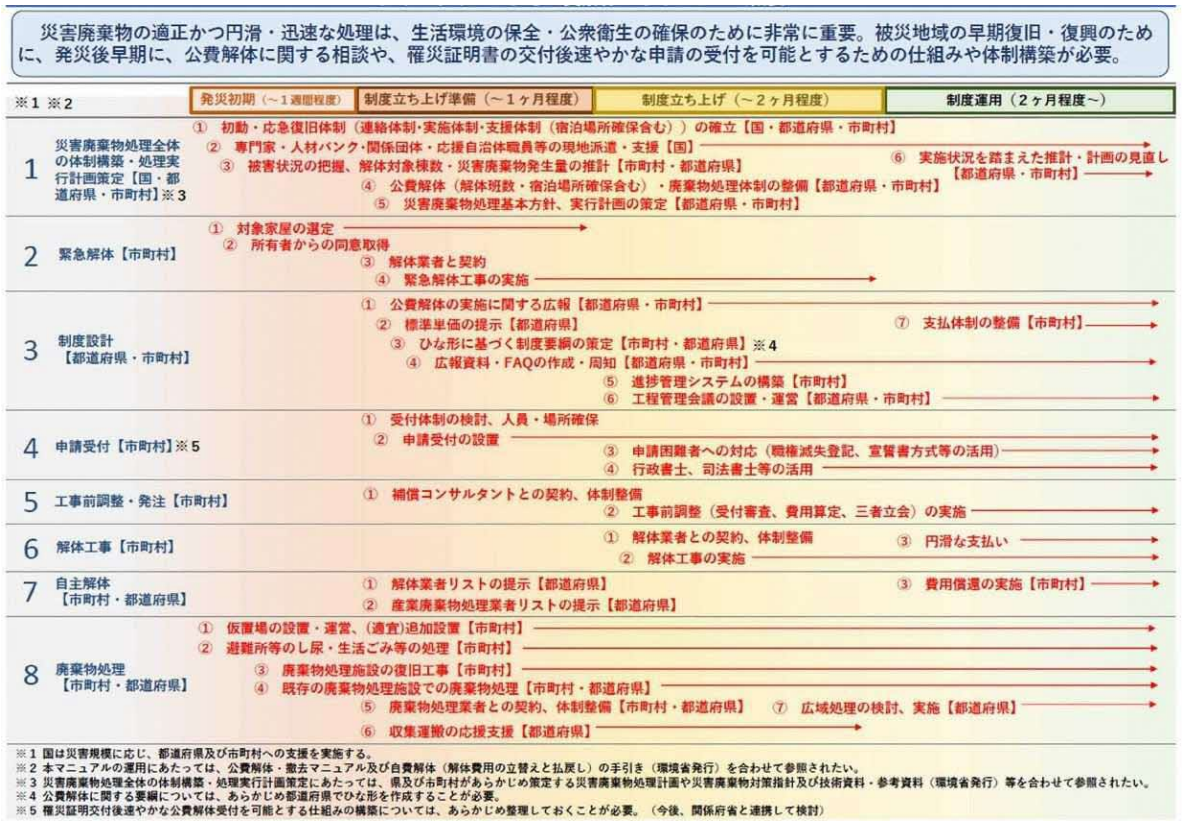

出典：「四国ブロック行動計画（令和８年３月）資料編、「公費解体・撤去マニュアル（第７版）」

（１）緊急に撤去等を要する家屋の把握

市町村は、建築・防災・道路等の関係部局と連携し、倒壊や通行障害等により緊急に対応すべき家屋等を把握する。危険性、周辺への影響、所有者等の状況を記録し、立入規制等の安全措置を講じる。緊急の安全確保と公費解体を区別し、撤去等の根拠、実施主体及び必要な同意・手続を確認する。 二次災害のおそれがあり緊急に解体する場合、解体業者の見積取得と緊急随意契約を検討することがあるが、原則として事前に所有者等の同意を確認する。

（２）市町村の実施方針・受付体制・契約準備

市町村は、当該災害に適用される国の制度を確認し、対象、申請期間、必要書類、審査及び施工の手順を定める。廃棄物、建築、税務、契約等の庁内分担と相談・受付窓口を整え、専門人材を確保する。所有者等の同意確認、石綿事前調査、見積・契約、分別解体、運搬・処理及び完了確認を一連の業務として準備する。公費解体の申請受付・審査、費用積算、コールセンター運営、現地調査等は、大量処理に備え外部委託も含めた体制整備を検討する。関係者の同意が困難な場合は、環境省マニュアルの手順に従い法務担当と対応を検討する。

表 4-13　公費解体・撤去の主な事務処理の流れ（参考）

初　動	受付・審査	契約・施工	完了・精算
国制度・対象の確認、庁内体制、専門人材の確保	要綱・申請書、所有者等の同意、現地・石綿事前調査	工事の積算、適切な契約方式、分別解体・運搬	完了検査、処理数量・写真、費用償還、補助申請

（３）県による制度情報・専門人材等の支援

県は、国の通知、公費解体マニュアル及び他自治体の事例を市町村に提供し、制度解釈の疑義を国と確認する。建築・法務・補償等の専門人材や関係事業者団体の支援を調整する。県が事務の一部を実施する場合は、第 13 節により範囲を明確にし、必要な受付・審査・契約体制を整える。県は、解体事業者の協定等を活用するとともに、申請件数に応じた契約方式の検討を支援する。

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震では、標準単価の設定や地域別の事業者班編成等により解体工事の効率化が図られた。

表 4-14　公費解体・撤去の着手の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・制度情報を提供し、専門人材と処理先等の確保を支援する。	・危険家屋等の把握、実施方針、受付・審査及び発注の準備を行う。	・相談・受付を始める前に、対象と必要書類を統一して周知する。
・市町村共通の疑義を整理し、国へ照会する。	・同意、被害写真、数量及び契約の記録を保存する。	・緊急対応を理由に同意や石綿対策が一律に不要とは扱わない。

【留意事項】

公費解体の対象と補助対象経費は、当該災害の制度により確認する。自費解体の費用償還等は、制度の有無と条件が確認できた範囲で案内し、支給を確約しない。

公費解体に係る緊急随意契約、関係権利者の同意取得、自費解体費用の償還及び必要書類等については、環境省の最新の「公費解体・撤去マニュアル」及び関係通知等を確認し、当該災害に適用される取扱いに基づき判断する。具体的な手続及び参考様式については、資料 I5 を参照する。

参考：「公費解体・撤去マニュアル・自費解体・撤去の手引き」（環境省）
https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/publicly_funded_demolition_and_removal_manual/index.html

11. 処理先の確保と広域処理

（１）市町村による既存施設・民間施設の活用

市町村は、既存の一般廃棄物処理施設と民間施設について、稼働状況、受入品目、受入量及び処理条件を確認する。分別・再資源化を進め、通常ごみの処理への影響を考慮して処理先を確保する。委託先の処理能力と必要な許可等を確認し、契約、搬出及び処理実績の管理を行う。

（２）県内調整と国主導の県域を越える広域処理

県は、市町村ごとの不足量と県内施設の受入余力を集約し、県内市町村・協定団体等との受入調整を主導する。県内での処理が困難と見込まれる場合には、早期に国へ処理量、性状、受入条件等を報告し、県域を越える広域処理の受入先・配分等について国主導の調整を求める。複数市町村の受入量の重複を防ぎ、受入可能な民間施設、県外施設及び輸送手段を並行して把握する。

（３）受入条件と陸上・海上・鉄道輸送の調整

市町村等の実施主体は、受入側と品目、性状、寸法、異物、分析項目、荷姿、数量及び搬入日程を確認する。

県は、道路・港湾管理者、鉄道事業者及び運送事業者等との調整を支援する。輸送手段は、経路の安全性、積替場所、荷役能力、費用及び処理先への到達性を比較して選定する。

広域処理は、①県内の処理余力・民間施設の把握、②市町村別不足量・品目・時期の整理、③国への情報提供及び県外受入先の調整、④受入条件と輸送方法の合意、⑤契約・搬出・計量・処理実績の記録の順に進める。廃棄物処理施設の処理可能量、圏域別処理フロー及び仮設処理施設の設置・運営等に関する詳細については、資料 10～12 を参照する。

（４）仮設処理施設の必要性と実施主体の検討

市町村と県は、既存施設・広域処理による処理見通しを踏まえ、仮設処理施設の必要性を検討する。設置・撤去を含む期間、費用、用地及び周辺環境への影響を比較し、実施主体を定める。県が実施する場合は、受託範囲等を確認し、必要な手続と運営体制を整える。

仮設処理施設の設置に係る許可・届出等の手続、施設規模の検討及び環境保全対策については、資料 12 を参照する。

表 4-15　処理先の確保と広域処理の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・県内外の受入先と広域輸送を調整する。	・受入条件を確認し、契約・輸送・数量管理を行う。	・受入合意と必要な手続を確認した後に搬出する。
・広域処理との比較及び実施主体の協議を支援する。	・仮設処理施設の必要量と工程を整理する。	・二次仮置場・仮設施設の名称だけで県の実施と決めない。

【留意事項】

受入条件や経路が変わった場合は、搬出前に再確認する。広域処理は、受入側の通常業務及び他の被災地支援への影響にも配慮する。

12. 有害物等と環境・安全対策

（１）有害物・処理困難物の分別・保管

市町村は、石綿含有が疑われる廃棄物、薬品、油類、ガスボンベ、蓄電池等を他の廃棄物と分け、種類に応じた飛散・流出・発火防止措置を講じる。住民と作業従事者に取扱方法を周知し、判断できない物は触れずに管理者へ連絡するよう案内する。

県は、専門業者や関係機関との連絡及び処理先の確保を支援する。

有害物質・危険物を含む廃棄物については、その種類及び性状に応じて適切に分別・保管し、専門の処理業者等による回収・処理を行う。具体的な収集・処理方法については、資料 13 を参照する。

（２）土砂系混合物の取扱いと部局間調整

市町村は、土砂と廃棄物の混合状況、発生場所及び有害物の混入のおそれを確認する。道路、河川、農地等の管理部局と、撤去範囲、選別、運搬先、費用負担及び数量の記録方法を整理する。

県は、部局・市町村間の調整を支援する。性状を確認せず、土砂を一律に廃棄物又は再生資材として扱わない。

津波堆積物等は、発生区域の災害リスク、混入物、必要な分析結果を踏まえて再生利用・適正処理を判断する。具体的な処理フローは資料 13 を参照する。

（３）環境モニタリング・火災・石綿・感染症対策

仮置場・処理施設の管理者は、周辺環境と廃棄物の性状に応じて、大気、騒音・振動、水質等の監視項目、地点及び頻度を定める。可燃物の積上げ・保管状況を点検し、消防と連絡体制を整える。解体等の実施主体は石綿の事前調査と必要な措置を行う。作業従事者は適切な保護具、手洗い、衛生管理等を徹底する。

旧計画表２－32 の環境モニタリング項目は資料 13 に収録する。現場では監視項目、地点及び頻度を個別に定める。

表 4-16　有害物等と環境・安全対策の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・専門機関への照会と処理先調整を支援する。	・危険物の分別、表示、保管と専門処理先への引渡しを行う。	・不明物は一般の搬入物と混ぜず、接触・移動を控えて相談する。
・環境対策を助言し、関係部局・機関と調整する。	・各管理者が監視・点検と異常時の措置を行う。	・異常時は作業停止・立入規制等を行い、原因と再開条件を確認する。

【留意事項】

土砂等の撤去は、部局ごとの事業対象と実施範囲を共有し、重複計上と処理の漏れを防ぐ。県が管理する施設等では、県が管理者として環境・安全対策を実施する。

13. 処理困難物の対応

市町村は、被災自動車、船舶、太陽光パネル、蓄電池、ガスボンベ、廃薬品、感染性廃棄物等を把握し、関係法令に基づく回収・処理ルートを確認する。所有者・製造事業者等の対応が原則となる品目と、市町村が処理する災害廃棄物を区分し、専門業者・関係部局と協議する。県は、所管部局や専門業者団体との連絡、県内外の受入調整及び技術的支援を行う。

被災自動車や船舶については、所有者の確認及び意向確認を踏まえ、移動・保管と引渡し・解体・再資源化等を区分して対応する。また、道路啓開等に伴う移動・保管については、道路管理者等の関係機関との役割分担を明確にする。

太陽光パネルや高電圧蓄電池は感電・発火のおそれ、腐敗性廃棄物は悪臭・害虫発生のおそれがあるため、安全を確保しながら分別・保管、早期回収・処理を調整する。品目別の詳細、情報照会先、津波堆積物等の取扱いは資料 13 を参照する。

【参　考：令和８年８月千葉豪雨】

千葉市は災害対策基本法に基づき道路上の通行支障車両を移動し、道路から撤去・保管した。道路啓開時の車両移動と、所有者・廃棄物処理の取扱いを区別し、道路管理者、警察、廃棄物担当等で役割分担を明確化する必要がある。

＜教　訓＞

被災自動車については、道路啓開を目的とした車両の移動・保管と、その後の所有者確認、引渡し及び廃車・再資源化を区別する必要がある。このため、県及び市町村は、道路管理者、警察、廃棄物担当部局等の役割分担、車両の一時保管場所及び所有者への連絡方法等をあらかじめ整理することが重要である。

［出典：千葉市（令和８年８月 26 日更新）

【参　考：東日本大震災における被災船舶の処理】

宮城県では、津波により陸上に打ち上げられた船舶等について、所在地や船体表示等から所有者の特定を進め、所有者の意向確認や公告等の手続きを経て処理を行った。また、現場での解体が必要な船舶と仮置場へ移動可能な船舶を区分し、県の二次仮置場等で約 3,500 トンを処理した。

＜教　訓＞

被災船舶については、所有者の確認や処分に係る意思確認に加え、移動・保管及び解体・処理方法の検討が必要となる。このため、県及び市町村は、港湾・漁港管理者、関係団体及び専門業者等との役割分担や連携体制を平時から整理することが重要である。

［出典：「災害廃棄物処理に係る過去の事例」（宮城県の事例）（国立環境研究所）］

【参　考：令和６年能登半島地震における太陽光発電設備への対応】

令和６年能登半島地震では、環境省が被災した太陽光発電設備の保管等に関する注意喚起を行った。破損した太陽光パネルは、光が当たると発電する可能性があることから、感電やけがの防止、水濡れ防止及び仮置場での分別保管等に留意する必要があることが示された。

＜教　訓＞

被災した太陽光発電設備については、撤去・保管時の安全確保と適正処理に向けた対応が必要となる。このため、県及び市町村は、所有者や撤去・解体業者、廃棄物処理業者等への情報提供及び注意喚起を行うとともに、専門業者等との連携体制を平時から整理することが重要である。

［出典：「令和６年能登半島地震における被災した太陽光発電設備の保管等について」（環境省）］

14. 事務委託の判断と受託手続

（１）市町村との早期相談と県の受託判断

市町村は、職員、契約・監督能力、処理施設等の不足により処理の継続が困難と見込まれる場合、県へ早期に相談する。

県は、被害の程度、市町村の体制、応援による対応可能性及び県の実施体制を確認し、支援方法と受託の可否を判断する。事務委託の協議中も、技術支援や広域調整を継続する。

（２）受託範囲・引渡条件・残る業務の確認

県と市町村は、対象地域、品目、処理量、期間、施設及び業務範囲を協議する。引渡場所、分別・性状、計量、運搬分担及び受入できない物の取扱いを定める。住民対応、収集運搬、一次仮置場、解体受付等について、県が行う業務と市町村に残る業務を個別に明記し、責任と連絡窓口を一致させる。

（３）費用負担・規約等の協議と必要な手続

県と市町村は、費用負担、予算、支払・精算、補助申請、記録の管理及び事務の終了・返還を協議する。地方自治法に基づく規約等を整え、議会の議決、告示、届出等の必要な手続を確認して実施する。専決処分の可否は法定要件により判断する。受託後は、県が合意した範囲の契約・監督等を行う。

事務委託の協議確認票、対象業務・引渡条件の整理表及び引渡確認書の様式例は資料 16 を参照する。

表 4-17　事務委託の判断と受託手続の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・応援・広域調整等と比較し、受託の可否と範囲を判断する。	・不足業務と自ら継続できる業務を整理して相談する。	・市町村からの相談だけで県の受託が確定するものではない。
・受託体制、規約等及び実施工程を整える。	・引渡条件、残る業務及び費用負担を確認する。	・合意内容を書面化し、変更時の協議方法と終了条件を定める。

【留意事項】

自治体間の事務委託、事務の代替執行及び民間事業者への業務委託は、責任と手続が異なる。採用する方式を明示し、県・市町村の法務担当等と確認する。

15. 住民広報と財政支援の準備

（１）市町村の広報・相談窓口と県の情報発信

市町村は、分別方法、収集日、仮置場、持込困難者への支援、有害物の取扱い、公費解体等を広報し、相談窓口を設ける。避難所、広報紙、ウェブ、ＳＮＳ等を併用し、情報が届きにくい住民にも配慮する。

県は共通資料と広域情報を提供し、市町村固有の開設日時や受付条件は、各市町村に確認して発信する。

住民広報では、仮置場の開設・混雑状況、搬入条件の変更、窓口・収集日程等を、自治体の公式ＳＮＳも活用して随時更新する。住民向け及びボランティア向けの広報文例については、資料 14 を参照する。

災害等廃棄物処理事業費補助金に係る報告書の作成に当たっては、資料 18 の報告書ツールキットを参照する。

（２）思い出の品・貴重品の保管と返還案内

市町村は、写真、位牌等の思い出の品を可能な範囲で回収し、回収場所・日付を記録して保管する。返還窓口、本人確認及び保管期間等を定め、個人情報に配慮して案内する。現金・貴金属等の貴重品は警察に引き渡す。

県は、取扱事例の提供や広域避難者への情報周知を支援する。

（３）写真・数量・契約等の記録の開始

広報に用いる文例は資料 14 を参照する。

市町村等の実施主体は、発災当初から被災状況、作業前・中・後の写真、場所・日付、処理数量、作業日報、契約・支払書類等を記録する。計量が困難な場合は、体積、台数等による算定根拠を残す。業務、場所及び契約ごとに整理し、他部局の事業との重複計上を防ぐ。

（４）県による補助制度の周知と相談対応

県は、国の補助制度、当該災害の通知、必要資料及び提出期限を市町村へ周知する。市町村からの疑義を整理し、国との相談・調整を行う。

市町村は財政・契約担当と連携し、予算と申請資料の準備を進める。

県が受託する場合は、対象経費と申請・精算の分担を事前に確認する。

表 4-18　住民広報と財政支援の準備の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・共通情報の提供と広域的な周知を支援する。	・地域の排出・受付情報を更新し、相談と返還に対応する。	・情報には更新日と問合せ先を付し、変更を速やかに伝える。
・制度情報を周知し、共通の疑義を国と調整する。	・発災当初から証拠資料を保存し、予算・申請を準備する。	・補助対象、申請主体及び必要資料は当該災害の通知で確認する。

【留意事項】

補助率や対象経費を過去の災害と同一と決め付けない。記録整理は査定直前まで待たず、現場作業と並行して行い、第５章の申請・精算業務へ引き継ぐ。

徳島県災害廃棄物処理計画

第５章

復旧・復興期

第５章　　復旧・復興期

復旧・復興期は、応急対応期に着手した災害廃棄物処理を継続し、公費解体、処理・再資源化、広域処理等を本格化して、処理の完了と通常体制への移行につなげる時期である。県及び市町村は、処理量、残量、業務量及び地域の復旧状況を継続して把握し、体制、工程、処理先及び財源を見直す。

災害廃棄物の処理主体は引き続き市町村であり、県は技術的支援、情報集約、市町村間・県外との広域調整等を行う。ただし、県が地方自治法に基づく事務委託等を受けた場合は、規約等で定めた範囲に限り県が処理業務を実施する。応急対応期と復旧・復興期は、業務ごとに連続しており、一律の時点で切り替わるものではない。

１．継続的な処理体制と受援

県及び市町村は、災害廃棄物処理の長期化と通常業務の再開を見据え、処理の進捗や業務量に応じて体制を見直す。また、必要な人員と専門性を継続して確保できるよう、応援職員の受入れと交代時の引継ぎを進める。

（１）県・市町村の体制見直し

市町村は、災害廃棄物の処理の進捗、公費解体の申請件数、仮置場の運営状況等を踏まえ、必要な業務と人員を整理する。その結果に応じて、専任職員の配置、庁内の業務分担及び民間事業者への委託範囲を見直し、通常業務と災害廃棄物処理を並行して実施できる体制を整える。

県は、市町村ごとの業務量、人員の不足状況及び支援ニーズを把握し、県の支援体制を見直す。また、業務の緊急性や処理の進捗を踏まえ、支援する市町村、業務及び人員の配分を調整する。

（２）中長期の人員確保と応援職員の引継ぎ

市町村は、継続して支援が必要な業務について、必要な人数、専門分野及び支援期間を整理し、県へ相談・要請する。県は、その内容を踏まえ、派遣元の自治体等と中長期の職員派遣や応援の継続について調整する。

市町村は、応援職員の交代時に、業務の進捗、未処理案件、契約内容、判断の経緯、関係者の連絡先及び今後の予定を記録した引継資料を用意し、前任者と後任者の間で共有する。

短期の応援職員から中長期の派遣職員等へ移行する場合も、担当業務と責任の範囲を明確にし、対応が途切れないよう引継ぎを行う。

県は、派遣元の自治体等と交代時期や支援期間を調整する。

【参　考：令和６年能登半島地震における支援・受援体制（抜粋）】

令和６年能登半島地震では、石川県内の被災６市町を中心に、環境省職員、災害廃棄物処理支援員（人材バンク）、D.Waste-Net、全国の自治体職員等による支援が行われた。

一方、被災自治体では、多数の応援職員の受入調整に加え、公費解体、契約事務、災害廃棄物処理等への対応が重なり、受援体制の確保が課題となった。

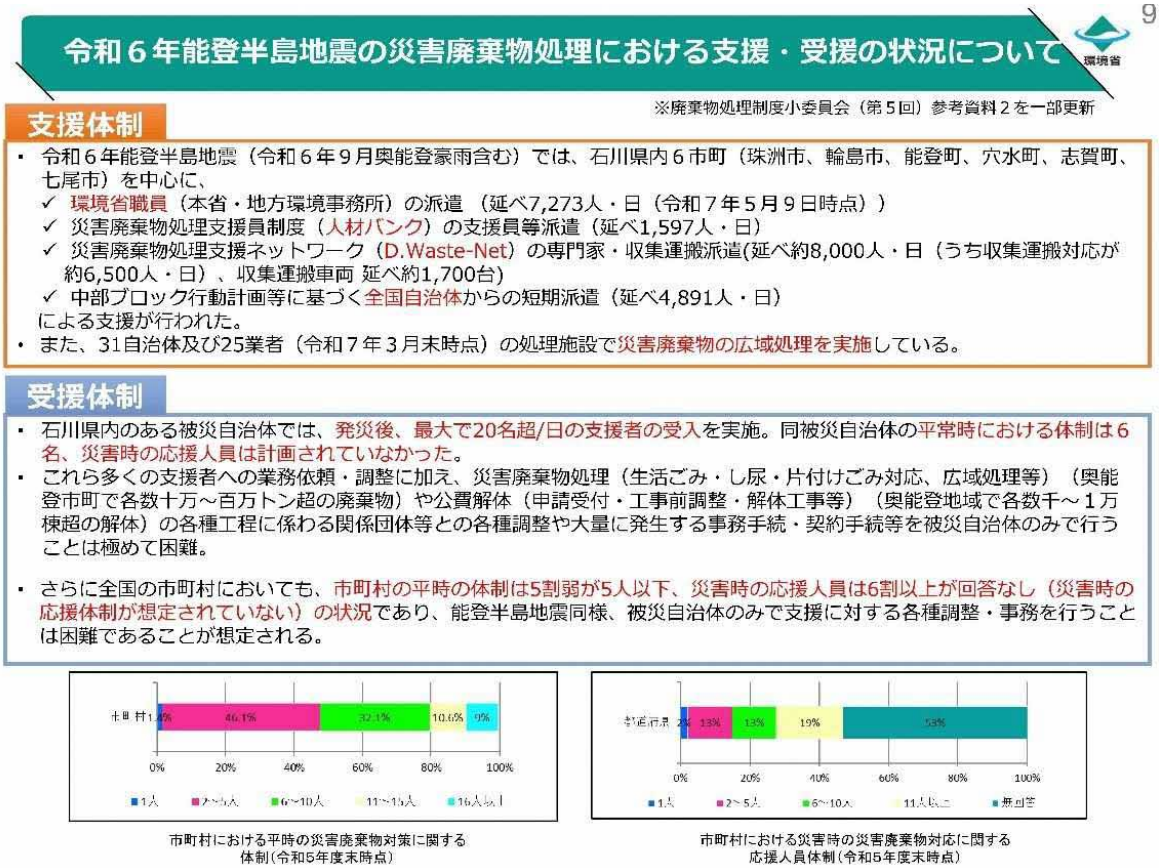

出典：「（説明資料）第４回令和６年度災害廃棄物対策推進検討会等における委員御意見に対する回答」（令和７年６月３日）（環境省）　Ｐ９

＜教　訓＞

南海トラフ巨大地震等により複数の市町村が同時に被災した場合、県は、市町村別の業務量と不足人員を把握し、国、応援自治体、関係団体との調整窓口を整理する必要がある。また、応援職員の交代時には、担当案件、判断経緯、未処理事項等を引き継ぐ体制を確保する。

（３）国・関係団体等との継続的な調整

県は、市町村の支援ニーズの変化を中国四国環境局、応援自治体及び関係団体等と共有し、支援内容と期間の見直しを調整する。専門的な助言等が必要な場合は、D.Waste-Net や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の活用について、中国四国環境局と相談する。

市町村は、支援を受けている業務の進捗と今後の見通しを県及び応援側へ伝える。県は、市町村が必要な業務を継続できることを確認しながら、支援の継続、縮小又は終了を関係者と調整する。

表 5-1　継続的な処理体制と受援の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・市町村の処理進捗と業務量を把握し、県の支援体制を見直す。 ・支援が集中する地域には連絡調整担当を置く。	・専任組織、庁内分担、委託及び一部事務組合等との体制を見直す。 ・通常業務との要員配分を調整する。	・公費解体、仮置場運営、契約・査定事務等の業務量が長期化する場合
・中長期派遣、専門職及び関係団体の支援を調整する。 ・派遣元と支援期間・交代時期を確認する。	・必要な職種、人数、担当業務及び期間を整理して県へ要請する。 ・受入責任者と執務環境を確保する。	・短期応援で継続が困難、又は建築・土木・契約等の専門性が不足する場合
・国、他都道府県、D.Waste-Net、人材バンク及び協定団体等との調整を継続する。	・応援職員に案件一覧、手順、連絡先及び判断経緯を引き継ぐ。 ・独自に受け入れた支援も県へ共有する。	・交代前に引継期間を確保し、未処理事項と期限を明確にする。

２．発生量の更新と進捗管理

市町村は、災害廃棄物の処理実績や公費解体の進捗等を踏まえ、処理が必要な総量と残量を継続して見直す。県は、市町村ごとの情報を集約し、処理の遅れや課題を把握するとともに、必要な支援を調整する。

（１）市町村による処理見込み量・実績の更新

市町村は、仮置場への搬入量、処理施設での処理実績、公費解体の進捗等を基に、廃棄物の種類別に処理見込み量、処理済量及び未処理量を更新する。未処理量には、仮置場等で保管している量に加え、今後の片付けや解体等に伴って搬入される見込み量を含める。（資料５参照。）

数量の整理に当たっては、計量記録等による実測値と推計値を区別し、集計時点、対象範囲及び算定方法を明記する。また、仮置場間の移動や処理施設への搬出量を重複して計上しないよう確認し、更新した情報を県へ報告する。

（２）県による市町村別進捗の集約

県は、市町村から報告された処理見込み量、処理済量及び未処理量を、集計時点や数量の定義を確認した上で、市町村別・廃棄物種類別に集約する。その結果を基に、県全体の処理の進捗と完了までの見通しを把握する。

県は、集約した情報を市町村及び中国四国環境局と共有し、広域処理や継続的な支援の調整に活用する。県が受託して処理する業務については、市町村の報告との重複や計上漏れが生じないよう、集計範囲を確認する。

（３）遅延要因の把握と追加支援の調整

市町村は、実行計画の工程と実際の進捗を比較し、処理の遅れやそのおそれがある場合は、原因と必要な対応を整理する。収集運搬車両や人員の不足、仮置場での分別・搬出の停滞、処理先の不足、公費解体の進捗等を確認し、自ら対応できる事項は改善を進め、追加支援が必要な事項は県へ相談・要請する。

県は、市町村と遅延要因を共有し、必要に応じて、応援人員・車両・資機材の確保、処理先の追加及び専門的な助言等を関係機関と調整する。県及び市町村は、対応後の進捗を確認し、なお遅れが見込まれる場合は、処理体制や工程の見直しにつなげる。

表 5-2　発生量の更新と進捗管理の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・集計項目、基準日及び報告様式を市町村と共有する。 ・市町村別・圏域別の進捗を定期的に集約する。	・搬入量、解体量、処理量、再生利用量、最終処分量及び残量を集計する。 ・推計値と実績値を区分して県へ報告する。	・同一の廃棄物を搬入量と解体量等で重複計上しない。計量票・日報等と整合させる。
・処理実行計画の工程と実績を比較し、遅延のおそれを把握する。	・月別又は必要な頻度で処理見通しを更新し、完了見込みを確認する。	・処理実績が計画を下回る、仮置場の残量が減少しない、解体待ちが増加する場合
・遅延要因を整理し、追加の処理先、輸送力、人員及び技術支援を調整する。	・工程別の遅延要因と必要な支援を県へ伝える。 ・改善措置を実施し、効果を確認する。	・施設停止、受入制限、契約遅延、分別不良、車両・人員不足等を工程別に確認
・県全体の処理量・残量・再生利用状況を国と共有する。	・公表値の基準日、対象及び更新履歴を管理する。	・公表資料と補助申請・契約・実績資料の数値に差がある場合は理由を記録

【留意事項】

- 進捗管理の単位をそろえる

  重量、体積、台数等が混在する場合は換算方法を示す。仮置場間の移動は処理実績に含めず、搬出先での受入れを確認する。

【参　考：令和６年能登半島地震における発生量の見直し（地震）】

石川県では、被害状況や公費解体の申請状況の把握が進むにつれて、災害廃棄物発生推計量を段階的に見直した。令和７年７月の改定では、各市町の実際の処理実績や解体見込棟数を踏まえ、県全体の発生推計量を当初の約 244 万トンから約 409 万トンに更新した。

3.3 災害廃棄物発生推計量の見直し

災害廃棄物の発生推計量は、加速化プラン【R7.1】までは、実行計画と同様に、環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【14-2】p2 等に基づいて行ってきた。

今回の改定の災害廃棄物発生推計量は、各市町が、実際の処理実績や解体見込棟数を踏まえて見込んだものであり、県全体として、次のとおり見直した。

(1) 令和６年能登半島地震

見直した災害廃棄物発生量について表 3-5 に示す。

表 3-5 災害廃棄物発生推計量の推移及び見直し（地震）【R7.7】

市町名	災害廃棄物発生推計量（t）				左記の推計方法
	【R6.2】*1	【R6.8】*2	【R7.1】*2	【R7.7】*2	
珠洲市	575,800	756,535	838,120	**807,878**	実績等を基に推計
輪島市	349,000	932,990	1,057,033	**1,197,680**	〃
能登町	313,100	287,739	410,100	**344,793**	〃
穴水町	274,700	254,279	278,385	**258,925**	〃
七尾市	497,800	362,360	632,071	**800,260**	〃
志賀町	289,500	476,656	502,381	**365,254**	〃
中能登町	52,700	82,821	83,011	**100,817**	〃
羽咋市	17,700	47,279	57,077	**76,274**	〃
宝達志水町	800	15,121	19,699	**17,891**	〃
かほく市	18,000	19,247	21,940	**20,433**	〃
津幡町	100 未満	5,685	6,645	**6,364**	〃
内灘町	48,500	48,166	57,056	**58,780**	〃
金沢市	500	18,310	24,636	**21,761**	〃
野々市市	100 未満	—	—	**—**	—
白山市	100	—	—	**—**	—
川北町	100 未満	—	—	**—**	—
能美市	200	3,409	1,710	**2,018**	処理実績
小松市	700	5,326	7,201	**8,196**	実績等を基に推計
加賀市	900	4,798	4,733	**3,342**	処理実績
合計	2,440,200	3,320,720	4,001,798	**4,090,666**	

＊１：石川県災害廃棄物処理実行計画　　＊２：公費解体加速化プラン

［出典：石川県「公費解体加速化プラン」（令和７年７月 31 日改定）］

＜教　訓＞

県は、発災当初の推計値を固定せず、市町村の被害認定、公費解体の申請状況及び実際の処理量等を踏まえ、発生量を適宜更新する必要がある。また、市町村別の計画と実績を比較し、処理の遅れが生じる場合には、その要因を把握した上で、必要な人員、運搬能力及び処理先の確保・調整につなげることが重要である。

３．処理実行計画の見直し

市町村は、災害廃棄物の処理見込み量や処理実績、施設の復旧状況等を踏まえ、処理実行計画を見直す。県は、市町村の見直しを支援するとともに、県全体の処理方針や広域処理の調整内容との整合を図る。

（１）処理フロー・処理期間・処理先の見直し

市町村は、廃棄物の種類別の未処理量、今後の搬入見込み量及び処理先の受入可能量を確認し、現在の処理方法と体制で計画した期間内に処理を完了できるか検討する。その結果を踏まえ、分別・再資源化の方法、処理先への振分け、収集運搬体制及び処理工程を見直し、処理実行計画に反映する。（資料 11 参照。）

処理先の変更や追加が必要な場合は、市町村は、受入施設と廃棄物の種類・性状、受入可能量及び搬入条件を確認する。市町村単独で調整が困難な場合は、県へ支援を相談・要請する。処理期間を変更する場合は、その理由と処理完了までの工程を明確にする。

（２）市町村計画と県全体の処理方針の調整

市町村は、処理実行計画の見直しに当たり、処理先、搬出量、処理期間等の変更案を県へ共有する。特に、他市町村と共通の施設を利用する場合や県外での処理を予定する場合は、受入先の能力や他市町村の処理への影響を踏まえて調整する。

国や県は、市町村の変更案と県内外の受入状況を確認し、処理先への振分けや搬出時期等を関係市町村及び受入側と調整する。その結果を市町村へ伝え、各市町村の処理実行計画と県全体の処理方針に反映する。

表 5-3　処理実行計画の見直しの役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・発生量、処理能力、広域調整及び制度情報を提供し、見直しを支援する。	・実績と最新の被害・解体見込みを反映し、処理フロー、期間、処理先及び事業費を見直す。	・発生量又は処理能力の大幅な変化、処理完了時期の変更、重要な処理先の変更
・市町村計画相互の条件を確認し、県全体の処理方針と調整する。	・仮置場、公費解体、広域処理、仮設処理施設及び財政措置の工程を一体的に整理する。	・一部工程だけを変更して他工程との不整合が生じないよう確認
・県外受入先、輸送条件及び国の支援方針の変更を市町村へ共有する。	・重要な変更は庁内、議会、住民及び関係事業者への説明方法を整理する。	・処理期間、住民負担、搬出先又は事業費に重要な影響がある場合

４．生活ごみ・し尿等の処理継続

市町村は、避難所の集約・閉鎖や住民の帰宅、処理施設の復旧状況に応じて、生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の収集・処理体制を見直し、生活環境の保全に必要な処理を継続する。県は、市町村の対応状況を把握し、収集運搬の応援や代替処理先の確保に係る調整を行う。

（１）生活ごみ・避難所ごみの収集体制の見直し

市町村は、避難所の集約・閉鎖、仮設住宅への入居及び住民の帰宅状況を関係部局と共有し、ごみの発生場所と量の変化に応じて、収集場所、収集頻度、運搬経路及び車両・人員の配置を見直す。一部事務組合等が処理施設を管理する場合は、施設の稼働状況と受入可能量を確認し、収集運搬と処理の調整を行う。（資料７参照。）

収集方法を変更する場合は、変更内容と開始日を住民及び避難所管理者へ事前に周知する。また、片付けごみや解体廃棄物の収集運搬と調整し、生活ごみ・避難所ごみの収集が滞らない体制を確保する。

（２）し尿・使用済み携帯トイレの処理継続調整

市町村は、防災・上下水道部局等と連携し、仮設トイレの利用状況、上下水道の復旧状況及び水洗便所の使用再開状況を把握する。その結果に応じて、し尿の収集場所、収集頻度及び処理先を見直す。仮設トイレを撤去する場合は、利用者の代替となるトイレが確保されていることを確認し、残存するし尿の収集、清掃及び撤去の日程を関係者と調整する。（資料８参照。）

使用済み携帯トイレは、液状のし尿とは収集・処理経路を分け、受入施設と確認した分別・梱包・搬入条件に従って処理する。

市町村は、避難所や在宅避難者等による利用が続く間、保管方法、排出場所及び回収日程を周知し、回収を継続する。

道路の寸断等により使用済み携帯トイレ等の回収が長期にわたり困難となる地域では、市町村は、防災部局、避難所管理者等と連携し、一時保管場所の衛生管理、保管量及び回収の必要量を継続して把握する。また、道路等の復旧状況を踏まえ、保管場所や回収方法を適宜見直す。

（３）生活ごみ・し尿等の代替処理先の確保と広域支援の継続調整

県は、市町村及び施設管理者から、生活ごみ・し尿等の収集・処理状況、処理施設の復旧見通し並びに不足する車両・人員及び処理能力を把握する。また、孤立地域等における使

用済み携帯トイレの保管状況や回収困難量についても把握し、市町村単独での対応が困難な場合は、関係部局、道路管理者、関係自治体、収集運搬・処理事業者及び中国四国環境局等と連携し、代替輸送手段、収集運搬車両及び処理先の確保・調整を行う。

処理施設の復旧や収集体制の回復に伴い、支援の縮小又は終了を検討する場合は、県は、市町村が継続して収集・処理を行えることを確認し、応援側や受入施設と通常の処理体制への移行時期を調整する。

表 5-4　生活ごみ・し尿等の処理継続の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・避難所・施設の状況と不足資源を把握し、収集車両、人員及び代替処理先を調整する。	・避難所の統廃合と在宅避難者の状況を反映し、収集場所、頻度及びルートを見直す。	・避難者数、避難所の開閉、道路状況及び通常ごみの排出量の変化
・施設復旧への技術支援と代替処理の継続・縮小を調整する。	・施設の復旧状況と処理能力を確認し、代替処理から通常処理へ段階的に移行する。	・一時的な復旧で過負荷とならないよう、試運転・受入条件を施設管理者と確認
・孤立地域の保管状況と回収困難量を把握し、代替輸送手段、収集運搬体制及び処理先の確保を支援する。	・使用済み携帯トイレの密閉・分別・一時保管、保管量の把握、回収方法の見直しを行う。	・道路寸断等により定期回収ができない場合、保管場所の容量が不足する場合、悪臭・漏出等の衛生上の支障が生じた場合

５．収集運搬と仮置場の管理

市町村は、片付けごみの排出状況や公費解体の進捗に応じて、収集運搬体制と仮置場の運営方法を見直す。また、仮置場への搬入量、搬出量及び保管量を把握し、処理先への搬出を計画的に進める。県は、市町村の対応状況を把握し、必要な車両・人員・資機材及び処理先の確保を支援する。

（１）市町村による収集運搬体制の見直し

市町村は、地域に残る片付けごみ、住民からの収集依頼及び公費解体の予定を確認し、廃棄物の種類と量に応じて、収集車両、人員、収集頻度及び運搬経路を見直す。自ら搬出することが困難な住民については、福祉部局や社会福祉協議会等と情報を共有し、必要な搬出・収集支援を調整する。

また、解体現場から仮置場への搬入と、仮置場から処理施設への搬出が滞らないよう、解体業者、収集運搬業者及び受入施設と、運搬量や日程を調整する。収集方法や住民の搬入先を変更する場合は、変更内容と開始日を事前に周知する。

（２）仮置場の搬出促進・保管量の管理

市町村は、仮置場ごとに廃棄物の種類別の搬入量、搬出量及び保管量を記録し、今後の搬入見込みと利用可能な保管スペースを確認する。保管量の増加により分別作業や車両の通行、安全確保に支障が生じるおそれがある場合は、搬出頻度の増加、処理先の追加及び場内配置の見直し等を行う。（資料９参照。）

搬出に当たっては、受入施設の条件に応じて分別・選別を行い、搬出先と数量を記録する。腐敗や発熱等のおそれがある廃棄物は早期の搬出・処理を進め、長期間保管されている廃棄物については、搬出が進まない原因を確認して処理方法や処理先を調整する。

市町村は、仮置場の運営状況を踏まえ、搬入・搬出動線、周辺道路の交通状況、浸水・土砂災害等の危険性、地盤・排水条件、周辺住民への影響及び必要な保管面積等について、候補地選定時の想定と実際の利用状況との相違を検証する。検証結果を踏まえ、必要に応じて仮置場の配置や運営方法、代替候補地等を見直すとともに、今後の候補地選定及び仮置場運営計画に反映する。（資料９参照。）

（３）県による運搬・処理先・運営資源の調整

国や県は、市町村から、仮置場の保管量、搬出状況及び不足する車両・人員・資機材等を把握する。搬出や処理が停滞している場合は、市町村と原因を確認し、他市町村、関係団体及び中国四国環境局等と、運搬車両、重機、作業員及び処理先の確保を調整する。

複数の市町村で支援が必要な場合は、県は、仮置場の受入余力、周辺の生活環境への影響及び今後の搬入見込みを踏まえ、支援の優先順位と配分を調整する。支援後も搬出状況を確認し、必要に応じて支援内容を見直す。

県は、市町村における仮置場の運営状況及び候補地の適地性に係る検証結果を把握し、複数の市町村に共通する課題を整理する。また、仮置場の使用継続が困難な場合や代替候補地の確保に支障が生じる場合は、市町村からの相談・要請に応じ、関係部局、土地管理者及び関係機関等との調整や技術的な助言を行う。検証結果については、県内市町村と共有し、仮置場候補地の見直しや平時の備えの充実につなげる。

表 5-5　収集運搬と仮置場の管理の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・市町村別の搬出量、滞留量及び処理先の受入余力を把握する。	・片付けごみと解体廃棄物の発生見込みを踏まえ、車両、ルート及び搬出計画を見直す。	・仮置場の残余容量、周辺交通、処理先の受入時間及び車両待機の状況
・不足する車両、運転手、重機及び運営人員を調整する。 ・広域輸送に必要な積替え・保管条件を確認する。	・搬入・搬出を計量し、品目別の保管量と滞留期間を管理する。 ・過積載や無許可搬出を防止する。	・搬出能力が搬入量を下回る場合は、受入制限だけでなく追加搬出先と輸送力を確保
・処理先の変更や仮置場の集約について技術的助言を行う。	・仮置場の集約・縮小計画を作成し、住民・運搬事業者へ変更を周知する。	・搬入量の減少、残量、原状回復の期間及び代替受入先を確認
・火災・環境対策の専門的支援と必要な資機材を調整する。	・堆積高さ、温度、離隔、飛散・粉じん、騒音、排水及び交通安全を継続して管理する。	・可燃物の長期保管、発熱・発煙、悪臭、汚水又は周辺からの苦情が生じた場合は早期搬出
・仮置場の適地性・運営上の課題を集約し、代替候補地の確保や運営方法の見直しを支援する。	・動線、道路、災害リスク、地盤・排水、周辺環境、必要面積等を検証し、候補地や運営計画を見直す。	・想定以上の搬入量、交通障害、浸水・排水不良、周辺環境への影響等が生じた場合

６．公費解体・撤去の実施

市町村は、当該災害に適用される制度と実施方針に基づき、損壊家屋等の公費解体・撤去を進める。申請受付から審査、契約、施工及び完了までの進捗を管理し、所有者等への説明と解体廃棄物の適正処理を行う。県は、制度情報の提供、専門人材の確保及び関係機関との調整により、市町村の実施を支援する。

（１）市町村による申請受付・審査・同意確認

市町村は、申請窓口を設け、対象となる家屋等、申請期限、必要書類及び手続の流れを住民へ周知する。受け付けた申請については、被害状況、所有関係及び解体・撤去の対象範囲を確認し、公費解体・撤去の対象となるか審査する。（資料 15 参照。）

所有者その他の権利関係者について必要となる同意等を確認し、相続、共有、所有者不明等により判断が困難な案件は、通常の案件と区分して管理し、法務担当や専門家と対応を検討する。また、不足書類や確認事項を申請者へ具体的に伝え、審査の進捗、未解決事項及び対応期限を案件ごとに記録する。

市町村は、公費解体・撤去を円滑に実施するため、申請受付から審査、現地調査、積算・発注、施工、完了確認及び支払に至る一連の事務処理について、各段階の担当部署、確認事項及び必要書類を明確にする。また、案件番号等により進捗状況を一元的に管理し、手続が停滞している場合は、その原因を把握して関係部署と対応を調整する。

公費解体・撤去に係る基本的な事務処理の流れ及び主な確認事項を次表に示す。

表 5-6　公費解体・撤去に係る基本的な事務処理

段　階	実施内容	主な確認事項
① 実施方針・体制整備	実施要綱、受付窓口、業務分担、発注方法等の決定	制度の対象、対象家屋、申請期間、必要人員、相談体制
② 申請受付	申請書類の受付、案件番号の付与	申請者、建物所在地、被害認定、必要書類の不足
③ 審査・同意確認	対象判定、所有・権利関係の確認	所有者、共有者、相続人等の確認、必要な同意、他制度との重複
④ 現地調査・積算	解体範囲、施工条件、工事費の確認	敷地境界、残置物、隣接建物、石綿、搬出経路
⑤ 発注・契約	解体工事の発注、契約締結	仕様書、施工能力、工程、費用、廃棄物の搬出先
⑥ 解体・撤去	安全対策、分別解体、廃棄物の搬出	施工状況、石綿対策、処理先の受入条件
⑦ 完了確認・支払	工事完了確認、支払、実績整理	施工前後写真、処理実績、契約・変更・検査・支払記録

［「公費解体・撤去マニュアル（第７版）」（環境省）より作成］

表 5-7　公費解体における主な課題と対応の目安

主な課題	市町村が確認する事項	対応・相談先
所有者不明	登記情報、固定資産関係情報等、所有者確認の経過	財産管理制度等の活用を法務担当・専門家と検討
相続・共有	相続人、共有者、権利関係、同意取得状況	法務担当、司法書士、弁護士等
同意取得困難	不同意の理由、建物の危険性、適用可能な制度	「公費解体・撤去マニュアル」（環境省）に示された取扱い（建物性の喪失、所有者不明建物管理制度、宣誓書方式等）の適用※を、法務担当や専門家と検討する。
石綿含有の疑い	事前調査の実施状況、建材、施工条件	建築部局、解体業者、専門調査者等
解体工事の遅延	申請・審査の滞留、施工班、搬出先、契約状況	市町村からの支援要請に応じ、県は国、応援自治体及び建設関係団体等と専門人材や施工体制の確保を調整する。
解体廃棄物の搬出停滞	仮置場の残余容量、受入施設の能力、運搬車両	市町村単独で処理先を確保できない場合、県は必要な処理量、廃棄物の種類及び搬出時期を確認し、関係自治体や処理事業者等との広域調整を行う。

※：「公費解体マニュアル」（環境省）の「３．公費解体・撤去等に係る関係者の同意の取得等に関する手順等」を参照。

（２）契約・施工・石綿対策・完了確認

市町村は、解体・撤去の対象と範囲、廃棄物の分別方法、搬出先及び安全対策等を仕様書等に明記し、契約手続を進める。施工前には、申請者や施工業者等と現地を確認し、敷地境界、残す構造物、残置物の取扱い及び周辺への影響を共有する。

施工業者は、関係法令に基づく石綿の事前調査及び必要な飛散防止措置等を実施し、分別解体と適正な収集運搬・処理を行う。市町村は、調査結果、施工状況及び搬出・処理記録を確認するとともに、仮置場や処理施設の受入状況に応じて施工・搬出日程を調整する。

施工後は、市町村が契約内容に基づく完了確認を行い、申請者への説明及び必要な確認を実施する。施工前後の写真、施工記録及び処理実績等は、案件ごとに整理して保存する。

（３）県による専門人材支援と進捗把握

県は、市町村ごとの公費解体の申請受付、審査、契約、着工及び完了の状況を定期的に把握し、各工程における未処理件数、処理の停滞状況及び完了見込みを整理する。また、複数の市町村で共通する課題や、処理工程の遅延につながる要因を把握し、必要な支援内容と優先順位を検討する。

市町村において、所有者不明、共有・相続等に係る権利関係の確認、専門職員の不足、解体工事の発注・施工体制の確保等が課題となる場合、県は、市町村からの相談・要請に応じ、庁内関係部局、国、応援自治体及び関係団体等との連絡調整を行う。また、制度の適用や事務処理に関して市町村に共通する課題については、国への確認結果や対応事例を整理し、県内市町村へ情報提供する。

さらに、公費解体の進捗に伴い、解体廃棄物の搬出・処理に支障が生じる場合は、市町村ごとの解体予定棟数、廃棄物発生見込み量及び処理先の受入状況等を把握し、広域的な処理先や輸送手段の確保を調整する。県は、これらの支援・調整結果を市町村と共有し、公費解体の工程管理及び災害廃棄物処理実行計画の見直しにつなげる。

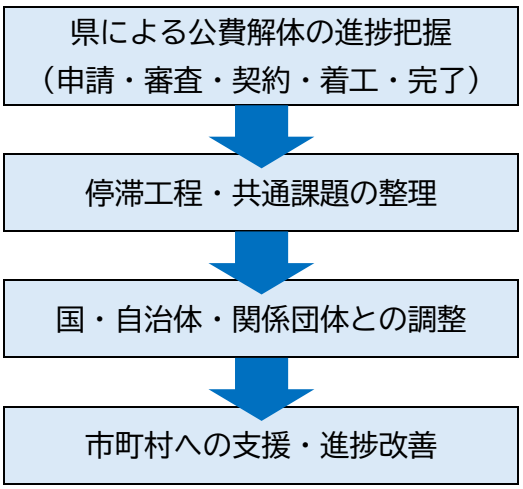

図　5-1　県による公費解体の進捗管理及び支援・調整の流れ

【参　考：令和６年能登半島地震における公費解体の進捗管理（抜粋）】

令和６年能登半島地震では、石川県と環境省が「公費解体加速化プラン」を策定し、解体見込棟数や完了目標を設定した。また、県及び市町の工程管理会議を通じて、解体工事の進捗状況や課題を共有し、関係団体と連携して解体体制の強化を図った。

この事例は、県が市町村ごとの進捗を把握し、課題の共有、関係機関との調整及び対応の改善を進める役割を示している。

（6）工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

市町による公費解体にかかる必要な体制を確保するとともに、工程管理会議などを通じた「縦横連携」※の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底する。

また、チェックリストを活用し、事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進する。

※ 縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間のボトルネックの把握・改善
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開

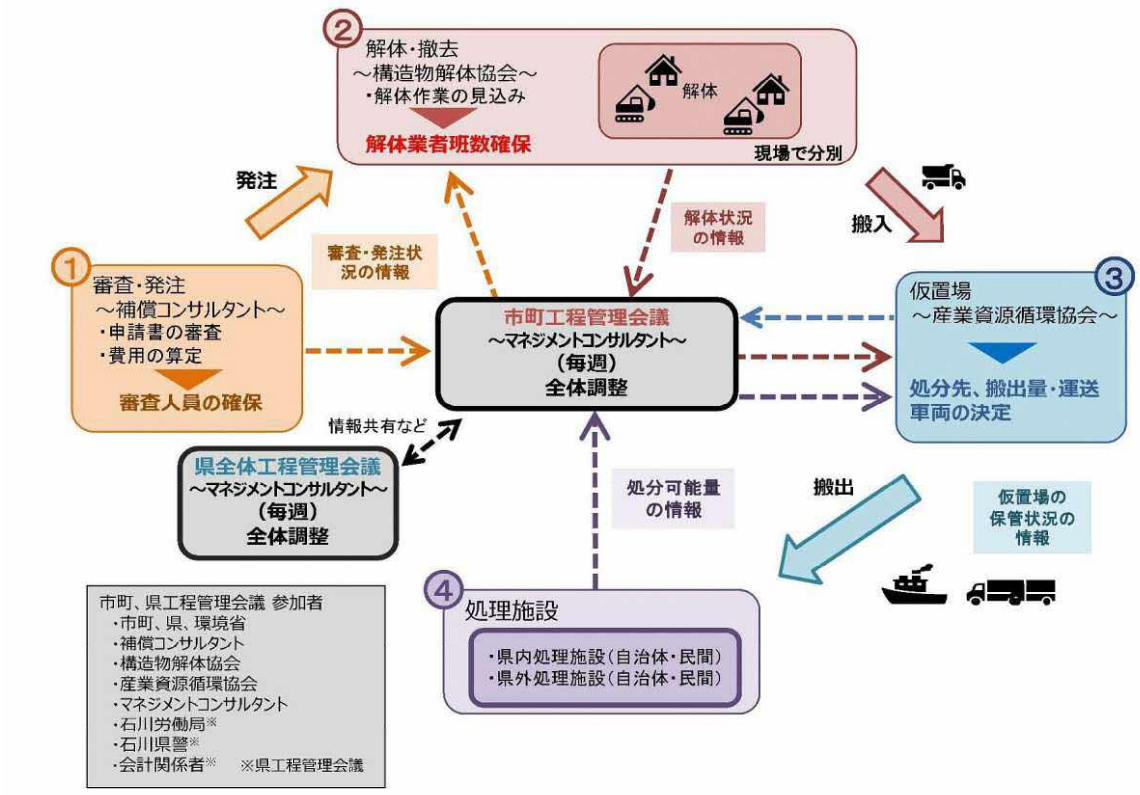

工程管理会議を通じた事業全体の進捗管理・情報共有

出典：「令和６年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画公費解体加速化プラン～公費解体見込棟数の見直しと対応～」（令和６年８月）Ｐ８

（４）自費解体の費用償還等への対応

市町村は、所有者等が自ら実施した解体・撤去について費用償還を行う場合、当該災害に適用される制度に基づき、対象となる家屋等、工事の範囲、対象期間、必要書類及び償還額の算定方法を定め、住民へ周知する。特に、施工前後の写真や契約・支払関係書類等については、解体後に確保することが難しいものがあるため、早期に案内する。

市町村は、提出書類により工事内容、実施状況及び支払額等を確認し、対象となる費用と償還額を審査する。申請者には、支払った費用の全額が償還されるとは限らないことを含め、算定方法と審査結果を説明する。

県は、対象範囲や必要書類等について判断が困難な事項を国へ確認し、市町村の審査及び住民説明を支援する。

【参　考：自費解体活用の円滑化】

2(3). 解体工事体制の充実・強化

環境省 Ministry of the Environment

自費解体の活用の円滑化

■「公費解体が原則」の方針

「公費解体と自費解体をクルマの両輪で進める」方針に変更

- 自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～の策定（環境省・石川県）
  - ・**自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き**（全国版）（環境省）
  - ・**石川県お役立ち情報**（石川県）
- 解体廃棄物の処理先について、情報提供
- 積替え保管施設や処分施設の設置の働きかけ

手引き

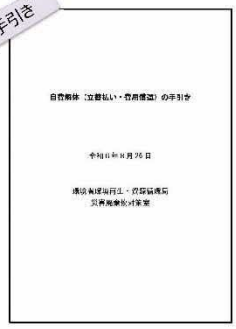

お役立ち情報



県ＨＰ



5

「自費解体ガイド　～解体費用の立替えと払戻し～」　について

環境省 Ministry of the Environment

全壊・半壊家屋等の所有者等が公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）の費用を立替え、市町から払戻しを受ける場合（費用償還）について、その事務が円滑に実施されるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報等を石川県及び環境省が連携して整理

自費解体ガイド
～解体費用の立替えと払戻し～

□「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」（環境省作成）及び「石川県お役立ち情報」（石川県作成）の内容について、わかりやすく整理

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き

環境省作成

- 費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順や、市町村・申請者における留意事項等を示すとともに、よくある質問や申請書・見積書の標準様式を掲載

・費用償還について
・費用償還の手続きフロー
・費用償還の留意事項
・費用償還の算定方法
・よくある質問
・参考資料

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）石川県お役立ち情報

石川県作成

- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形や、各市町の案内状況、費用償還の実施例、解体工事が実施可能な事業者、県内の産業廃棄物処理施設などの情報を掲載

・自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形
・各市町における自費解体の案内状況
・自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例
・解体工事ができる事業者
・県内の産業廃棄物処理施設など

6

［出典：「令和６年能登半島地震における災害廃棄物処理について」（令和７年２月 27 日）石川県生活環境部］

表 5-8　公費解体・撤去の実施の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・国の制度・通知、参考様式及び留意事項を市町村へ共有する。 ・建築・土木・補償・契約等の専門人材を調整する。	・実施方針、要綱、申請書類、審査基準及び相談窓口を定める。 ・申請受付から完了までの案件管理表を整備する。	・制度の対象、申請期限、優先順位及び申請者負担を住民に分かりやすく示す。
・所有者不明、共有物、抵当権等の課題について関係部局・専門家との相談を支援する。	・建物の被害、所有・権利関係、同意及び他制度との重複を確認する。 ・必要に応じて現地調査・立会いを行う。	・緊急撤去と通常の公費解体を区別し、権利関係の確認経過を記録
・石綿対策、施工監理、安全管理及び廃棄物処理について技術的支援を行う。	・事前調査、積算、発注、施工、分別、計量及び完了確認を行う。 ・解体現場と仮置場・処理先の工程を調整する。	・石綿含有建材、危険物、地下構造物、隣接建物等の条件を着工前に確認
・申請、契約、着工、完了及び未処理件数を集約し、遅延要因を確認する。	・自費解体の費用償還等を行う場合は対象要件、必要書類、審査及び二重給付防止を定める。	・申請件数や施工班の不足により完了時期が遅れる場合は、発注方法と体制を見直す。

【留意事項】

- 発注と施工管理を分けて考える

  大量の案件を同時に進める場合は、受付・審査、積算・発注、施工監理、廃棄物処理及び支払の担当を明確にし、案件番号で資料を一元管理する。

- 制度変更を住民へ反映する

  国の取扱い又は市町村の要綱を変更した場合は、既申請者への影響を確認し、相談窓口、ホームページ等で速やかに知らせる。

- 公費解体の工程管理と共通課題への対応

  市町村は、公費解体の申請受付から完了までの進捗を工程別に管理し、権利関係の確認、専門人材の不足、施工体制の確保等により処理が停滞する場合は、その原因と必要な支援を整理して県へ相談・要請する。

  県は、複数の市町村に共通する課題を把握し、国の制度・通知や専門家の助言等を踏まえて対応方針を整理するとともに、必要な支援を関係機関と調整する。

７．処理・再資源化と最終処分

市町村は、災害廃棄物の種類と性状に応じて分別・処理を行い、再資源化と最終処分量の削減を進める。県は、市町村の処理状況と県内外の受入可能量を把握し、処理先や再生資材の利用先の確保を支援する。

（１）分別・中間処理・再資源化・エネルギー利活用

市町村は、木くず、コンクリートがら、金属くず等を分別し、受入施設の条件に応じて選別・破砕等を行った上で、再資源化施設等へ搬出する。混合状態の廃棄物については、性状と処理方法を確認し、可能な範囲で資源として利用できるものを回収する。（資料 11 参照。）

再生資材として利用する場合は、利用先が求める品質と安全性を確認し、利用量と搬出先を記録する。再資源化が困難な可燃物については、受入条件に適合する焼却施設で処理し、発電・熱利用が可能な施設ではエネルギーの有効利用を図る。

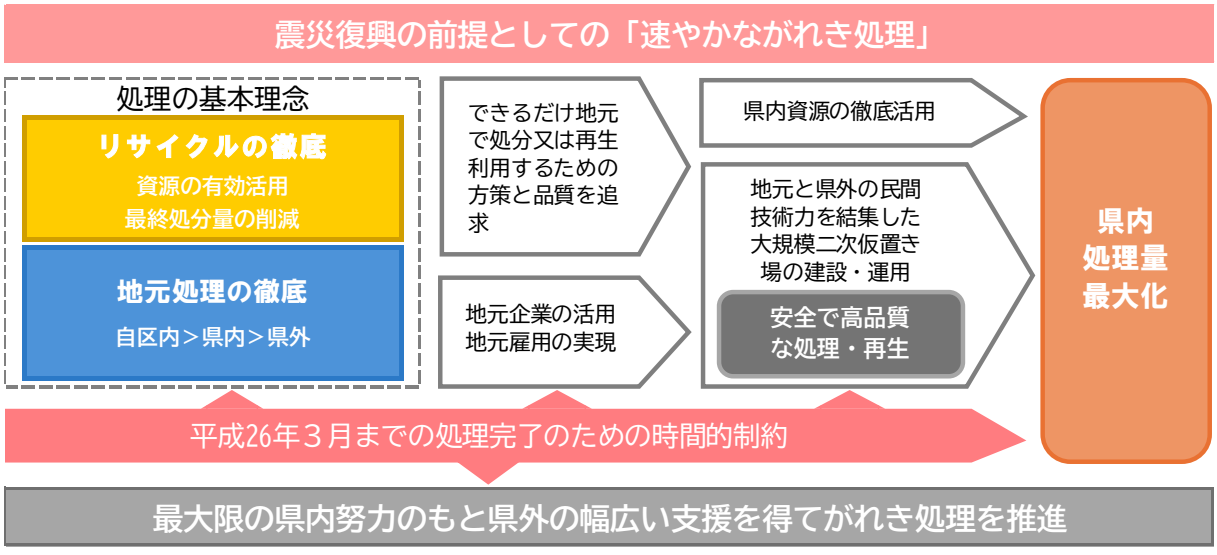

出典：「災害廃棄物処理業務の記録」（平成 26 年７月）（宮城県環境生活部震災廃棄物対策課）P228

図　5-2　がれき処理の方針

【参考：東日本大震災における再生資材の活用先】

東日本大震災では、宮城県が被災市町から受託した災害廃棄物処理において、コンクリートがらや再生土砂等の再生資材を製造し、主に県が復興事業等での活用先を調整した。一方、復興工事との工程が合わず、再生資材が仮置場に滞留する事例も生じた。また、焼却灰や不燃残さ等は、県内外の最終処分場で処分された。

ブロック及び処理区	用途	活用工事名	事業主体	再生資材	利用量（万トン）
気仙沼処理区	港湾・漁港	波路上漁港施設用地嵩上	県	コンクリートがら	6
	その他	二ノ浜道路改良工事	県	コンクリートがら	5
	その他	市内復旧事業	気仙沼市	コンクリートがら	8
	防災林	野々下海岸治山工事	林野庁	再生土砂、コンクリートがら	2
	仮置場	二次仮置場造成工事	県	コンクリートがら	10
	その他	復興関連事業	県、市	コンクリートがら、再生土砂、造粒固化物	117
南三陸処理区	港湾・漁港	志津川漁港南防波堤復旧工事	県	コンクリートがら	1
	港湾・漁港	漁港物揚場道路用地復旧工事	南三陸町	コンクリートがら	1
	その他	復興関連事業	県・町	コンクリートがら、再生土砂、造粒固化物	56
石巻ブロック	仮置場	石巻ブロック二次仮置き場造成事業	県	再生土砂、コンクリートがら	45
	その他	新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	石巻市	コンクリートがら	7
	その他	北上川下流河川工事事業	国土交通省	再生土砂	15
	港湾・漁港	石巻港区港湾埋立事業	県	再生土砂、造粒固化物等	117
	その他	復興関連事業	県・市・町	コンクリートがら 、再生土砂	36
宮城東部ブロック	その他	塩竈市事業	塩竈市	コンクリートがら、再生土砂、造粒固化物	3
	その他	七ヶ浜町事業	七ヶ浜町	コンクリートがら、再生土砂	9
	港湾・漁港	石巻港区港湾埋立事業	県	再生土砂、造粒固化物等	5
	港湾・漁港	仙台港区港湾埋立事業	県	再生土砂	5
名取処理区	その他	保安林復旧工事	林野庁	再生土砂	15
	その他	仙台湾南部海岸堤防災害復旧工事	国土交通省	再生土砂、コンクリートがら	11
	仮置場・その他	二次仮置き場造成工事、農地復旧工事	県	再生土砂	36
	その他	復興関連事業	県、市	コンクリートがら、再生土砂、造粒固化物	8
	公園	千年希望の丘整備事業	岩沼市	コンクリートがら、	53

出典：「災害廃棄物処理業務の記録」（平成 26 年７月）宮城県環境生活部震災廃棄物対策課　資料編 P40

＜教　訓＞

県は、災害廃棄物の再資源化を進めるに当たり、県土整備部局等と連携し、復旧・復興工事における再生資材の需要量、品質基準及び利用時期を調整する必要がある。

（２）最終処分先の確保と搬出管理

市町村は、再資源化が困難な不燃物や焼却灰等の処理残さについて、種類、性状及び見込み量を整理し、最終処分先を確保する。施設管理者とは、受入基準、受入可能量及び搬入時期を確認し、処理の進捗に応じて搬出量を調整する。

搬出に当たっては、廃棄物の種類、数量、搬出元及び搬入先を記録し、受入側の記録と照合して処分状況を確認する。市町村単独で処分先を確保できない場合は、不足する受入量と必要な時期を整理し、早期に県へ調整を要請する。

（３）仮設処理施設の設置・運営・撤去

市町村は、既存施設の活用や広域処理によっても予定期間内の処理が困難と見込まれる場合、県と協議し、仮設処理施設の設置の必要性を検討する。設置する場合は、市町村又は受託した県等の実施主体を明確にし、対象廃棄物、必要な処理能力、設置場所、稼働期間及び費用を整理する。

設置主体は、必要な手続、用地の使用条件及び周辺環境への影響を確認し、搬入・搬出計画と整合するよう施設を整備する。運営主体は、処理量、設備の稼働状況及び環境・安全管理の状況を記録し、処理の進捗に応じて運転計画を見直す。

処理終了後は、実施主体が残存廃棄物と設備を適正に処理・撤去し、土地所有者等と確認した条件に基づいて原状回復を行う。

（４）県による処理先・施設整備等の調整

国や県は、市町村の未処理量と今後の発生見込み、県内施設の稼働状況及び受入余力を把握し、県内外の自治体や民間事業者等と処理先を調整する。再生資材の利用については、関係部局や利用先と、必要な品質、利用可能量及び時期に関する情報を共有する。

仮設処理施設が必要な場合は、県は、複数市町村による共同利用の可能性も含め、設置・運営主体、施設の規模、整備工程及び費用負担を関係市町村と協議する。県が整備・運営を担う場合は、市町村との協議により受託範囲と役割分担を明確にして実施する。

【参　考：東日本大震災における県内処理施設の能力調整】

東日本大震災では、宮城県が市町村から受託した災害廃棄物処理において、処理区ごとの施設能力や処理量の変動により、目標期間内の処理完了が困難となる地域が生じた。このため、県は余力のある二次処理プラントを活用し、地元市町村との調整を行いながら、処理区間で合計約 23.6 万トンの災害廃棄物を連携処理した。

出典：「災害廃棄物処理業務の記録」（平成 26 年 7 月）（宮城県環境生活部震災廃棄物対策課）P228

表 5-9　処理・再資源化と最終処分の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・県内の処理・再資源化・最終処分能力と受入条件を把握し、市町村間・民間施設との調整を行う。	・品目・性状ごとに分別、中間処理、再資源化、焼却及び最終処分を進める。 ・受入条件に適合していることを確認する。	・処理前後の重量・性状・搬出先を記録し、処理フロー上の行先不明を生じさせない。
・公共工事等の関係部局へ再生資材の品質・数量・時期を共有し、利用を調整する。	・再生資材の品質を確認し、利用先、利用量及び保管期間を確保する。	・需要が確定しない資材を長期保管しない。品質基準と受入側の工程を確認
・最終処分場の残余容量と広域的な受入可能量を把握し、必要な調整を行う。	・再資源化できない残さ等の性状・量を確認し、適合する最終処分先へ搬出する。	・選別精度、塩分、有害物等により受入れが困難な場合は前処理・処理先を見直す。
・仮設処理施設の設置手続、技術、財政支援及び国との協議を支援する。 ・県が受託した場合は受託範囲で整備・運営する。	・仮設処理施設を設置する場合は、必要性、能力、用地、環境対策、許認可、運営及び撤去までを計画する。	・整備期間を含めて処理期間内に効果があるか、既存・広域処理と比較して判断

【留意事項】

- 再生利用は利用先まで確認する

  再生資材としての処理だけで完了とせず、品質管理、保管、利用先への引渡し及び利用実績を記録する。

８．広域処理と広域輸送の継続

市町村は、災害廃棄物の未処理量、今後の発生見込み及び地域内の処理能力を踏まえ、必要な広域処理を継続する。

県は、市町村の処理状況と県内施設の受入能力を把握し、市町村単独での処理が困難な場合は、県内市町村及び近隣県等との広域調整を行う。また、県内及び近隣地域の処理能力では対応が困難な場合は、国と連携し、全国的な広域処理に向けた調整を進める。

県及び市町村は、処理の進捗や受入施設の稼働状況等に応じて、広域処理の規模、搬出先、輸送方法及び実施期間を見直す。

（１）県内外の受入先と受入量の調整

市町村は、広域処理が必要な廃棄物の種類、性状、数量及び搬出希望時期を整理し、県へ伝える。

県は、市町村からの情報を集約し、県内処理施設の受入可能量、稼働状況及び今後の処理需要を確認した上で、県内市町村及び近隣県等との広域処理の可能性を検討する。受入先の調整に当たっては、受入可能量、受入期間、廃棄物の種類・性状及び搬入条件等を確認し、関係市町村の搬出量と搬出時期を調整する。

県内及び近隣地域の処理能力では対応が困難となり、全国的な広域処理が必要と見込まれる場合、県は、市町村別の未処理量、廃棄物の種類・性状、必要な受入能力及び搬出希望時期等を整理し、中国四国環境局を通じて環境省と情報を共有する。国が全国的な受入先の確保や自治体間の調整を行う場合は、県は、国の調整方針を踏まえ、関係市町村及び受入側との間で受入条件、搬出量、輸送方法、実施時期及び費用負担等を調整する。

市町村又は処理業務を受託した県等の実施主体は、調整された受入先と、分別・選別の程度、搬入車両、搬入時間及び受渡方法等の具体的な条件を確認し、広域処理に必要な契約等の手続を進める。廃棄物の性状や数量、受入施設の稼働状況等が変化した場合は、県及び市町村は受入側と情報を共有し、搬出計画を見直す。

表 5-10 全国的な広域処理に係る基本的な調整手順（案）

段　階	主　体	主な実施・確認事項
① 広域処理の必要性把握	市町村	未処理量、種類・性状、処理期限、必要な受入能力を整理する。
② 県内・近隣地域の能力確認	県	県内外の受入余力、不足する処理能力、搬出時期を確認する。
③ 国との全国調整の協議	県・国	必要な処理量等を共有し、全国的な受入調整の方針を協議する。
④ 全国的な受入先の調整	国・県・受入側	国による広域調整と連携し、受入量・条件・期間等を確認する。
⑤ 搬出・処理の具体化	市町村・県・受入側	実施主体、契約、費用負担、輸送方法、搬入日程を確認する。
⑥ 実施・進捗管理	市町村・県	搬出・受入実績、未処理量を確認し、必要に応じて再調整する。

（２）市町村等による搬出・輸送管理

市町村又は処理業務を受託した県等の搬出主体は、受入条件に適合するよう廃棄物を分別・選別し、必要な梱包等を行う。また、運搬事業者及び受入施設と、輸送経路、搬入日時、受渡方法並びに事故・遅延時の連絡先を確認する。

海上輸送や鉄道輸送を利用する場合は、港湾・鉄道等の関係事業者と、積替場所、荷役方法、使用する容器及び一時保管の条件を調整する。陸上輸送を含む各工程の担当と受渡しの時点を明確にし、搬出から受入れまでの状況を確認する。

搬出主体は、運搬事業者に飛散・流出等の防止措置を徹底させ、搬出量、搬入量及び搬入先を記録する。輸送の遅延や受入停止が生じた場合は、関係者へ速やかに連絡し、搬出の一時停止や日程変更等を行う。

県は、複数の市町村が同一の輸送経路、港湾施設又は受入施設等を利用する場合、搬出時期や輸送量の集中による支障が生じないよう、関係市町村、施設管理者及び輸送事業者等との調整を行う。また、広域輸送の停滞により仮置場等で廃棄物が滞留するおそれがある場合は、代替輸送手段や搬出日程の見直し等を関係機関と調整する。

【参　考：東日本大震災における鉄道コンテナを活用した広域輸送】

東日本大震災では、宮城県が処理を受託した女川町の災害廃棄物について、東京都の清掃工場等で広域処理を実施した。平成 24 年３月から平成 25 年３月までに約 3.1 万トンを受け入れ、輸送には鉄道コンテナを活用した。東京都及び東京都環境公社が受入施設との搬入条件や工程、運搬を調整し、搬出元では受入基準に適合するよう品質管理が行われた。

東京都は東北地方以外で全国に先駆けて本格受入れを表明し、受入施設との調整や放射性物質の測定・管理体制を整備した。この取組は、その後の広域処理の先行事例となった。

出典：「災害廃棄物処理業務の記録」（平成 26 年７月）（宮城県環境生活部震災廃棄物対策課）P234～235

（３）広域処理の縮小・終了に向けた調整

市町村は、未処理量と今後の発生見込みを確認し、地域内の施設で処理を継続できる見通しを県へ伝える。

県は、受入側及び関係市町村と、広域処理を縮小する時期、搬出量及び最終搬入日を調整する。

搬出主体は、最終搬入後の処理状況を受入側に確認し、搬出・受入数量、費用及び未完了事項を整理する。

広域処理の終了後も処理が必要な廃棄物については、処理先と対応する主体を明確にする。

県外の被災自治体から廃棄物を受け入れている場合は、県は、搬出側の処理の進捗と県内施設の受入状況を確認する。その上で、関係市町村及び施設管理者等と、受入れの継続、縮小又は終了を調整する。

国による全国的な調整を通じて実施した広域処理については、県は、市町村の処理進捗、広域処理の終了見込み及び受入先の状況を国と共有し、受入側及び関係市町村と終了時期や未処理分への対応を調整する。

表 5-11　広域処理と広域輸送の継続の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・県内外の受入先、受入量、品目、期間及び費用条件を調整する。	・広域処理が必要な量と品目を整理し、県へ相談する。 ・受入条件に適合するよう分別・前処理する。	・県内処理能力、処理期限、運搬距離、費用及び環境負荷を比較して判断
・受入自治体・施設、輸送事業者及び関係部局との調整窓口となる。	・搬出計画、車両・船舶・鉄道、積替え場所、経路、到着時刻及び緊急連絡を管理する。	・受入施設の保管容量と荷下ろし能力を超えないよう日量を調整
・輸送中の事故、天候、運休等に備えた代替手段と連絡体制を調整する。	・飛散・流出防止、積載量、運行・荷役の安全及び受入実績を確認する。	・輸送停止時に仮置場や積替拠点で滞留しないよう余裕容量を確保
・処理残量と県内施設の回復を踏まえ、広域処理の縮小・終了を受入側と調整する。	・契約量、搬出実績、残量及び未処理分の行先を確認し、広域搬出を段階的に終了する。	・受入側の通常処理への影響、契約・精算、残置物及び輸送資機材の返却を確認
・県内・近隣地域の処理能力が不足する場合、国と全国的な受入先確保について協議し、市町村別の搬出量、受入条件及び実施時期を調整する。	・全国的な広域処理が必要な廃棄物の種類、性状、数量及び搬出希望時期を整理し、県へ報告する。	・予定する処理期間内の完了が困難と見込まれる場合。

９．県による受託業務の実施

県は、市町村から事務の委託を受けた場合、規約等で定めた範囲に基づき、災害廃棄物の処理業務を実施する。県及び市町村は、受託業務と市町村が引き続き担う業務の分担を明確にし、処理数量、工程及び費用等の情報を共有して、処理の完了まで連携する。

（１）受託体制と市町村との分担確認

県は、受託業務に必要な人員を配置し、契約、施設整備、処理の監督及び市町村との連絡調整を担う体制を整える。県及び市町村は、対象となる廃棄物、実施する業務、引渡場所・条件、費用負担及び報告方法を確認する。（資料 16 参照。）

市町村は、県へ委託する業務と、自ら継続する収集運搬、公費解体、住民対応等の業務を整理し、それぞれの担当窓口を明確にする。また、今後の搬入量や解体予定等を県へ伝え、県の受入・処理工程と調整する。

（２）二次仮置場・仮設処理施設等の整備・運営

県は、受託した処理業務に必要な場合、二次仮置場や仮設処理施設等を整備する。整備に当たっては、対象廃棄物の種類・数量に応じて必要な面積と処理能力を定め、用地の使用条件、搬入・搬出経路、周辺環境への影響及び必要な手続を確認する。（資料 6 参照。）

県は、市町村及び運搬事業者に受入品目、分別条件、搬入量及び搬入時間等を示し、計画的な搬入を調整する。運営に当たっては、搬入物の確認、選別・処理、保管量の管理及び環境・安全対策を行い、受入状況と処理の進捗を関係市町村へ共有する。

（３）県の受託業務に係る処理実行計画の見直し

県は、市町村から受託した処理業務について、処理実績、未処理量、施設の稼働状況及び今後の搬入見込みを確認し、必要に応じて処理実行計画を見直す。

見直しに当たっては、委託元の市町村と廃棄物の引渡時期、数量及び受入条件等を確認し、市町村が引き続き担う収集運搬や公費解体等の工程との整合を図る。

また、処理方法や工程の変更が受託範囲、費用負担又は役割分担に影響する場合は、県及び市町村が変更内容を協議し、必要な手続を確認した上で、双方の計画に反映する。

（４）契約・監督・進捗管理

県は、民間事業者へ業務を委託する場合、作業範囲、処理方法、数量の確認方法、処理先、環境・安全対策及び報告事項を仕様書等に明記し、契約手続を行う。契約後は、現場確認と実績報告により、契約内容に沿った処理が行われているか監督する。

また、搬入量、処理済量、未処理量及び支出状況を継続して把握し、計画した工程と比較する。処理の遅れや数量の変動が生じた場合は、原因と対応策を整理し、関係市町村及び事業者と、搬入計画、処理方法、工程等の見直しを調整する。

（５）受託範囲・期間の変更と終了・精算

県及び市町村は、処理見込み量や施設の稼働状況等の変化により、受託範囲又は期間の変更が必要となった場合、変更内容、役割分担及び費用への影響を協議する。その上で、規約等の変更を含む必要な手続を確認し、双方の処理実行計画や関係する契約に反映する。

受託業務の終了に当たっては、県及び市町村は、対象廃棄物の処理状況、継続中の契約、施設の撤去・用地の原状回復及び未処理案件の有無を確認する。市町村へ引き継ぐ業務がある場合は、担当者、対応方法及び今後の予定を文書で共有する。

県は、処理実績と費用を整理し、定めた費用負担に基づいて市町村と精算する。また、処理・契約・支払等の記録について、保存する主体と引継方法を確認し、受託業務の終了後も必要な説明ができるよう整理する。

表 5-12　県による受託業務の実施の役割分担

県の実施事項	市町村に残る業務	連携・判断の目安
・規約等に基づき、受託範囲、開始時点、引渡条件、費用負担及び責任分担を確認する。	・委託しない業務の実施体制を確保し、県との連絡窓口を置く。 ・受託業務に必要な情報・資料を提供する。	・県への委託は処理主体としての市町村の全業務が自動的に移るものではない。
・受託業務の組織、人員、予算、発注・契約及び監督体制を整える。	・住民広報、申請受付、一次仮置場等、市町村に残る業務を県の工程と調整する。	・県と市町村の境界となる廃棄物の引渡場所、品質、計量及び記録を明確にする。
・二次仮置場・仮設処理施設等の整備・運営、広域処理及び進捗管理を受託範囲で行う。	・搬入予定量、品目、時期及び前処理状況を県へ共有し、引渡条件を守る。	・搬入量又は性状が計画と異なる場合は、受入制限だけでなく工程・処理先を協議
・受託業務の実績と見通しを基に、県が作成した計画を見直す。	・市町村に残る業務の計画を見直し、県の受託業務との接続を確認する。	・受託範囲、期間、引渡条件又は処理方法を変更する場合は協議・手続を行う。
・受託範囲・期間の変更を協議し、必要な手続を行う。 ・終了時に実績、契約、財産、残置物及び費用を整理する。	・変更が市町村業務と住民対応に与える影響を整理する。 ・終了後に引き継ぐ業務・記録を受け取る。	・業務終了前に未処理物、継続契約、保証・瑕疵、原状回復及び精算方法を確認

【留意事項】

- 受託範囲を案件ごとに確認する

  ニ次仮置場という名称だけで県の実施と決めず、災害規模、市町村の対応能力及び規約等に基づき、県が実施する業務と市町村に残る業務を明示する。

10. 有害物等の処理と環境・安全管理

市町村は、有害物や処理が困難な廃棄物を他の廃棄物と区別し、性状に応じた保管・処理を行う。また、仮置場や処理施設の使用が長期化することを踏まえ、周辺環境への影響と作業上の危険を継続して確認する。県は、専門的な助言、処理先の確保及び関係機関との調整を支援する。県が受託して実施する業務については、県がこれらの管理を行う。

（１）有害物・処理困難物の処理

市町村は、石綿含有廃棄物、薬品、廃油、ガスボンベ等について、種類、数量及び保管場所を把握する。漏出、飛散、発火等を防止するため、それぞれの性状に応じて区分して保管し、専門業者や関係団体等と回収・処理方法を確認する。

内容物が不明な容器や危険性を判断できない物は、安易に開封・混合せず、関係機関や専門業者へ対応を相談する。また、保管から引渡しまでの状況と処理先を記録し、長期間放置されることがないよう管理する。

県は、市町村単独で判断や処理先の確保が困難な場合、関係部局、専門機関及び関係団体等と連携し、取扱方法の確認と処理先の調整を支援する。

（２）土砂系混合物の処理・再生利用

市町村は、土砂に廃棄物が混入した土砂系混合物について、発生場所、堆積状況、性状及び異物の混入状況を確認する。道路、河川、農地、宅地等の管理や復旧を担う部局と、撤去範囲、集積場所、運搬先及び処理の分担を明確にし、作業の重複や対応漏れを防ぐ。

処理に当たっては、土砂と木くず、コンクリートがら、金属くず等を可能な範囲で分別・選別する。有害物の混入や汚染が疑われる場合は、必要な調査を行い、その結果に応じて処理方法を決定する。

分別した土砂等を再生利用する場合は、利用先に応じた品質と安全性を確認し、利用量、搬出先及び使用場所を記録する。県は、関係部局や利用先との調整を支援する。

（３）環境モニタリングと安全衛生対策の継続

市町村は、仮置場や処理施設で取り扱う廃棄物、作業内容及び周辺の土地利用に応じて、粉じん、騒音、振動、悪臭、水質等の確認・測定を継続する。測定結果や周辺住民からの情報により問題を把握した場合は、原因を確認し、散水、覆いの設置、作業方法・時間の変更及び排水対策等を行う。

また、現場の管理者や作業を行う事業者と、保管物の発熱・発煙、廃棄物の崩落、重機と作業員の接触等の危険を点検する。作業区域と車両動線の区分、保護具の使用、休憩の確保等を徹底し、火災、事故、熱中症及び衛生上の問題の防止を図る。

県は、市町村による対策が困難な場合、専門機関等への相談や技術的支援を調整する。市町村は、確認・測定結果、実施した対策及び改善状況を記録し、現場の管理方法の見直しに活用する。

表 5-13　有害物等の処理と環境・安全管理の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・有害物・処理困難物の処理先、専門業者及び技術情報を市町村へ共有する。	・品目、性状、所有者・管理者及び保管場所を確認し、他の廃棄物と区分して保管・処理する。	・容器の破損、表示不明、漏えい、発火又は反応のおそれがある場合は触れずに専門機関へ相談
・廃棄物、土砂、海岸漂着物、道路啓開物等の事業区分を関係部局と調整する。	・混合物の発生場所、性状、生活環境上の支障及び他事業の対象を確認する。 ・選別後の利用・処理先を確保する。	・同一物を複数事業で計上せず、処理主体、費用及び引渡条件を明確にする。
・環境測定、石綿、火災等の専門家・資機材を調整し、市町村の対策を支援する。	・粉じん、石綿、騒音、振動、悪臭、水質、火災等を監視し、結果に応じて作業方法を改善する。	・周辺環境又は作業者への影響が認められる場合は作業停止を含めて対応
・事故・健康被害の情報を集約し、関係機関と再発防止を共有する。	・保護具、重機・車両動線、立入管理、休憩、熱中症・感染症対策等を継続する。	・作業内容、季節、現場条件の変化に応じてリスクアセスメントと安全教育を更新

11. 住民広報と相談対応

市町村は、災害廃棄物処理や公費解体の進捗、収集・搬入方法の変更等を住民へ伝え、処理の完了まで相談対応を継続する。県は、県全体の処理状況や共通する制度情報を発信するとともに、市町村による広報と相談対応を支援する。

（１）処理・解体の進捗と変更事項の周知

市町村は、災害廃棄物処理及び公費解体の進捗、今後の予定、住民に必要な手続等について、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、避難所や仮設住宅での掲示等を活用し、分かりやすく周知する。特に、収集方法、仮置場の開設・閉鎖、受入品目、搬入時間、分別・搬入ルール、窓口・仮置場の混雑状況及び申請期限等については、対象地域、実施日及び問合せ先を明確にし、最新の情報を速やかに発信する。また、情報の変更時には更新日時及び適用開始日を明示するとともに、重要な変更については事前に繰り返し周知する。情報発信に当たっては、在宅避難者や地域外への避難者、高齢者、障がい者、外国人等にも情報が届くよう、伝達手段や表現に配慮する。（資料 14 参照。）

県は、市町村が発信する情報を集約し、県全体の災害廃棄物処理の進捗や広域処理の状況と併せて、県のホームページやＳＮＳ等により情報提供を行う。また、市町村ごとに異なる搬入ルールや受入条件については、対象地域や問合せ先を明確にし、住民が最新の情報を確認できるよう市町村の情報発信を支援する。

（２）市町村の相談対応と県の支援

市町村は、ごみの排出、公費解体、費用償還等の相談内容に応じて担当窓口へつなぎ、相談内容、対応結果及び未解決事項を記録する。複数の部局に関係する案件は、庁内で情報を共有し、回答する担当と確認事項を明確にする。

個別の申請や解体予定に関する問合せには、本人確認と個人情報の保護に留意し、確認できた進捗や今後の手続を説明する。回答までに時間を要する場合は、その理由と今後の連絡方法を相談者へ伝える。

県は、市町村からの制度・技術上の相談に対応し、判断が困難な事項は国や専門家等へ確認する。共通する相談については、確認結果や説明例を市町村へ共有し、住民への説明に活用できるよう支援する。

（３）思い出の品・貴重品の返還等

市町村は、回収した写真、アルバム等の思い出の品について、発見場所や回収日等を記録し、保管場所と管理担当を定める。保管に当たっては、汚損や散逸を防ぎ、所有者等が確認できるよう整理する。

返還に向けて、閲覧場所、受付時間、問合せ先及び受取方法を住民へ案内する。写真等の公開や閲覧では個人情報に配慮し、返還時には所有者等であることを確認して、返還の記録を残す。

現金、貴金属等の貴重品は、警察と取扱いを確認し、引渡しの記録を保存する。思い出の品の保管を終了する場合は、保管期限と期限後の取扱いを検討し、住民へ事前に周知する。県が受託業務で回収した品については、関係市町村と保管・返還の分担を確認する。

表 5-14　住民広報と相談対応の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・処理進捗、広域処理、支援制度等の県全体情報を発信する。 ・市町村間で異なる情報は地域を明示する。	・収集、仮置場、公費解体、申請期限及び変更事項を複数媒体で周知する。 ・窓口や仮置場の混雑状況等、住民に必要な情報について、ＳＮＳを活用してリアルタイムに発信する。	・変更前の情報が残らないよう、更新日と適用開始日を示し、掲示物も差し替える。 ・仮置場の受入品目、搬入時間、分別・搬入ルール等に変更が生じた場合は、更新日時及び適用開始日を明示し、速やかに情報を更新する。 ・県と市町村の公表内容に相違が生じた場合は、最新の情報を確認し、速やかに修正する。
・制度、技術、法律等の専門相談と広報資料の作成を支援する。	・相談窓口を継続し、問合せ・苦情・要望を分類して担当部署へつなぐ。 ・回答と対応状況を記録する。	・同様の相談が増えた場合は個別回答だけでなく、周知内容・手続を改善する。
・必要に応じて多言語、やさしい日本語、音声等の情報提供を支援する。	・高齢者、障がい者、外国人、在宅避難者等にも情報が届く方法を用いる。	・デジタル媒体だけに依存せず、福祉部局、自治会、支援者等と連携する。
・思い出の品・貴重品の取扱事例や保管・返還の留意事項を共有する。	・洗浄・分類・保管・公開・返還を行い、貴重品は警察等と連携する。 ・保管期限とその後の取扱いを周知する。	・個人情報、所有者確認、閲覧時の防犯及び保管スペースを確保する。

12. 財政支援と災害査定

市町村、一部事務組合等の事業主体は、災害廃棄物の処理及び被災した処理施設の復旧について、適用される補助制度を確認し、申請と災害査定に必要な資料を整理する。

県は、制度情報の周知、申請に関する相談対応及び国との連絡調整を行う。県が受託した業務については、市町村と申請・実績報告等の分担を確認し、費用の重複計上や計上漏れを防ぐ。

（１）災害等廃棄物処理事業の申請・査定

１）補助申請に係る資料の整理・作成

市町村等の事業主体は、災害廃棄物の収集運搬、仮置場の設置・運営、処理及び公費解体等について、当該災害に適用される補助対象、申請手続及び必要書類を確認する。その上で、事業の必要性、実施範囲、対象数量及び費用の算定根拠を整理し、申請資料を作成する。

数量は、計量記録等による実測値と推計値を区別し、推計した場合は算定方法を示す。費用は、契約書、設計書、作業記録及び支払関係書類等と対応させ、補助対象となる経費とそれ以外の経費を区分する。

宅地内等に堆積した土砂と災害廃棄物が混在する場合は、環境省の「災害等廃棄物処理事業」と国土交通省の「堆積土砂排除事業」の連携を検討する。両事業を連携して実施する場合は、申請書類をいずれか一方の窓口に提出することができるほか、箇所図、気象資料、原因状況資料、図面・写真、堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料等を共通資料として活用することができる。

また、土砂、流木、がれき等が混在する場合は、分別後の処分内容に応じて、それぞれの事業に係る費用を整理する。両事業に共通して要する経費については、それぞれの事業の直接工事費等を踏まえ、適切に区分・整理する。

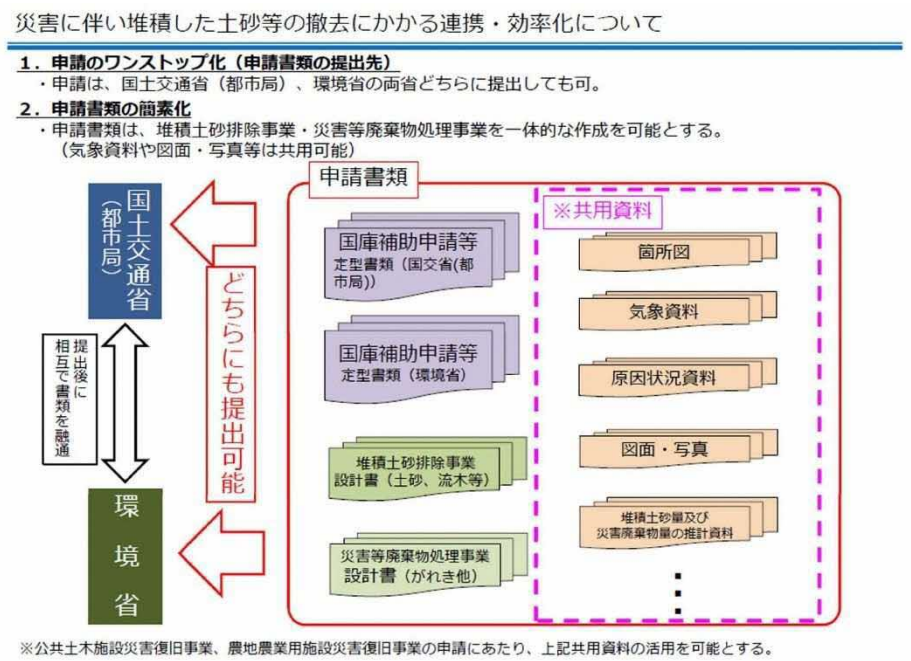

注：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和６年 10 月 28 日）

出典：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和６年 10 月 28 日）」農林水産省 農村振興局整備部防災課災害対策室長、国土交通省 都市局都市安全課都市防災調整官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長令和３年８月前線による大雨により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について（環境省事務連絡　令和３年８月 13 日）

図 5-3　申請書類のワンストップ化・簡素化

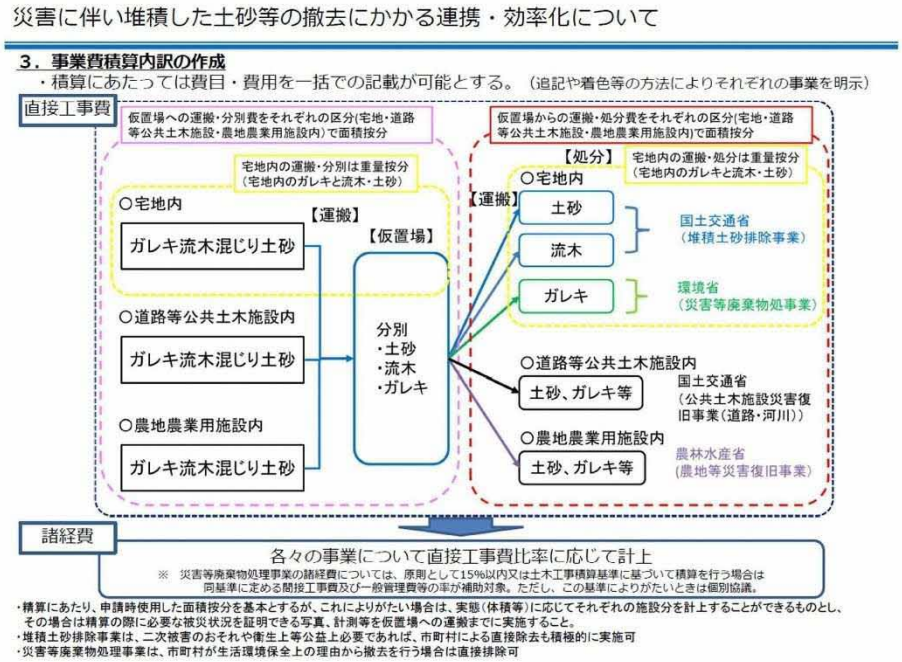

注：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和６年 10 月 28 日）

出典：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和６年 10 月 28 日）」農林水産省 農村振興局整備部防災課災害対策室長、国土交通省 都市局都市安全課都市防災調整官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

図 5-4　事業費積算内訳の考え方

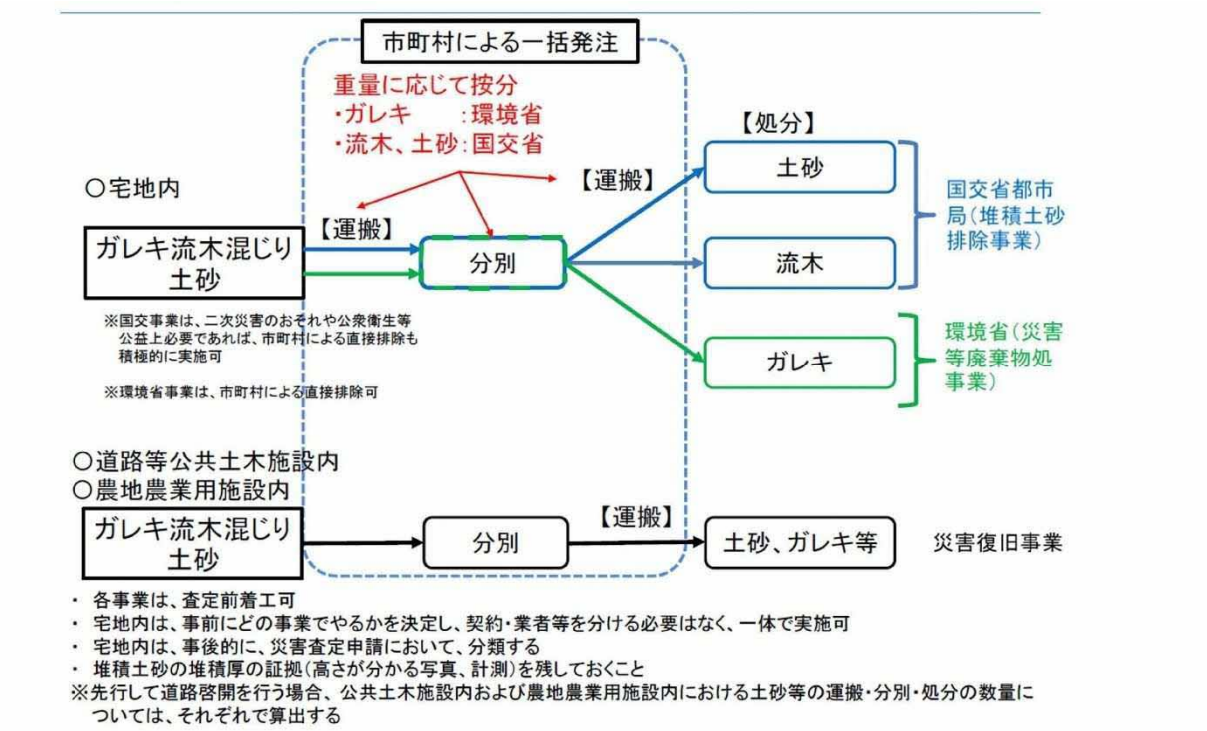

注：「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（通知）」堆積土砂等の事業例

出典：「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（通知）（令和６年 10 月 28 日）」農林水産省農村振興局整備部防災課 災害対策室長、国土交通省水管理・国土保全局防災課 総括災害査定官令和３年８月前線による大雨により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について（環境省事務連絡　令和３年８月 13 日）

図 5-5　堆積土砂等の事業例 ＜先に道路啓開を行う場合＞

２）災害査定への対応

災害査定に当たっては、被災状況、処理の必要性、採用した処理方法及び費用の妥当性を説明できるよう、写真、図面、数量集計表等を整理する。査定時の確認事項と回答内容は記録し、その後の申請内容の修正や実績整理に反映する。

災害査定に向けた資料の整理に当たっては、事業の必要性、実施内容、数量及び費用の妥当性を説明できるよう、次表の確認事項を基本として点検する。なお、補助対象や必要書類等の最終的な取扱いについては、当該災害に適用される制度及び国の通知等に基づき確認する。

表 5-15 災害査定に向けた主な確認事項

確認区分	主な確認事項	主な資料
① 被害状況	被災場所、被害の内容・範囲、災害との関係	被災写真、位置図、被害記録
② 事業の必要性	収集・撤去・処理等の必要性、採用した方法の理由	対応経緯、実施方針、作業記録
③ 処理数量	発生量、収集運搬量、処理量、推計値と実測値の区分	計量票、数量集計表、日報、算定資料
④ 事業費・積算	単価、数量、契約金額及び費用の算定根拠	設計書、見積書、契約書、積算資料
⑤ 契約・変更	契約方法の選定理由、変更の必要性・経緯	契約関係書類、協議記録、変更理由書
⑥ 実施・完了状況	事業の実施内容、完了状況、処理先との整合	作業前後写真、実績報告、搬出・受入記録
⑦ 補助対象の区分	他事業との費用区分、重複計上の有無	経費内訳書、他事業との区分資料

（２）処理施設の災害復旧事業の申請・査定

施設を管理する市町村、一部事務組合等の事業主体は、被災箇所、被害の程度、被災前の施設機能及び復旧に必要な工事を整理する。申請に当たっては、災害による損傷と復旧内容の関係を、写真、点検結果、図面及び積算資料等により説明できるようにする。

復旧工事に機能向上や改良を含む場合は、災害復旧として必要な範囲とそれ以外の範囲を区分し、補助対象の取扱いを県や国へ確認する。緊急に工事を実施する場合も、着手前の被害状況を可能な限り記録し、工事の必要性、実施内容及び数量を確認できる資料を保存する。

（３）県による相談対応・国との連絡調整

県は、市町村等へ補助制度、当該災害に係る通知、申請日程及び必要書類を周知し、事業内容や費用の整理に関する相談に対応する。補助対象や申請方法について判断が困難な事項は、中国四国環境局等へ確認し、その結果を関係市町村等と共有する。

また、市町村等の申請準備状況を把握し、資料の不足や未整理の事項がある場合は、必要な対応を助言する。災害査定に向けては、国と市町村等の間で日程や確認事項を調整し、円滑な申請・査定を支援する。

県は、市町村等の災害査定に向けた準備状況を確認する際、被害状況、事業の必要性、処理数量、積算根拠、契約及び実施記録等の資料について、説明に必要な事項が整理されているか確認する。複数の市町村に共通する疑義や補助対象の判断が困難な事項については、論点と関係資料を整理した上で国と協議し、確認結果を関係市町村等へ共有する。

（４）実績整理・精算と記録の保存

事業主体は、処理数量、工事数量、契約額、変更内容及び支払実績を照合し、実施した事業と費用の対応を確認する。計画や契約を変更した場合は、変更理由、協議経緯及び数量・金額への影響を整理し、必要な手続に反映する。

事業完了後は、適用される補助制度に従って実績報告と精算を行う。県への事務委託や複数の事業主体が関係する場合は、それぞれの負担額、支払状況及び申請額を照合する。

写真、計量記録、契約書、検査記録、支払関係書類及び国・県との協議記録等は、事業ごとに整理し、定められた期間保存する。担当者が異動する場合も、資料の保管場所、未完了の手続及び判断経緯を引き継ぎ、後日の確認に対応できるようにする。

表 5-16　財政支援と災害査定の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・国の制度、通知、申請・査定日程及び参考資料を市町村へ共有する。	・災害等廃棄物処理事業等の対象となる事業、数量、期間及び費用を整理する。	・補助対象の判断が難しい場合は、契約・実施前も含めて県へ早期相談
・積算、契約、写真、実績資料等の作成を支援し、共通課題を国と調整する。	・被災状況、作業前後、仮置場、解体、運搬、処理等の写真・日報・計量票を案件・契約別に保存する。	・写真は日時・場所・対象・作業内容が分かるよう、位置図・日報・数量と対応させる。
・査定時の説明、追加資料及び照会対応を支援する。 ・必要に応じて専門家を調整する。	・設計・積算、見積徴収、契約、変更理由、出来高、支払及び処理実績を説明できるよう整理する。	・緊急随意契約、単価変更、数量増減等は必要性と意思決定過程を記録
・県の受託事業は県が申請・査定・精算資料を整理し、市町村と費用を確認する。	・事業完了後に実績、契約変更、残額及び証拠書類を整理し、交付・精算手続を行う。	・処理実績、財務資料、公表値及び県への報告値を照合して差異を説明

【留意事項】

- 記録は後から作り直せない

  発災直後から写真、数量、作業、契約及び支出を記録する。復旧・復興期は不足資料を点検し、関係事業者から必要な原資料を回収する。

13. 処理の完了と通常体制への移行

県及び市町村は、災害廃棄物の未処理量と今後の発生見込みを確認し、処理の進捗に応じて仮置場や臨時の処理体制を段階的に縮小する。通常の収集・処理を継続できることを確認した上で支援を終了し、残る業務の引継ぎと記録の整理を行う。また、災害対応を検証し、得られた経験と課題を計画の見直しや平時の備えに反映する。

（１）一般廃棄物処理施設等の復旧

市町村、一部事務組合等の施設管理者は、被害状況と必要な処理能力を踏まえて復旧工事を進め、設備の安全性と処理機能を確認した上で稼働を再開する。段階的に再開する場合は、受入可能な廃棄物の種類、数量及び運転上の制限を関係市町村へ伝える。

市町村は、施設の復旧状況に応じて搬入先と収集運搬計画を見直す。県は、復旧後の処理能力と市町村の処理需要を確認し、代替処理先からの切替えや広域支援の縮小・終了を関係者と調整する。

（２）仮置場の縮小・閉鎖・原状回復

市町村等の仮置場の管理主体は、地域に残る災害廃棄物、公費解体等に伴う今後の搬入見込み及び場内の保管量を確認し、仮置場を縮小する時期と搬入を終了する時期を判断する。住民や関係事業者には、搬入終了日と、その後に廃棄物が生じた場合の相談先・搬入先等を事前に周知する。

搬入終了後も、場内に残る廃棄物の選別・搬出と環境・安全管理を継続する。全ての廃棄物を搬出した後は、仮設設備や残存物を撤去し、使用前の記録、土地の使用条件及び保管した廃棄物の性状等を踏まえ、必要な土壌等の確認・調査を行う。

管理主体は、確認結果に応じて必要な措置と原状回復を行い、土地所有者等と現地の状況を確認した上で返還する。

県は、市町村による閉鎖・原状回復について、技術的な相談対応や関係機関との調整を支援する。

（３）収集・処理体制の通常化と支援終了

市町村は、生活ごみ・し尿等を通常の人員、車両及び施設で継続して処理できることを確認し、臨時の収集日程や搬入先を通常の体制へ切り替える。変更する内容と開始日は、住民及び関係事業者へ事前に周知する。

県は、市町村の対応体制と残る業務を確認し、応援自治体や関係団体等と支援の終了時期を調整する。

市町村は、借用した車両・資機材の返却、未完了案件の引継ぎ及び連絡窓口の変更を行う。処理終了後も相談対応、費用の精算、補助金手続等が残る場合は、担当部署と対応期限を明確にする。

（４）県・市町村の対応検証と計画への反映

市町村は、初動対応、情報共有、収集運搬、仮置場、公費解体、受援及び住民広報等について、実施内容、効果及び課題を整理する。関係部局、一部事務組合等、事業者及び応援職員等の意見を踏まえ、対応が円滑に進んだ要因と改善が必要な事項を明らかにする。

県は、市町村の検証結果を集約するとともに、県による技術的支援、支援配分、広域処理及び受託業務等を検証する。県内で共通する課題と改善策は、市町村及び関係機関と共有する。

県及び市町村は、検証結果を災害廃棄物処理計画、各種手順書、協定、資機材の備え及び研修・訓練に反映する。改善事項ごとに担当と実施時期を定め、その後の点検や訓練を通じて対応状況を確認する。

表 5-17　処理の完了と通常体制への移行の役割分担

県の支援・調整	市町村の実施事項	連携・判断の目安
・施設復旧、通常処理への移行及び残る支援ニーズを把握する。	・施設管理者と本復旧を進め、代替収集・処理を段階的に終了する。 ・通常体制への移行日程を住民へ周知する。	・通常業務へ戻しても災害廃棄物の残量・契約・相談対応が継続できる体制を確保
・仮置場の閉鎖・原状回復について技術的支援を行い、必要に応じて関係部局と調整する。	・搬出完了、残置物、地下埋設物、汚染、土地の損傷等を確認し、土地所有者と原状回復・返還を確認する。	・使用前の記録と比較し、必要な土壌・水質等の確認、補修及び返還書類を整備
・広域処理、応援職員、協定団体等の支援終了を関係者と調整する。	・未処理案件、継続契約、保証、相談及び記録管理を通常組織へ引き継ぐ。	・支援者の撤収前に残業務、連絡先、資機材返却、費用及び記録の所在を確認
・県全体の対応を検証し、計画・協定・訓練等の改善事項を整理する。	・処理量、事業費、体制、受援、仮置場、公費解体、広報等を検証し、記録を保存する。	・担当者の異動前に検証を行い、改善事項に担当・期限を設定して平時の対策へ反映

【留意事項】

- 処理完了と支援終了を区分して確認する

  災害廃棄物の処理完了と、応援職員の派遣や広域処理等の支援終了は、必ずしも同時期とは限らない。県及び市町村は、次の事項を確認し、支援の継続、縮小又は終了を判断する。

  ① 災害廃棄物の未処理量と今後の発生見込みが把握され、残る廃棄物の処理先及び処理主体が明確であること。
  ② 生活ごみ・し尿等について、通常の収集・処理体制で継続的に対応できること。
  ③ 仮置場の閉鎖・原状回復、公費解体、契約、費用精算及び補助金手続等の未完了業務について、担当部署、対応期限及び引継ぎ先が明確であること。
  ④ 応援職員、広域処理及び民間事業者等による支援について、終了後の対応体制と関係者への連絡方法が確保されていること。